

本審査便覧の日本語訳は、欧州特許庁（EPO）の公式出版物である[Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)を翻訳したものであり、EPOの許諾を得てJETROが作成し公表するものです。EPOは、この日本語訳に対していかなる責任も有しておりません。また、JETROはこの日本語訳の内容について、正確を期すよう最大限の努力をしているものの、この日本語訳を利用したことによるいかなる損害に対しても責任を負いません。

また、本日本語訳は、参照用のための仮訳であり、最終的な内容の確認、照会についてはその原文（英語、フランス語又はドイツ語）において行われるようお願い致します。仮に、本日本語訳と原文との間で内容に齟齬があった場合には、原文が正しいものとします。

A部

方式審査のための便覧

目次

第I章 序文

1. 概要
2. 方式審査の責任
3. A部の目的
4. 方式に関するその他の部

第II章 出願及び出願時の審査

1. 出願先及び手続方法
 - 1.1 直接又は郵送による出願
 - 1.2 ファックスによる出願
 - 1.3 電子形式による出願
 - 1.4 その他の手段による出願
 - 1.5 書類の事後提出
 - 1.6 預金口座の引き落とし指示のEPOでの受理
 - 1.7 出願書類の送付
 - 1.8 出願番号システム
 - 1.8.1 2002年1月1日より前にされた出願

1.8.2 2002年1月1日以後にされた出願

2. 出願人の適格

3. 出願時の手続

3.1 受領；確認

3.2 国内管轄当局への出願

4. 出願冒頭の審査

4.1 出願日を付与するための最少限の要件

4.1.1 欧州特許を求める旨の表示

4.1.2 出願人に関する情報

4.1.3 明細書

4.1.3.1 先の出願への言及

4.1.4 不備

4.1.5 出願日

5. 図面又は明細書の一部の遅延提出

5.1 図面又は明細書の一部の遅延提出(求めによる場合)

5.2 図面又は明細書の一部の遅延提出(求めによらない場合)

5.3 出願日の変更

5.4 優先権に基づく欠落部分，出願日変更なし

5.4.1 欠落部分の遅延提出及び優先権主張

5.4.2 主張された優先権に欠落部分が完全に含まれている場合

5.4.3 主張された優先権の写し

5.4.4 優先権翻訳文

5.5 遅延提出された図面・明細書の欠落部分の取下

第III章 方式要件の審査

1. 総論

1.1 方式要件

1.2 更なる点検

2. 代理

2.1 要件

2.2 要件を充足しない場合

3. 様式上の要件

3.1 一般的注意事項

3.2 出願を構成する書類，差し替え書類，翻訳文

3.2.1 先の出願への言及による出願の様式上の要件

3.2.2 遅延提出された出願書類の様式上の要件

3.3 その他の書類

3.4 署名

4. 特許付与請求

4.1 一般的注意事項

4.2 願書様式の審査

4.2.1 出願人に関する情報

4.2.2 署名

5. 発明者の指定

5.1 一般的注意事項

5.2 発明者として記載される権利の放棄

5.3 別個の書類で提出された指定

5.4 通知

5.5 不備

5.6 指定の誤記

6. 優先権主張(F-VI も参照)

6.1 一般的注意事項

6.2 優先権を生じさせる出願

6.3 複数優先権

6.4 優先権書類の審査

6.5 優先権の申立

6.5.1 新たな優先権主張

6.5.2 既存の優先権主張の訂正

6.5.3 優先権主張の不備及び優先権の喪失

6.6 優先期間

6.7 先の出願の写し(優先権書類)

6.8 先の出願の翻訳文

6.9 優先権の資格がない場合

6.10 優先権の喪失

6.11 通知

6.12 単数又は複数の優先権の調査結果の写し

7. 発明の名称

7.1 要件

7.2 責任

8. 禁止事項

8.1 道徳又は「公の秩序」

8.2 誹謗するような陳述

9. クレーム手数料

10. 要約

10.1 一般的注意事項

10.2 要約の内容

10.3 要約に添付される図面

11. 締約国の指定

11.1 一般的注意事項

11.2 2009年4月1日以後に出願された欧州特許出願

11.2.1 指定手数料；期間

11.2.2 指定手数料の納付

11.2.3 指定手数料の未納に対する対応

11.2.4 指定の取り下げ

11.2.5 欧州段階へ移行したEuro-PCT出願

11.3 2009年4月1日以前に出願された欧州特許出願

11.3.1 指定手数料；期間

11.3.2 指定手数料未納の帰結

11.3.3 不十分な額の納付

11.3.4 取り下げられたものとみなされる出願

11.3.5 願書様式

11.3.6 締約国の表示

11.3.7 納付すべき額

11.3.8 指定国の取下

11.3.9 Euro-PCT出願の欧州段階への移行

12. 欧州特許条約の非締約国への欧州特許出願及び欧州特許の拡張

12.1 一般的注意事項

12.2 拡張手数料の納付期間

12.3 拡張の取り下げ

12.4 請求されたものとみなされる拡張

12.5 国内登録簿

13. 出願及び調査手数料

13.1 手数料の納付

13.2 追加手数料(出願書類が35頁を超える場合)

14. 出願の翻訳文

15. クレームの遅延提出

16. 不備の是正

16.1 手続方式審査官

16.2 不備を是正するために認められる期間

第IV章 特別規定

1. 欧州分割出願(C-IX, 1も参照)

1.1 一般注意事項

1.1.1 分割出願の出願時期

1.1.1.1 先の出願の要件：係属

1.1.1.2 自発的分割

1.1.1.3 強制的分割

1.1.1.4 第二世代以降の分割出願

1.1.1.5 分割出願の遅延提出に対する法的救済措置

1.1.2 分割出願を提出できる者

1.2 分割出願日；優先権主張

1.2.1 出願日

1.2.2 優先権主張

1.3 分割出願の提出

1.3.1 分割出願の提出先と提出方法

1.3.2 願書

1.3.3 言語の要件

1.3.4 締約国の指定

1.3.5 拡張国

1.4 手数料

1.4.1 出願，調査及び指定手数料

1.4.2 クレーム手数料

1.4.3 更新手数料

1.5 発明者の指定

1.6 委任状

1.7 その他の方式審査

1.8 分割出願に関する調査，公開，審査請求

2. 第61条出願

2.1 総論

2.2 付与手続の中止

2.3 付与手続の再開

2.4 期間の進行の中断

2.5 欧州特許出願の取下に関する制限

2.6 第三者による手続の遂行

2.7 新たな欧州特許出願

2.8 先の出願の拒絶

2.9 最終決定による権利の部分的移転

3. 博覧会出展

3.1 博覧会証明書；発明の特定

3.2 証明書又は発明を特定する書面の欠陥

4. 生物学的材料に関する出願

4.1 生物学的材料；その寄託

4.1.1 生物学的材料の新規寄託

4.1.2 先の出願への言及による出願

4.2 情報の欠落；通知

4.3 寄託された生物学的材料の専門家のみ利用

5. ヌクレオチド及びアミノ酸配列に関する出願

5.1 規則56に基づき提出される配列一覧

5.2 先の出願への言及による出願の配列一覧

6. 国内出願への変更

第V章 方式審査報告の通知；出願の補正；誤記の訂正

1. 方式審査報告の通知

2. 出願の補正

2.1 補正書の提出

2.2 方式上の補正に関する審査

3. 欧州特許庁への出願書類の誤記の訂正

第VI章 出願公開；審査請求；ファイルの審査部への送付

1. 出願公開

1.1 公開日

1.2 未公開；公開の回避

1.3 公開の内容

1.4 電子形式のみでの公開

1.5 欧州調査報告書の別途公開

2. 審査請求及び包袋(ドシエ)の審査部への送付

2.1 通知

2.2 審査請求期間

2.3 法的救済

2.4 審査部への包袋の送付

2.5 審査手数料の返還

2.6 審査手数料の減額

3. 調査見解書への応答

第VII章 言語

1. 手続言語に関する規定

1.1 承認言語；出願翻訳文の提出期間

1.2 手続言語

1.3 欧州分割出願；第61条出願

2. 書面手続における手続言語の特例

3. 証拠として使用される書類

4. 異なる言語で提出された書類

4.1 欧州特許出願を構成する書類

4.2 その他の書類

5. 優先権書類の翻訳文

6. 正文

6.1 一般的注意事項

6.2 正文と翻訳文との一致

7. 翻訳文の証明

8. 口頭審理における手続言語の特例

第VIII章 共通規定

1. 代理

1.1 職業代理人による代理

1.2 従業者による代理

1.3 共通代表者

1.4 職業代理人名簿；弁護士

1.5 署名入り委任状

1.6 包括委任状

1.7 委任状提出の求め

2. 書類の様式

2.1 欧州特許出願を構成する書類

2.2 差替書類及び翻訳文

2.3 その他の書類

2.4 写しの部数

2.5 書類の事後提出

3. 書類の署名

3.1 欧州特許出願後に提出される書類

3.2 欧州特許出願の一部を構成する書類

3.3 署名の方式

3.4 共同出願人

第IX章 図面

1. 図面とみなされる体裁の図式的方式

1.1 技術的図面

1.2 写真

2. 図面の表示

2.1 図面のグループ分け

2.2 図面の複製可能性

2.3 要約に添付する図

3. 用紙の規格

4. 図面の各紙葉の体裁

4.1 用紙の使用可能面積

4.2 図面紙葉の番号打ち

5. 図面の一般的配置

5.1 頁揃え

5.2 図番

5.3 全体図

6. 禁止事項

7. 図面の作図

7.1 線引き

7.2 陰影

7.3 断面

7.3.1 断面図

7.3.2 ハッチング

7.4 図面の尺度

7.5 数字，文字及び引用符号

7.5.1 引出し線

7.5.2 矢印

7.5.3 図面中の数字及び文字の高さ

7.5.4 明細書，クレーム及び図面での引用符号の統一的使用

7.5.5 図面間における引用符号の統一的使用

7.6 比例関係の変更

8. 図面の文言事項

9. 慣用記号

10. 図面の補正

11. 図面とみなされない体裁の図式的方式

11.1 化学式及び数式

11.2 表

11.2.1 明細書における表

11.2.2 クレームにおける表

第X章 手数料

1. 総論

2. 納付方法

3. 通貨

4. 納付を行ったとみなされる日

4.1 欧州特許機構の保有する銀行口座又はジャイロ口座への支払又は振込

4.2 欧州特許庁の預金口座

4.2.1 一般的注意事項

4.2.2 預金口座の補充支払

4.2.3 預金口座からの引き落とし

4.2.4 引き落とし指示の受領日；残高不足

4.3 自動引き落とし手続

5. 手数料の納付期日

5.1 総論

5.1.1 納付期日

5.1.2 手数料の額

5.2 特定の手数料の納付期日

5.2.1 出願手数料，調査手数料，指定手数料

5.2.2 審査手数料

5.2.3 付与及び印刷手数料

5.2.4 更新手数料

5.2.5 クレーム手数料

5.2.6 限定・取消，異議申立，審判，再審手数料

6. 期間内の納付

6.1 基本原則

6.2 期間満了10日前の未納防止措置

6.2.1 要件

6.2.2 預金口座の不足額を充当した場合における期間満了10日前未納防止措置の適用

6.2.3 引き落とし指示

6.2.4 通常の手数料率での手数料納付

6.2.5 納付額

6.2.6 権利喪失の通知

7. 納付の目的

7.1 総論

7.1.1 有効な納付の条件

7.1.2 納付の目的

7.2 指定手数料の場合における納付目的の表示

7.3 クレーム手数料の場合における納付目的の表示

7.3.1 欧州特許出願時に納付を要するクレーム手数料

7.3.2 欧州特許付与前に納付を要するクレーム手数料

8. 納付延期，法律扶助又は職権による救済の規定なし

9. 手数料の減額

9.1 総論

9.2 言語規定に基づく減額

9.2.1 条件

9.2.2 出願手数料の減額

9.2.3 審査手数料の減額

9.2.4 異議申立手数料の減額

9.2.5 審判請求手数料の減額

9.2.6 限定及び取消手数料の減額

9.2.7 再審申請手数料の減額

9.3 特別減額

9.3.1 補充的欧州調査についての調査手数料の減額

9.3.2 EPOが国際予備審査報告書を作成した場合の審査手数料の減額

9.3.3 国際出願の国際調査及び国際予備審査についての手数料の減額

10. 手数料の返還

10.1 一般的注意事項

10.1.1 法的根拠を欠く手数料の納付

10.1.2 有効でない手数料の納付

10.1.3 些少額

10.2 特別の返還

10.2.1 調査手数料の返還

10.2.2 追加調査手数料の返還

10.2.3 国際調査手数料の返還

10.2.4 審査手数料の返還

10.2.5 国際予備審査手数料の返還

10.2.6 規則37(2)による返還

10.2.7 付与及び公告のための手数料の返還

10.3 返還の方法

10.4 返還を受ける者

10.5 返還に代わる転用

11. 規則71A(5)に基づく手数料の控除

11.1 付与及び公告のための手数料の控除

11.2 クレーム手数料の控除

11.3 付与及び公告のための手数料とクレーム手数料の別枠控除

11.4 手続の続行の手数料及び各手数料の控除

第XI章 ファイルの閲覧；ファイルに含まれた情報の通知；欧州特許 登録簿の閲覧；認証謄本の発行

1. 総論

2. ファイルの閲覧

2.1 閲覧範囲

2.2 ファイルの閲覧手続

2.3 ファイル閲覧の制限

2.4 請求の秘密性

2.5 出願公開前のファイル閲覧

2.6 出願公開前の書誌事項の公開

3. ファイルからの情報の通知

4. 欧州特許登録簿の閲覧

5. 認証謄本

6. 欧州特許庁が発行する優先権書類

第I章 序文

1. 概要

この審査便覧A部は、次の事項を扱う。

- (i) 欧州特許出願の方式審査に関する要件及び手続(A-IIからVIまで)
- (ii) PCTによる国際出願及び欧州段階への移行における(i)の要件及び手続に対する変更(A-VII, VIII)
- (iii) 出願手続中又は特許付与後に生じる可能性がある、更に一般的な方式事項(A-IX)
- (iv) 欧州特許出願に附属する図面及び図式的表示の体裁並びに作成(X)
- (v) 手数料問題(A-X)
- (vi) ファイルの閲覧、ファイルに含まれている情報の通知、欧州特許登録簿の閲覧及び認証謄本の発行(A-XI)

2. 方式審査の責任

規則10
規則11(3)

この審査便覧A部に含まれる事項は、欧州特許庁のヘーグ、ミュンヘン又はベルリンの各庁舎の方式審査官に向けたものである。ただし、これらの事項は主として、欧州特許出願の方式要件を確実に充足させるべく欧州特許条約に基づいて特別に責任を有する、受理課に向けられている。出願が審査部へ移送されると、審査部が出願の方式について責任を負うが、ここで審査部への言及は、方式審査が委ねられている方式審査官も包含するよう意図したものであると理解すべきである(2007年7月12日付長官決定、OJ EPO2007, 特別版No. 3, F.2及び2009年8月31日付長官決定、OJ EPO 2009, 478(OJ EPO2010特別版No.1, D1と統合)を参照)。

3. A部の目的

方式審査官は、この審査便覧A部が、均質かつ迅速な方法で手続の遂行に役立つと考えられる知識及び背景事情を、自らに提供することを目的としていることに留意すべきである。ただし、このA部は、欧州特許条約及び同施行規則の規定を無視するような権限を与えるものではなく、この点に関しては、この審査便覧の概

説部3.2において特別の配慮をしている。

4. 方式に関するその他の部

方式審査官がこのA部のみを参照すべきであることを意図したものではない。関係職員は常に、他の部、特にE部を参照すべきである。

第II章 出願及び出願時の審査

1. 出願先及び手続方法

1.1 直接又は郵送による出願

75条(1)
規則35(1)
規則2(1)

欧州特許出願は書面で，持参，郵送又は通信技術手段(A-II, 1.2及び1.3参照)により，ミュンヘン，ヘーグ又はベルリンにある欧州特許庁の出願窓口に対して手続することができる。欧州特許庁のウィーン支部は，出願窓口ではない。

欧州特許庁の出願窓口の開設時間は，2007年7月12日付EPO 通知，OJEPO2007特別版No.3，A.2に公告された。欧州特許庁の出願窓口の少なくとも1が書類を受領するために開設されていない日付についても，同様に，欧州特許庁公報に一定間隔で公告される(E-VII, 1.4も参照)。

ベルリン及びミュンヘンの欧州特許庁の庁舎には，いつでも利用可能な自動受付箱が設けられている。ヘーグには今のところ自動受付箱が設けられていない。就業時間外には書類を門衛に手渡すことができる。

欧州特許出願は更に，(分割出願；A-IV, 1.3.1参照，及び第61条(1)(b)に基づく出願；A-IV, 2.7参照，を除く)締約国の中央工業所有権庁，又はその締約国の国内法が認めている場合は，他の管轄当局に対しても行うことができる(A-II, 1.7参照)。

1.2 ファックスによる出願

出願は，欧州特許庁の出願窓口又は締約国が認めている国内管轄当局に対してファックスでも行うことができる。現在，次がこれに該当する。オーストリア(AT)，ベルギー(BE)，ブルガリア(BG)，チェコ共和国(CZ)，デンマーク(DK)，フィンランド(FI)，フランス(FR)，ドイツ(DE)，ギリシャ(GR)，アイスランド(IS)，アイルランド(IE)，リヒテンシュタイン(LI)，ルクセンブルク(LU)，モナコ(MC)，ノルウェー(NO)，ポーランド(PL)，ポルトガル(PT)，サンマリノ(SM)，スロバキア(SK)，スロベニア(SI)，スペイン(ES)，スウェーデン(SE)，スイス(CH)及びイギリス(GB)。更なる詳細に

については、冊子「EPCに関する国内法」の最新版参照。

当該技術手段によって送られた書類が判読不能又は不完全である場合は、その書類は、判読不能又は送信が失敗した範囲に限り受領しなかったものとして扱う。送信元に対しては、速やかにその旨を通知しなければならない(2007年7月12日付EPO長官決定、OJ EPO2007特別版No.3, A.3参照)。

90条(5)

ファックスで行われた欧州特許出願に関しては、出願書類の品質が劣っている場合に限り、確認書面が要求される。この場合に欧州特許庁は2月以内に当該書類を提出するよう出願人に求める(規則2(1))。出願人が期間内に求めに従わなければ、欧州特許出願は拒絶される。ファイルの重複を避けるため、出願人に対して、紙形式の書類上に願番号又はファックス送付日、及び書類提出先の当局の名称を明示すること、並びにこれらの書類が「ファックスによる出願の確認書面」である旨を明確にすることが求められる。

1.3 電子形式による出願

欧州特許出願及び国際(PCT)出願は、オンライン又は電子データ記憶媒体のいずれかによる電子形式で欧州特許庁に対して行うことができる(2009年2月26日付EPO長官決定、OJ EPO2009, 182参照)。現在、ISO9660によるCD-R、並びにDVD-R及びDVD+Rがデータ記憶媒体として認められている(2007年7月12日付EPO長官決定、OJ EPO2007特別版No.3, A.5参照)。電子形式による欧州又は国際特許出願を構成する書類は、他のソフトウェアの使用が認められている場合を除き、EPOオンライン出願ソフトウェア若しくはPaTrASソフトウェアのいずれかを使用して作成しなければならない。このいずれも、願書様式を含んでいる(2009年2月26日付EPO長官決定第5条、OJ EPO2009, 182；2007年7月12日付EPO長官決定第2条、OJ EPO2007特別版No.3, A.5；2007年7月12日付EPO通達、OJ EPO2007特別版No.3, A.6参照)。

付与、異議申立、限定、取消、審判の各手続におけるその他の書類も電子形式で提出することができる(2009年2月26日付EPO長官決定、OJ EPO2009, 182)。特に、本決定の()審判手続におい

て提出された書類の強化型電子署名による真正性確認義務を定める第8条(2)参照。A-VIII, 2.5も参照)。

欧州特許出願は更に、電子出願を認めている締約国の国内管轄当局に対して、電子的に行うこともできる。

1.4 その他の手段による出願

2003年1月1日から、EP-EASYソフトウェアによって作成された磁気ディスクに紙形式の書類を添付する方法で欧州特許庁に対して欧州特許出願を行うことができなくなった(2002年10月1日付EPO通達, OJ EPO 2002, 515参照)。これは、ベルギー(BE), フィンランド(FI), フランス(FR), スウェーデン(SE), スイス(CH)及びイギリス(GB)の出願官庁に対して欧州特許出願を行う場合にも適用される。その他の方法での欧州特許出願, たとえば, 電子メールについては, 現在のところ認められていない(2000年9月12日付通達, OJ EPO 2000, 458参照)。

1.5 書類の事後提出

書類の事後提出については, A-VIII, 2.5及びA-II, 1.3第2段落参照。

1.6 預金口座の引き落とし指示のEPOでの受理

欧州特許庁及び(PCTによる)国際特許出願には, 手数料納付のため引き落とし指示を添付することができる。引き落とし指示をファックスによって送付する場合は, 二重引き落としの危険を避けるため, その後, 原本を提出すべきではない(OJ EPO 3/2009追補, 預金口座規則第6.2項, 第6.9項及び第6.10項参照)。小切手による納付の廃止については, A-X, 2を参照。

1.7 出願書類の送付

締約国の中央工業所有権庁は, 発明の秘密保持に関する国内法に適合する最短期間内に, 当該中央工業所有権庁又は当該締約国の他の管轄当局に対して行われた出願(A-II, 3.2参照)を欧州特許庁に送付しなければならない(小切手及び引き落とし指示の添付については, A-II, 1.6参照)。

ADA6.2項
ADA6.9項
ADA6.10項

77条(1)
規則37(1)

77条(3)
規則37(2)
135条(1)(a)

出願の主題が明らかに秘密保持を要さない出願については、欧州特許庁へ送付するための出願後6週間の期間が定められ、この期間は、更に秘密保持の要否の審査を要する出願に対しては、出願から4月に、又は優先権が主張されていれば優先日から14月に延長される。ただし、指定期間、すなわち、6週間又は4月の経過後であっても、出願日から又は該当する場合の優先日から14月以内に、ミュンヘン、ヘーグ又はベルリンのいずれかの庁舎が出願を受領した場合は、手続の対象にしなければならないことに留意すべきである。この最終期間内に到着しなければ、取り下げられたものとみなされる。規則37(2)に基づく期間に関する権利の回復及び手続続行は、この場合の権利の喪失が出願人の期間不遵守に起因するものではないので、不可能である(J 3/80参照)。ただし、第135条(1)(a)に基づく変更の請求を行うことができる(A-IV, 6参照)。

規則134(2)

規則37(2)にいう期間が規則134(2)の意味における郵便配達の中断又はその後の混乱の生じた日に終了する場合は、その期間は、当該中断又は混乱の期間の終わった日に続く最初の日まで延長される。

1.8 出願番号システム

1.8.1 2002年1月1日より前にされた出願

2002年1月1日より前にされた出願に関しては、次の番号システムが適用される。

出願番号は9桁で構成される。(左から右に向けて)出願番号の最初の2桁は出願年を示す。最後(9番目)の桁は検査数字である。出願番号の第3桁又は第3桁及び第4桁は出願地を示す。

残りの桁は、出願地に到着した順序で出願の番号を連続的に付すために使される。

特許協力条約(PCT)に基づき行われた国際出願であって「EP」を指定しているもの(「Euro-PCT出願」)には、3桁目に「7」、「8」又は「9」が付されている。

1.8.2 2002年1月1日以後にされた出願

2002年1月1日以後にされた出願に関しては、次の番号システムが適用される。

出願番号は9桁で構成される。(左から右に向けて)出願番号の最初の2桁は出願年を示す。最後(9番目)の桁は検査数字である。その間の残りの桁は、出願地に到着した順序で出願の番号を連続的に付すために使用され、特定の数值範囲の6桁の番号が、番号付与を開始する最小の番号となる。数值範囲は出願地を反映する。該当する場合は、この数值範囲を2に分割し、紙出願とオンライン出願とを区別するために使用される。

前記のことは、「EP」を指定する国際出願(「Euro-PCT出願」)にも適用されるが、これらの出願には前記の6桁の番号に専用の数值範囲が使用され、これは出願地を反映するものではない。

2002年に導入された数值範囲の一覧、及び該当する場合の対応する出願地の一覧は、OJ EPO 2001, 465で公表されている。

2. 出願人の適格

58条

欧州特許出願は、如何なる自然人若しくは法人又は関係法によって法人と同等とされる団体も、これを行うことができる。

60条(3)

欧州特許庁における手続の目的上、出願人は、欧州特許を受ける権利を行使する資格を有するものとみなす。

59条

118条

出願は、1の名義によって行うことができ、又は複数の名義によって共同出願人としても行うことができる。出願は、2以上の出願人によって異なった締約国を指定して行うこともできる。第1の出願人が締約国のあるグループを、第2の出願人が締約国の別のグループを指定し、両出願人が共同して締約国の第3のグループを指定することも生じ得る。1の特許に対して異なった複数の出願人がそれぞれ異なった締約国を指定している場合は、これらの出願人は、欧州特許庁における手続において共同出願人とみなされる(いつ、そして如何なる状況のときにこの段落で扱う事項に関して考慮が必要かについては、A-III, 4.2.1及び11.1参照)。

61条(1)

出願人以外の者が、欧州特許付与を受ける資格があると認められた場合は、その者は、当該出願について、前記出願人に代わって自己の出願として更に手続を進める選択権を有する(A-IV, 2参照)。

3. 出願時の手続

規則35(2)

3.1 受領；確認

出願の提出先となる当局は、それが欧州特許庁(ミュンヘン、ヘーグ若しくはベルリンの各庁舎)であるか又は国内管轄当局であるかに拘らず、出願書類に受領日を付し、かつ、受領証を出願人に交付しなければならない(ファックスによって受領された出願の日付については、2007年7月12日付EPO長官決定第5条, OJ EPO2007特別版No.3, A.3参照)。受領日は、書類の如何なる部分も消すことがないように又は直接的複製に不適切とならないように付さなければならない。受領証は、遅滞なく発行し、少なくとも、出願番号、書類の種類及び部数、並びに受領日を記載しなければならない。受領証には更に、出願人若しくは代理人の書類整理番号又は出願人を特定するために有用な他の情報も記載すべきである。オンラインによる欧州特許出願の受領は、送信セッション中に電子的に確認される。この確認の送信に失敗したことが明らかになる場合は、出願が行われた当局は、そこに提出された必要な表示において認められているその他の方法で確認を送信する(2009年2月26日付EPO長官決定第10条, OJ EPO2009, 182参照)。欧州特許庁は、請求があれば、そこに提出された書類の受領確認をファックスによっても行う(2007年7月12日付EPO長官決定第8条, OJ EPO2007特別版No.3, A.3参照)。書類の受領直後に受領証の発信をすることができるようにするため、次のことに注意すべきである。

- －ファックスによる受領証発行の請求書を、書類の提出と同時に発信しなければならないこと
- －受領証を送付すべき郵便又はファックスの宛先を記載しなければならないこと、及び
- －所定の事務手数料の納付証又は預金口座の引き落とし指示を同

封しなければならないこと（ファックスによる受領通知の場合のみ）

管理手数料の額については、欧州特許庁公報で定期的に示されている。

3.2 国内管轄当局への出願

規則35(3)

出願が国内管轄当局に対して行われた場合は、その当局は、欧州特許庁に対して出願書類の受領について遅滞なく通知し、かつ、書類の種類及び受領日、出願番号、並びに主張された優先日を表示しなければならない。国内管轄当局は、出願人又は代理人の書類整理番号が付されている場合は、これらについても同様に記載することが推奨される。実務上、前述した情報は、出願自体を欧州特許庁に送付することによって提供されるが、例外的に国内官庁による国家安全保障に関する点検のために遅延する場合は、当該官庁から別途通達が欧州特許庁に送付される。

規則35(4)

欧州特許庁は、締約国の中央工業所有権庁から移送された出願を受領したときは、出願人に欧州特許庁の受領日を通知する(OJ EPO 1990, 306参照)。この通知を受領した後、出願に係る他のすべての書類は、欧州特許庁に対して直接送付しなければならない。

77条(3)

規則37(2)

規則112(1)

出願が、出願から14月以内又は優先権主張の場合は優先日から14月以内に、締約国の中央工業所有権庁から欧州特許庁へ移送されず、したがって取り下げられたものとみなされた場合は(A-II, 1.7参照)、出願人にその旨を通知しなければならない。手数料は、納付済みの割増料金及び納付期日前に納付した手数料を含み、すべて返還しなければならない。

4. 出願冒頭の審査

4.1 出願日を付与するための最少限の要件

90条(1)

規則10(1)

欧州特許庁は、出願が出願日を付与するのに必要な最少限の要件を充足しているか否かについて決定するため審査する(これは審査部が責任を負う前に発生するので、受理課が点検を行う)。これ

規則40(1)(a)

規則40(1)(b)

規則40(1)(c)

らの要件は、出願書類が次の事項を含む場合に充足される。

- (i) 欧州特許を求める旨の表示
- (ii) 出願人を特定するか又は出願人と連絡が取れる情報、及び
- (iii) 先の出願1件の説明又は言及

出願日を得るために、出願人はクレームを提出する必要はない。出願人がクレームなしで出願を行ったが、出願日を得るための要件をすべて充足していれば、出願人は規則57(c)及び規則58に基づき少なくとも1のクレームを提出するよう求められる(A-III, 15参照)。

先の出願に言及して明細書が提出された場合(A-II, 4.1.3.1参照)は、規則40(2)に基づき出願日を得るためには、出願に次の情報を含めなければならない。

- (i) 先の出願の出願日
- (ii) 出願番号
- (iii) 出願先の官庁
- (iv) この言及によって明細書及び図面を置き換える旨の表示

出願日を付与されるためには、これらの書類は、方式又は体裁に関する特別の要件を満たさなくてもよい。ただし、書類は、情報の識別を可能とするのに十分な判読性を備えていることが必須である。

4.1.1 欧州特許を求める旨の表示

所定の願書様式又はepoline®オンライン出願ソフトウェアを使用することによって、A-II, 4.1(i)にいう「特許付与を求める旨の表示」(A-III, 4参照)を最も良く行うことができる。

4.1.2 出願人に関する情報

出願日を得る目的で、次のいずれかの情報を提出しなければならない。

- (i) 出願人を特定する情報、又は

(ii) 出願人と連絡が取れる情報

複数出願の場合は、出願日を得る目的で、前述した情報はいずれか1についてのみ提出すればよい。(ii)の出願人と連絡が取れる情報は、特に次であれば充足したものとみなされる。

- (a) 出願人の代理人の名称及び宛先
- (b) ファックス番号
- (c) 私書箱番号

提出された情報が出願日を認めるために十分であるが欧州特許庁が第133条(2)に基づき出願人に代理人を要求するか否かを確定するのに十分でなければ、A-III, 16で概説する手続が行われる。

出願人に関する前記の情報が前述した要件を満たしているか否かを判断するときは、欧州特許庁は、提出された書類に含まれているすべてのデータを考慮する(J 25/86)。この段階では、出願人の法律的適格又はその出願に関する権限に関して異論を提起すべきではなく、又は共同出願人の場合は各出願人による指定国に関して疑義があっても、異論を提起すべきではない。

4.1.3 明細書

明細書の内容は、精査を要さない。明細書を含むものと見受けられる書類を確認すれば十分である。明細書の提出に代えて出願人が先の出願に言及した場合には、A-II, 4.1.3.1参照。

4.1.3.1 先の出願への言及

出願書類の提出に代えて、出願人は規則40(1)(c)に基づき先の出願に言及することができる。言及の基礎となる先の出願について優先権を主張する必要はない。

規則40(2)

出願日に関する要件の詳細

規則40(2)に基づき、出願日を取得する目的で、出願人は出願日に関し次の詳細を表示しなければならない。

- (i) 先の出願の出願日
- (ii) 出願番号
- (iii) 出願の受理官庁
- (iv) この言及によって明細書及び図面に代える旨の表示

言及される先の出願は、実用新案出願であってもよい。

規則40(3)

先の出願の写し

出願人は出願日から2月以内に、先の出願の認証謄本を提出しなければならない(規則40(3))。ただし、規則40(3)最終文に従い、長官が定める条件に基づき先の出願が既に欧州特許庁において利用可能となっている場合は、この要件は適用されない。2009年9月14日付欧州特許庁通達、OJ EPO2009, 486によると、先の出願が、欧州出願又はPCTに基づく受理官庁としての欧州特許庁に出願された国際出願に該当する場合は、認証謄本は提出不要である。これ以外の場合は、言及されている先の出願の認証謄本は、規則40(3)に基づく期間内に提出しなければならない。

言及されている先の出願が優先権主張されている場合、出願日に関する要件(規則40(3))及び優先権主張に関する要件(規則53(1), A-III, 6.7を参照)の両方を充足するために認証謄本を一通のみ提出する必要がある。

特許出願への言及によりなされる分割出願については(A-IV, 1.3.1参照), 親出願が欧州出願又は受理官庁としての欧州特許庁に提出された国際出願である場合、欧州特許庁の当該分割出願のファイルに写しが自動的に含まれる。

規則40(3)

先の出願の翻訳文

先の出願が EPO 公用語の一によるものでない場合は、出願人は、出願日から 2 月以内に当該公用語の一による翻訳文も提出しなければならない(規則 40(3))。欧州特許庁において、先の出願の翻訳文が既に利用可能となっている場合は、これの写しが無料でファ

イルに含まれ、出願人は提出不要である(規則 40(3))。

なお、先の出願が第 14 条(4)(欧州特許条約締約国の公用語の一)に基づく言語によるものである場合は、出願人は、規則 6(3)が適用される資格を有していることを条件として、出願手数料の減額を受けることができる(A-X, 9.2.1 及び 9.2.2 参照)。規則 40(1)(c)に基づく先の出願への言及によって明細書が提出されている場合は、先の出願が第 14 条(4)に定める言語によるものであるが、規則 57(c)及び規則 58 に基づき出願日後に EPO 公用語の一によってクレームが提出されている場合であっても、減額が適用される。これは、出願日を確定する必須要件(明細書の規定、規則 40(1)(c)参照)が減額の適用を受ける言語によって提供されているからである(G 6/91 準用)。

クレーム

出願人は、先の出願のクレームを、出願時のクレームの代わりとする旨の希望を表示することもできる。この表示は出願日に行わなければならない、願書様式(様式 1001)の適切な欄にチェック印を付して行うことが望ましい。この表示を行った場合は、先の出願のクレームが調査の基礎となり、規則 57(c)の要件を充足するため、規則 58 に基づくクレーム遅延提出の求めは行われない。

出願人が先の出願のクレームについて言及していないが、その明細書及び図面のみについて言及している場合、当該言及の提出と同時に(すなわち出願日)にクレーム一式を提出することができる。出願人がクレームを提出しなければ、欧州特許庁はクレームの提出を求める(A-III, 15 参照)。

4.1.4 不備

90条(1)(2)
規則55

欧州特許庁(受理課)は、次のいずれかの不備、すなわち、規則40(1)(a)－欧州特許を求める旨の表示がないこと、又は規則40(1)(c)－先の出願の明細書又は言及が含まれていないこと、を発見して出願日を付与することができない場合は、その旨を出願人に通知し、通知から延長不可能の2月以内に不備を是正するよう求める。出願人が不備を期間内に是正しない場合は、出願人に

対し当該出願が欧州出願として扱われない旨を通知する。納付された手数料は返還される。

出願人に関する情報が欠落している場合、又は欧州特許庁が出願人に連絡することができない場合(規則40(1)(b)に基づく不備)は、当該通知は送付されない。ただし、出願人が書類原本の受領日から2月以内に当該不備を自発的に是正した場合は、規則40の要件をすべて充足した日が出願日となる。当該期間の末日までに規則40の要件が充足されなければ、出願は欧州特許出願として扱われず、出願人は意図する欧州出願に関する書類をすべて再提出しなければならない。

先の出願への言及による出願

先の出願への言及によって出願されたが、欧州特許庁(受理課)が次のいずれかの情報、すなわち、

- (i) 先の出願の出願日、
 - (ii) 出願番号、
 - (iii) 出願先の官庁、
 - (iv) この言及によって明細書及び図面を置き換える旨の表示、
- が欠落していることを発見した場合は、欧州特許庁は、前述した手続を行い、かつ、2月以内に不備を是正するよう出願人に求める(規則55)。出願人が期間内に不備を是正しない場合は、出願は欧州出願として扱われない。

出願人が出願日から2月以内に先の出願の認証謄本を提出せず(規則40(3))、当該書類が欧州特許庁において利用可能となっていないければ(A-II, 4.1.3.1参照)、欧州特許庁は、規則55に基づく通知も出願人に送付し、延長不可能の2月以内に提出するよう求める。出願人が期間内に認証謄本を提出しない場合は、出願は同様に欧州出願として扱われない。出願の翻訳文も要求されているが、前記の期間内に提出されていなければ、A-III, 14に記載する手続が行われる。翻訳文が欠落している場合であっても出願日は影響を受けない。

4.1.5 出願日

出願に対して付与される出願日とは、出願がA-II, 4.1の要件を充足し、更に次のいずれかに該当する日である。

- (i) 欧州特許庁若しくは国内管轄当局の受領日、又は
- (ii) 出願人が不備を是正した日付であって、A-II, 4.1.4にいう2月の期間を超えない日。この場合は、出願人に、その出願に付与された出願日を通知する。

前記(ii)の場合は、1の例外が存在する。先の出願への言及によって出願され、出願人が先の出願の認証謄本を、規則40(3)に基づき要求される出願日から2月以内に提出しない場合は、出願人は、規則55に基づく通知から2月以内に提出するよう求められる。出願人がこの2月以内に認証謄本を提出した場合は、出願日を得るための他の要件すべてを充足していることを条件として、出願は原出願日を維持する。

出願人が出願日後に明細書又は図面の一部を挿入する場合も、出願日に変更される可能性がある(A-II, 5参照)。

5. 図面又は明細書の一部の遅延提出

5.1 図面又は明細書の一部の遅延提出(求めによる場合)

90条(1)
規則56(1)
規則56(4)(a)

出願が行われた時点で、出願日を認めることができるか審査される。この点検中に、明細書又は図面の一部が欠落していることを欧州特許庁が発見した場合は、欧州特許庁は、通知から2月以内に欠落部分を提出するよう出願人に求める。出願人が期間内に求めに応じなければ、欠落部分の言及はすべて削除されたものとみなされる。

5.2 図面又は明細書の一部の遅延提出(求めによらない場合)

規則56(2)
規則56(4)(a)

出願人は、明細書又は図面の欠落部分を自発的に(欧州特許庁からの求めなしで)出願日から2月以内に提出することもできる。出願人が同期間内に欠落部分を提出しない場合は、欠落部分への言及は、すべて削除されたものとみなされる。ただし、欧州特許庁が欠落部分の提出を出願人に求めた場合は、規則56(1)に基づく期間が優先する(A-II, 5.1参照)。

原出願日から2月以内に、出願人が原出願に図面及び／又は明細書の一部の添付を失念したことに気付いた場合は、欧州特許庁が欠落部分の提出を出願人に求めない場合は、出願人は原出願日から2月経過後にはそれらを提出することができなくなるので、規則56(2)に基づき速やかに自発的に提出することが推奨される。

5.3 出願日の変更

規則56(2)

出願人がA-II, 5.1若しくはA-II, 5.2で説明した手続によって明細書又は図面の欠落部分を提出した場合は、出願日は、欧州特許庁が欠落部分を受領した日に変更される。出願人は新しい出願日の通知を受けるが、A-II, 5.4で説明する例外の適用がある。

「図面」とは、単一の、番号が付された図をいう。原出願の図の一部のみが欠落している場合であっても、規則56に基づき全体図のみが認められる。

5.4 優先権に基づく欠落部分、出願日変更なし

規則56(3)

出願人がA-II, 5.1若しくはA-II, 5.2で説明した手続によって出願日後に明細書又は図面の欠落部分を提出した場合は、次の基準を満たすことを条件として、出願日は変更されない。

- (i) 欠落部分を、適用される期間内*に提出すること
- (ii) 出願が優先権を主張していること(A-II, 5.4.1参照)
- (iii) 出願人が、出願日の変更を避ける目的で、遅延提出部分を優先権主張の基礎とする旨の請求を、適用される期間内*に行うこと(A-II, 5.4.1参照)
- (iv) 明細書又は図面の遅延提出部分が、優先権主張の基礎となる出願に完全に含まれていること(A-II, 5.4.2参照)
- (v) 出願人が、適用される期間内*に優先権主張の基礎となる出願の写しを提出すること(規則53(2)に基づき欧州特許庁において写しが既に利用可能となっている場合を除く)(A-II, 5.4.3参照)
- (vi) 優先権書類がEPO公用語の一によるものでない場合は、出願人は、適用される期間内*に同言語の1による翻訳文を提出すること。ただし、規則53(3)に基づき欧州特許庁において翻訳

規則56(3)(a)

規則56(3)(b)

文が既に利用可能な場合を除く(A-II, 5.4.4参照)。
規則56(3)(c) (vii) 優先権書類, 及び該当する場合の同翻訳文のいずれの部分に, 遅延提出される明細書又は図面の欠落部分が完全に含まれているのか表示し, 同表示を, 適用される期間内*に行うこと(A-II, 5.4.2参照)

*適用される期間についてはA-II, 5.1又はA-II, 5.2のいずれか該当するものを参照。

基準(i)が充足されない場合は, 当該部分の遅延提出は行われなかったものとみなされ, 規則56(4)(a)に基づき出願中の関係する言及はすべて削除されたものとみなされる(A-II, 5.1及びA-II, 5.2参照)。この場合は, 出願日は変更されないが, 遅延提出部分は出願に含まれない。

規則56(2) 規則56(3)に基づく請求が, 前記基準(ii)から(iv)までの1以上を充足していない場合は, 規則56(2)に基づき, 出願日は欧州特許庁が遅延提出された欠落部分を受領した日に変更される。欧州特許庁は, 規則56(2)に基づき当該通知を出願人に送付する。

規則56(5) 規則56(3)に基づく請求が, 前記基準(v)から(vii)までの1以上を充足していない場合は, 規則56(5)に基づき, 出願日は欧州特許庁が遅延提出された欠落部分を受領した日に変更される。欧州特許庁は, 規則56(5)に基づき当該通知を出願人に送付する。

5.4.1 欠落部分の遅延提出及び優先権主張

規則56(3)に基づく請求に関して, 欧州特許庁は, 優先権主張の要件を充足しているか点検する(A-III, 6参照)。

出願人が規則56(3)に基づく請求を行う場合(A-II, 5.4参照)は, 当該優先権主張は遅くとも請求が行われるまで存在していなければならない。これに関して, 出願人は単一の提出物で同時に次の請求をすることができる。

(i) 規則52(2)に基づき, 出願時に存在していなかった新たな優先権主張を導入すること, 及び

(ii) 規則56(3)に基づき、遅延提出された明細書又は図面の欠落部分を当該優先権主張の基礎とすること

これは、前記の同時請求が、新たな優先権主張を導入するための規則52(2)に基づく期間(A-III, 6.5.1参照)、及び規則56(3)に基づき請求を行うための期間の両方を遵守していることが条件となる(A-II, 5.1又はA-II, 5.2のいずれか該当するものを参照)。この条件に該当する場合は、優先権主張のための規則56(3)に基づく要件は充足される(A-II, 5.4(ii)参照)。

これ以外の方法として、出願人は(i)の請求を早期に行い(この場合も規則52(2)に基づく期間内に請求しなければならない)、その後(ii)の請求を行うこともできる(この場合も適用される期間内に請求しなければならない)。ただし、この場合に(ii)の請求は、優先権を主張しない場合に行われるものであり、規則56(3)の要件が満たされないので、(i)の請求前に(ii)の請求を行うことはできない。

5.4.2 主張された優先権に欠落部分が完全に含まれている場合

優先権書類の翻訳文が要求されず、出願書類及び優先権書類が同一の公用語である場合に、出願の遅延提出部分が優先権主張の基礎となる出願に「完全に含まれている」ものと認められるのは、規則56(3)(c)に基づき出願人が特定した優先権主張の部分に同一の図面が同一の注釈を伴って含まれている場合、又は明細書の遅延提出部分については、同一の文が含まれている場合のみである。

優先権書類の翻訳文が要求される場合に、出願の遅延提出部分が優先権主張の基礎となる出願に「完全に含まれている」ものと認められるのは、規則56(3)(c)に基づき出願人が特定した優先権主張の部分に同一の図面が同一の注釈を伴って含まれている場合、又は明細書の遅延提出部分については、同一の文が含まれている場合のみである。

5.4.3 主張された優先権の写し

規則56(3)に基づく請求を行うために要求される優先権書類の写しは、認証が不要である。ただし、出願人が規則56(3)に基づく請求に関して認証謄本を提出した場合は、出願人は、規則53(1)に基

づく優先権主張に関して、同書類を再提出する必要がなくなる。優先権主張の基礎となる出願の写しが、長官が定める条件に従い規則53(2)に基づき欧州特許庁において既に利用可能となっていれば、出願人は同写しを提出する必要はない。現在、これは優先権主張の基礎となる出願が次の1に該当する場合に適用される(2009年3月17日付EPO長官決定、OJ EPO2009, 236参照)。

(a)欧州出願

(b)受理官庁としての欧州特許庁に提出された国際出願

(c)日本特許又は実用新案登録出願

(d)韓国特許又は実用新案登録出願、又は

(e-f)米国特許商標庁との文書交換協定の対象となる米国特許出願又は仮特許出願(OJ EPO 2007, 473及びA-III, 6.7参照)

5.4.4 優先権翻訳文

優先権主張の基礎となる出願の翻訳文が規則53(2)に基づき欧州特許庁において既に利用可能となっていれば、出願人は同翻訳文を提出する必要はない。

優先権主張の基礎となる出願がEPO公用語の一によるものであり、欧州出願が欧州特許庁の異なる公用語による場合は、出願人は、規則56(3)(b)に基づき優先権書類の翻訳文を提出する必要はない。ただし、優先権主張の基礎となる出願と欧州出願とで言語が異なるので、新規に導入された図面(注釈が含まれている場合)又は明細書の一部が優先権主張の基礎となる出願に「完全に含まれている」という要件を充足しなくなる(規則56(3))。これは出願人が適用される期間内に次のいずれかを提出すれば克服される(A-II, 5.1又はA-II, 5.2のいずれか該当するものを参照)。

- (i) 明細書又は図面の欠落部分を完全に含むものとして出願人が特定した、優先権主張の基礎となる出願における公用語から、欧州出願における公用語への翻訳文(規則56(3)(c))、又は
- (ii) 遅延提出された明細書又は図面の欠落部分が、規則56(3)(c)に基づき出願人が特定した優先権書類の正確な翻訳文である旨の宣誓書

ここでの優先権書類の翻訳文は、規則56(3)の「完全に含まれている」という要件を満たすために要求されるものであって、規則56(3)(b)の翻訳文の要件とは異なるので、全文を翻訳する必要はない。

5.5 遅延提出された図面・明細書の欠落部分の取下

規則56(2)

規則56(4)

出願人が明細書又は図面の欠落部分を提出したが、この遅延提出部分を優先権主張の基礎とするよう請求しなかった場合は、出願人は、欧州特許庁から新たな出願日について通知を受ける(A-II, 5.3参照)。出願人は通知から1月以内に、出願の遅延提出部分を取り下げることができ、取り下げた場合は、出願日の再付与は行われなかったものとみなされ、明細書又は図面の欠落部分に関する言及はすべて削除されたものとみなされる。欧州特許庁は、その旨を出願人に通知する。

規則56(2)

規則56(5)

規則56(4)

出願人が明細書又は図面の欠落部分を提出し、この遅延提出部分を優先権主張の基礎とするよう請求したが、所定の期間内に規則56(3)に基づく要件を満たさなかった場合は、出願日は、欧州特許庁が出願の遅延提出部分を受領した日に変更される(規則56(2)又は(5))。欧州特許庁は新たな出願日を出願人に通知する。出願人は通知から1月以内に、出願の遅延提出部分を取り下げることができる(規則56(6))。出願人が当該部分を取り下げた場合は、出願日の再付与は行われなかったものとみなされ、明細書又は図面の欠落部分についての言及はすべて削除されたものとみなされる(規則56(4))。欧州特許庁はその旨を出願人に通知する。

欠落している図についての言及、たとえば、「第4図を参照」が削除されたものとみなされた場合は、当該言及部分で引用している参照記号も削除されたものとみなされる。ただし、当該言及の中で、言及しなくても依然として技術的に意義を有している技術的情報があれば、たとえば、「第4図を参照、冷却器(2)を備えた蒸留塔(1)」は、「冷却器を備えた蒸留塔」のように保持される。

出願の欠落部分が遅延提出されたが、規則49の様式上の要件が充足されない場合は、出願人が当該部分を取り下げないまま当該部分を取り下げるための1月の期間が経過するまで、欧州特許庁は規

則58に基づき当該不備の是正を出願人に求めない(A-III, 3.2.2参照)。

第III章 方式要件の審査

1. 総論

90条(3)

1.1 方式要件

出願書類が充足しなければならない方式要件であって、受理課の審査に委ねられるものは、第90条(3)に規定されている。これらの要件は、次の事項に関するものである。

- (i) 代理
- (ii) 出願の様式上の要件
- (iii) 要約
- (iv) 特許付与請求
- (v) 先権主張
- (vi) 明者の指定
- (vii) 翻訳文(要求される場合)
- (viii) 少なくとも1のクレームの存在
- (ix) 出願及び調査手数料

1.2 更なる点検

前記事項に加えて、受理課は次のことを行わなければならない。

規則45(1)(2)

規則25

55条(1)(b)

規則31

規則30

- (i) 出願公開時に公表される発明の名称が一般的に規則41(2)(b)の要件に適合することを確実にするため、明細書及びクレームの予備点検を行うこと
- (ii) 所定のクレーム手数料が納付されているか否か点検すること (A-III, 9も参照)
- (iii) 第55条(1)(b)によって発明が出展された場合は、規則25による博覧会出展の証明書が提出されたか否か点検すること (A-IV, 3も参照)
- (iv) 生物学的材料に関する欧州特許出願の場合は、規則31(1)(c)及び(d)に基づく情報が完全であるか否か点検すること (A-IV, 4も参照)
- (v) ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列に関する発明の場合は、所定の配列一覧も提出されているか否か点検すること

(A-IV, 5及び2011年4月28日付EPO長官決定, OJ EPO2011, 372 ; 2011年4月28日付EPO 通達, OJ EPO 2011, 376も参照)

前記の各段落の要件, 及び当該要件に適合しない場合に採るべき手続は, この章の後続の項において扱う。

2. 代理

2.1 要件

方式審査官は, A-VIII, 1に定める代理についての要件が充足されていることを確認しなければならない。検討すべき主要点は次のとおり。

- (i) 居所又は主たる営業所を締約国に有していない出願人は, 第134条(8)の要件を充足する有資格職業代理人又は弁護士によって代理されなければならないこと
- (ii) 出願人が締約国の1に居所又は主たる営業所を有しており, 従業者によって代理される場合は, その従業者が委任を受けていること, 及び
- (iii) 代理人への委任状が必要な場合(A-VIII, 1.5及び2007年7月12日付EPO長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, L.1参照)は, それが整っており, 正しく署名され(A-VIII, 3.2及び3.4参照), 適時に提出されていること

2.2 要件を充足しない場合

代理に関する規定を充足しない場合の効果, 及び不備を処理するための方式審査官による処分に関しては, A-III, 16で考察する。

3. 様式上の要件

3.1 一般的注意事項

90条(3)

方式審査の対象となるすべての出願は, 以下に記載される様式に関する要件を充足しているかについて審査される。要件を充足していない場合については, A-III, 16で考察する。

3.2 出願を構成する書類, 差し替え書類, 翻訳文

出願を構成する書類である、願書、明細書、クレーム、図面及び要約が、規則49(2)から(9)までの要件及び規則49(12)の要件並びに図面に関しては規則46の要件を、規則68(1)に基づき出願公開の合理的な様式上の統一をするために必要な程度まで充足しているか否かを確認することは、受理課の責務である。規則49に規定されている出願様式の要件は第14条(2)又は規則40(3)にいう翻訳文にも適用される(規則49(1))。したがって、受理課は、規則46(2)(i)若しくは(j)に基づく不備、又はクレームに含まれる表が規則49(9)の要件を充足しているか否かの問題について、出願人に注意を喚起すべきではない。受理課が出願であれ補正であれ当該出願書類が前記の範囲で出願様式の要件を充足していないと判断した場合、受理課は当該出願人に対しこの不備を2月以内に是正するよう求める(規則58)。この不備が期間内に是正されない場合、当該出願は第90条(5)に基づき拒絶される。

規則30に基づく不備であれば、受理課は当該出願人に対しこの不備を2月以内に是正するよう求めなければならない。この不備が期間内に是正されない場合、当該出願は規則30(3)に基づき受理課により拒絶される(2011年4月28日付EPO長官決定、OJ EPO 2011, 372, 2011年4月28日付EPO通達、OJ EPO 2011, 376, 及びA-IV, 5も参照)。

規則10
94条(1)
規則70(2)
規則49(1)
規則50(1)

審査部は、出願が審査部に移行されると方式事項に関する責任を引き受けるが、特に規則46(2)(i)及び(j)並びに規則49(9)に基づく前記の要件、規則49(10)及び(11)に規定された要件を含む、規則46及び規則49の更に技術的な要件に対して、特に注意を払うべきである。図面の詳細な要件についてはA-IXで扱う。受理課は、規則46(2)(f)及び(h)のような、更に技術的な要件について疑義のある場合は、調査部に問い合わせ、その助言を受けるべきである。受理課は、調査部が受理課の看過した不備を指摘したときは、必要な措置を採るよう考慮すべきである。規則46(3)に基づき工程図及び流れ図は図面として扱われることに留意すべきである。A-VIII, 2.2に記載するように、差し替え書類及び第14条(2)又は(4)に基づき提出された書類の公用語の一による翻訳文には、出願書類と同様の様式要件が課される。

規則1

規則49(2)

規則50(1)及び(2)

補正を手書きで行う場合は明確に判読できなければならない、明瞭なタイプ印書版を別途添えることが望ましい(ただしH-III, 2.2を参照)。次に対しては、特に注意を払うべきである。

- (i) 補正は各々ブロック体で記入し、確実に再現できるよう十分な大きさと濃さを持たせる。
- (ii) 印刷文字の行間は手書きの補正を記入した場合それが判読可能となるよう十分に取る。
- (iii) 補正は1cmの余白には記入せず、スキャンする際に用紙が重なり合うことを防ぐため、四辺の余白は空欄にしなければならない。

出願が規則46及び49の要件を充足していない場合、出願人はその不備を2月以内に是正するよう求められる(規則58及び規則50(1))。この不備が期間内に是正されない場合、当該出願は拒絶される(第90条(5))。審査手続では、審査部に代わり方式審査官が作業を行う(2007年7月12日付EPO長官決定第1条1, OJ EPO 2007, F.2特別版No. 3, 及び2010年5月11日付長官決定の追加補正, OJ EPO 2010, 350を参照)。

3.2.1 先の出願への言及による出願の様式上の要件

規則40(1)(c)に基づき、先の出願への言及によって出願され(A-II, 4.1.3.1参照)、翻訳文が要求されない場合は、規則40(3)に基づき要求される先の出願の認証謄本は、様式上の要件を充足しなければならない。先の出願がEPO公用語の一によるものでない場合は、出願時の書類の内容の正当性に疑いがなく、出願時の書類が良好な再現を可能とする十分な品質(規則49(12))であることを条件として、規則40(3)に基づき要求される翻訳文のみが様式上の要件を充足しなければならない。

3.2.2 遅延提出された出願書類の様式上の要件

出願日後にクレームが提出された場合(A-III, 15参照)、又は出願日後に明細書若しくは図面の欠落部分が挿入された場合(A-II, 5参照)は、このような遅延提出書類はすべて様式上の要件を充足しなければならない。したがって、欧州特許庁は、最初に出願時の書類について様式上の要件、続いて遅延提出されたクレーム又は

明細書若しくは図面の欠落部分の様式上の要件について、別個に2回点検する。

明細書又は図面の欠落部分を遅延提出したことによって出願日が変更された場合は、出願人は、出願日の変更について通知を受けた後1月以内に、明細書又は図面の遅延提出部分を取り下げることができる(規則56(6))。したがって、遅延提出された明細書又は図面の欠落部分が次の状況、すなわち、

(i) 様式上の要件に関して不備を含んでいること、及び

(ii) 出願日を変更する結果となること、

に該当する場合は、欧州特許庁は、遅延提出部分を取り下げるための1月が経過するまで待ち、期間内に出願人が取り下げなければ、規則58に基づき当該不備について通知する。

3.3 その他の書類

方式審査官は更に、A-III, 3.2にいう以外の書類が、A-VIII, 2.3に記載する要件に適合しているか、すなわち、各頁の左側に約2.5cmの余白を設けてタイプ印書又は印刷されているかについても確認すべきである。

3.4 署名

出願後に提出する書類については、添付書類を除き、出願人又はその代理人が署名しなければならない(A-VIII, 3参照)。

4. 特許付与請求

4.1 一般的注意事項

規則41(1)

特許付与請求について、願書(A-II, 4.1(i)にいう、特許を求める旨の表示)には特別の様式が要求されないとはいえ、特許付与請求は欧州特許庁の適切な様式(様式1001)で行わなければならない。紙形式の様式1001は、欧州特許庁又は出願する対象の国内管轄当局から無料で入手することができる。この様式は更に、インターネットの欧州特許庁のウェブサイトから無料で入手することもでき、これにはepoline®オンライン出願ソフトウェアが含まれている(www.epo.org参照)。

特許願書様式の新版は、発行される都度、欧州特許庁公報において公告される。常に、この最新版を使用することを推奨する。

4.2 願書様式の審査

受理課は、願書が規則41(2)に列挙する情報を含むことを確認する。願書の様式には、この情報を記載する部分がある。特許出願の意思表示(規則41(2)(a))は、この様式に一体化されている。出願人は、願書の不備をA-III, 16に示す限度内では是正することが許されなければならない。

4.2.1 出願人に関する情報

願書には、出願人の名称、宛先及び国籍、並びに出願人の居所又は主たる営業所の所在する国を、規則41(2)(c)に従い記載しなければならない。出願が複数の出願人の名義による場合は、この要件は各出願人について充足しなければならない。この手続段階で方式審査官は、出願人として記載された者の特許出願資格について規定するA-II, 2の規定に留意すべきである。

4.2.2 署名

規則41(2)(h)

願書は、出願人又はその代理人によって署名されなければならない。2以上の出願人がいる場合は、各出願人又はその代理人が署名しなければならない。願書の署名の更なる詳細に関しては、A-III, 3.2から3.4まで参照。

(発明の名称、分割出願、第61条出願及び優先権主張について扱う規則41(2)(b), (e), (f)及び(g)の規定は、この章の後続の項及び第A-IV 章において考察する)。

5. 発明者の指定

5.1 一般的注意事項

81条

規則41(2)(j)

すべての出願は、発明者を指定しなければならない。発明者の指定は、EPOオンライン出願ソフトウェアに含まれている。紙形式で出願するときに、出願人が発明者でない又は単独発明者でない

場合は、別の書類によって指定する。その他の場合は、願書様式 (Form 1001) の Section 22 の適切な欄内に×印を付して指定しなければならない。この指定を別の書類で行う場合は、欧州特許庁又は締約国の中央工業所有権庁において無料で頒布する3か国語様式 (Form 1002) を使用することが推奨される。

5.2 発明者として記載される権利の放棄

規則20(1)
規則143(1)(g)
規則144(c)
129条(a)

出願人によって指定された発明者は、欧州特許出願及び欧州特許明細書に発明者として記載される自己の権利を放棄する書面を欧州特許庁に提出することができる。この場合に当該発明者の指定は、公開欧州特許出願、欧州特許明細書、欧州特許登録簿(規則143(1)(g)、更に、その後の欧州特許公報に記載されない。ただし、当該権利放棄書を適時に受領することが常に条件となる。また、規則144(c)に従い、発明者の指定及びその権利の放棄は、第128条(4)によるファイル閲覧の対象から除外される。

5.3 別個の書類で提出された指定

規則19(1)

発明者の指定が別個の書類でされる場合は、それには発明者の姓名及び(郵便配達の通常の要件を満たす)完全な宛先、第81条にいう特許を受ける権利の由来を表示した陳述、並びに出願人又はその代理人の署名を含めなければならない。

譲渡の場合は「...日付の同意によって」の言葉で足り、従業者による発明の場合は、発明者が出願人の従業者である旨の表示、また、相続の場合は、出願人が発明者の相続人である旨の表示で足りる。

発明者の指定書には、出願人又はその代理人が署名しなければならない。署名に関しては、A-III, 3.2から3.4までの規定を適用する。

規則19(2)

欧州特許庁は、発明者の指定に示された情報の正確性を確認しない。

発明者の指定書が事後提出された場合は、A-VIII, 3.1の要件が適用される。

5.4 通知

規則19(3)
規則19(4)

出願人が発明者でない又は単独発明者でない場合は、受理課は、発明者に対して、発明者の指定書に含まれた情報を規則19(3)にいう出願に関する事項と共に通知しなければならない。ただし、出願人又は発明者のいずれも、この通知がされなかったこと又はそれに含まれる誤記に対して不服を申し立てることができない。

発明者は、出願人が表示した宛先に通知を受ける。発明者が当該宛先に不在又は未知の新宛先へ転居し、それを理由として通知が欧州特許庁に返送された場合は、出願人は、発明者の新宛先を知っているか否かについて問合せを受ける。出願人が新宛先を報告すれば発明者への通知は新宛先に行われるが、そうでなければ、更なる通知が行われることはない。

規則19(3)に基づいて通知の権利放棄書を発明者が提出した場合は、通知は行われぬ(EPO 通達, OJ EPO 1991, 266参照)。この権利放棄書は、発明者の指定書と共に提出され、規則19(3)によって欧州特許庁から発明者に対して通知される次の情報を含まなければならない。

- (i) 既知であれば、欧州特許出願番号及び出願日
- (ii) 先の出願の優先権を主張する場合は、当該先の出願の出願日及び国名、並びに既知であれば出願番号
- (iii) 出願人の名称
- (iv) 発明の名称
- (v) 願書様式Section32.1の欄で指定した締約国名、及び
- (vi) 共同発明者がいる場合は、その名称

5.5 不備

90条(3)
90条(4)
規則60(1)
90条(5)
121条

発明者の指定書が提出されない場合、又は提出されたが重大な不備(たとえば、発明者の名称又は出願人の署名の欠落)が含まれていて有効に提出されたものとみなされない場合は、出願人に通知し、規則60(1)で規定する出願日から16月以内、又は優先権主張の場合は、優先日から16月以内に不備が是正されないときは、出願は拒絶される旨を知らせる。公開の技術的準備が完了する前に(出

願人から)情報が提供された場合は、同期間内に行われたものとみなされる(A-VI, 1.2参照)。不備が期間内に是正されなかった場合は、出願は拒絶され、その旨が出願人に通知される(分割出願に関してはA-IV, 1.5参照)。第121条及び規則135による手続の続行は可能である。

5.6 指定の誤記

規則21(1)

発明者の誤記による指定は、誤って指定されている者の同意書、及び請求が出願人又は特許所有によって行われない場合は、同人の同意書を付した請求によって訂正することができる。更なる発明者が指定される場合は、既に指定されている発明者の同意は不要である(J 8/82参照)。A-III, 5.3及び5.4の規定は、訂正後の指定に準用する。訂正は、欧州特許庁における手続の終了後も請求することができる。

規則21(2)

発明者の誤記による指定が訂正されているが、誤記による指定が欧州特許登録簿に登録され又は当該登録が欧州特許公報に公告された場合は、当該訂正又は取消もそこで公告される。

6. 優先権主張(F-VI も参照)

6.1 一般的注意事項

欧州特許出願人は、次の場合は、最先の出願の優先権を主張する資格を有し、優先権を主張することができる。

87条(1), (2), (5)

- (i) 欧州特許条約の規定に従い優先権を生じさせると認められる国、又は世界貿易機関に加盟する国若しくは地域において、又はそれに関して、先の出願が行われた場合
- (ii) 欧州特許の出願人が、先の出願の出願人であったか又はその承継人である場合
- (iii) 最先の出願から12月以内に欧州特許出願を行う場合(ただし、A-III, 6.6参照)、及び
- (iv) 欧州特許出願が、先の出願において開示したのと同じの発明に関するものである場合(F-VI, 1も参照)

(i)に関して先の出願は、特許出願、実用新案登録出願又は実用証

出願のいずれでもよい。ただし、意匠の寄託に基づく優先権は認められない(J15/80参照)。

87条(3)

先の出願の内容が出願日を確定するのに十分である限り、当該出願の後の経過(たとえば、後の取下又は拒絶)とは無関係に、優先日の判断に利用することができる。

(ii)に関して、出願(又はその優先権)の移転は、後の欧州特許の出願日前に行われなければならない。関係国内規定に基づき有効な移転でなければならない。この移転の証拠は後に提出することができる。ただし、共同出願人が後に欧州特許出願を行う場合は、出願人の1が先の出願をした出願人又はその承継人であれば十分である。その他の出願人については、その者が共同で後の欧州特許を行っているのであるから、優先権を特別に移転する必要はない。これは、共同出願人が先の出願自体を行った場合にも適用されるが、その出願人又はその承継人すべてが、後にされた欧州特許出願の共同出願人に含まれていることを条件とする。

6.2 優先権を生じさせる出願

A-III, 6.1(i)にいう優先権を生じさせる出願は、次の工業所有権庁に行われた出願である。

87条(1)

(a) 工業所有権の保護に関するパリ条約加盟国の官庁、又は同国のために行動する官庁

87条(1)

(b) 世界貿易機関(WTO)に加盟する国若しくは地域の官庁、又はそのために行動する官庁、又は

87条(5)

(c) パリ条約又はWTO に加盟していないが、次のいずれかに該当する官庁

(i) 当該当局が、欧州特許庁に行われた最初の出願がパリ条約で規定する優先権と同等の条件及び効果を生じさせるものと認める場合、及び

(ii) 欧州特許庁長官がその旨の通告を行う場合

現在まで、(c)(ii)にいう通告は行われておらず、未だその適用もない。更に、世界貿易機関に加盟する国又は地域は国家の形態をとる必要はなく、たとえば、台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税領域

のような特別の状況を有する政府間組織又は地域であってもよい。

第87条(1)の「パリ条約加盟国，又は世界貿易機関に加盟する国若しくは地域のいずれかにおいて(in)又は関して(for)」の文言を考慮して，最先の国内出願，欧州特許出願又はPCT出願について優先権を主張することができる。パリ条約加盟国の一覧は，WIPOのウェブサイトに掲載され，更に欧州特許庁公報で定期的に掲載される。同様に世界貿易機関に加盟する国又は地域の一覧は，世界貿易機関のウェブサイトに掲載され，この一覧は定期的に更新される。

過去のG 2/02及びG 3/02決定では，世界貿易機関に加盟しているがパリ条約に署名していない国の工業所有権当局に行われた出願から優先権を主張する可能性を除外していたが(1973年EPC第87条(1))，この改正第87条(1)ではこの除外が適用されていない。

6.3 複数優先権

88条(2)

出願人は，同一の若しくは異なる国及び／又は世界貿易機関に加盟する国若しくは地域における，2以上の先の出願に基づいて優先権を主張することができる。複数優先権が主張された場合の優先期間は，最先の優先日から始まり，したがって，欧州特許出願は最先の優先日から12月以内に出願されなければならない(ただし，A-III，6.6参照)。このことは，先の複数の出願が，A-III，6.2にいういずれかの工業所有権庁に行われた場合に適用される。

6.4 優先権書類の審査

受理課は，優先権書類の内容を審査する必要はない。ただし，たとえば，発明の名称等から当該証明書が出願の対象と極めて異なる主題に關することが明らかな場合は，提出された証明書は不適切と思われる旨を出願人に通知すべきである。

6.5 優先権の申立

88条(1)

規則52(1)

規則41(2)(g)

優先権主張を希望する出願人は，次を表示した優先権申立書を提出しなければならない。

規則90(4)

- (i) 先の出願の日付
- (ii) 出願が行われた国又は世界貿易機関に加盟する国若しくは地域、及び
- (iii) 出願番号

優先権の申立は、欧州特許出願と同時に行うことが望ましい(規則52(2))。この場合は、少なくとも先の出願が行われた日付及び国名が記載されている優先権申立書を、願書様式内に表示すべきである(規則41(2)(g))。ただし、願書様式提出後に優先権主張が追加又は訂正された場合(A-III, 6.5.1及びA-III, 6.5.2参照)は、欧州特許庁は、規則58に基づき訂正願書を提出するよう出願人に求めない。

優先権書類の認証謄本を提出する期間は、優先権を主張する期間と同じである(A-III, 6.5.1及び6.7参照)。したがって、

- (a) 出願人が適時に優先権書類の認証謄本を提出し、
- (b) 同認証謄本がEPO公用語の一によるものであり、
- (c) 同認証謄本に日付及び出願番号が表示されている場合は、優先権の日付及び出願番号を表示することに関する規則52(1)の要件は充足される。

6.5.1 新たな優先権主張

規則52(2)

優先権の申立は出願時に行うことが望ましいが、主張されている最先の優先日から16月以内に行うこともできる。すなわち、A-III, 6.5の(i)から(iii)までにいう事項は、主張されている最先の優先日から16月以内に提出することができる。出願後に優先権主張が加えられ、最先の優先日が変更された場合は、この16月の期間は、第88条(2)に基づく新たな最先の優先日から計算される。

出願人は新たな優先権主張を導入する目的で、規則52(2)に基づく期間に関する手続続行を請求することはできない。これは規則135(2)で除外されているからである。

6.5.2 既存の優先権主張の訂正

規則52(3)

出願人は最先の優先日から16月以内に優先権申立書を訂正するこ

とができる。訂正によって最先の優先日が変更された場合は、優先期間は、次のいずれか先に終了するものとなる。

- (i) 出願当初の最先の優先日から16月
- (ii) 訂正された最先の優先日から16月

ただし、出願日から4月以内に同期間が終了することはない。したがって、出願当初に主張されていた優先日が不正確であり、出願日の12月前を超える場合であっても、出願人は、優先日を訂正するための期間として必ず4月、すなわち、出願人が正しい優先日を主張し(更に、たとえば、誤った出願番号を受けて)、12月の優先期間を主張した場合と同じ期間が与えられる。

公開された出願の表面上、過誤が明白である場合は、出願人が後に訂正請求を行うことが例外的に認められる(A-V, 3及びこの審査便覧の他の出典参照)。

6.5.3 優先権主張の不備及び優先権の喪失

90条(4)

90条(5)

優先権主張には、次の3の不備が潜在的に考えられる。すなわち、

- (i) 先の出願の日付を表示しない、又は不正確な日付を表示すること
- (ii) 先の出願が行われた国名又は世界貿易機関に加盟する国若しくは地域を表示しない、又は不正確な表示を行うこと
- (iii) 出願番号を表示しない、又は不正確な番号を表示すること

(i)及び(ii)の不備は、A-III, 6.5.2に記載する手続及び期間に従う場合にのみ訂正することができる。このいずれかの不備を期間内に訂正しなければ、第90条(5)に基づき当該優先権を喪失する。規則52(3)に基づく期間に関する手続続行は、規則135(2)で除外されているので、適用されない。

ただし、出願人が規則52(1)で要求される先の出願の番号を規則52(2)に基づく期間の終了前に表示しなかった場合は、欧州特許庁は、規則59に基づき定める期間内に表示するよう出願人に求める。この通知に期間内に応答しなければ、第90条(5)に基づき当該優先権を喪失することになる。規則59に基づく期間に関する手続続行も規則135(2)で除外されているので、適用されない。

122条
規則136
規則133
規則134

6.6 優先期間

優先日が欧州特許出願の出願日の12月前を超える場合は、受理課は出願人に対して、次のいずれかに該当しなければ優先権が認められない旨を通知することができる。

- (i) 規則52(3)に基づく期間内に、出願日前12月以内の訂正優先日を表示する場合(A-III, 6.5.2参照), 又は
- (ii) 優先期間終了から2月以内に優先権に関する権利回復の請求を行い、同請求が後に認められた場合(後述の段落参照)。これは、出願人が同2月以内に欧州出願も行った場合にのみ適用される。

規則133及び規則134の規定は、第87条(1)に基づく優先期間に適用される。先の出願について表示されている日付が出願日の後又は同日であれば、A-III, 6.5.2に記載する手続も適用される(明白又は事務的な誤記を訂正する可能性についてはA-V, 3参照)。

第122条及び規則136(1)に基づき、優先期間(第87条(1)に基づく12月)に関して権利回復が可能である。権利回復は、優先期間の終了から2月以内に請求し(規則136(1)), 懈怠された行為, すなわち、欧州出願の出願日の確定も同期間内に完了させなければならない(規則136(2))。権利回復請求の詳細については、E-VII, 2.2参照。

6.7 先の出願の写し(優先権書類)

規則53(1)
88条(2)
90条(4)

優先権主張の基礎となる先の出願の紙形式の謄本(優先権書類)は、優先日から16月以内に提出しなければならない。複数優先権を主張する場合は、同期間は最先の優先日から開始する。

この謄本は、先の出願を受領した当局によって当該先の出願の正確な謄本である旨が証明されなければならない、その出願日についても当該当局によって証明されなければならない。日付の証明は、当該当局が別個に発行した、先の出願の出願日を記載した証明書の形式(規則53(1)第2文), 又は優先権書類自体に一体化されたものであってもよい。謄本の真正性の証明は、別個の書類であっても、又は優先権書類に一体化されたものであってもよい。

先の出願の写しを紙面以外の物理的媒体、たとえば、CD-R によって提出することも可能であるが、次に従うことを条件とする。

- (i) 優先権書類を含む物理的媒体が、先の出願を受領した当局によって作成され、その内容が後に検知することができないような方法で変更されていない旨が保証されていること
- (ii) 物理的媒体の内容が、先の出願又はその一部の正確な写しである旨をその当局が証明していること、及び
- (iii) 先の出願の出願日も、その当局が証明していること

証明書は、紙形式で別個に提出してもよい。提出された媒体は読取可能であり、コンピュータウイルス又はその他の有害なロジックが含まれていてはならない。

規則53(2)

規則53(2)及び2009年3月17日付EPO長官決定、OJ EPO 2009, 236では、優先権書類を提出する要件に対する次の例外を規定している。

先の出願が次の出願、すなわち、

- (i) 欧州特許出願、
- (ii) PCTに基づく受理官庁としての欧州特許庁に提出された国際出願、
- (iii) 日本特許又は実用新案登録出願、
- (iv) 韓国特許又は実用新案登録出願、又は
- (v) 米国特許商標庁との文書交換協定の対象となる米国特許出願又は仮特許出願(OJ EPO 2007, 473参照)

に該当する場合は、欧州特許庁は、無料で、先の出願の写しを欧州特許出願のファイルに含める。このための請求は不要である。ただし、先の出願の言語がEPO公用語の一でなければ、規則53(3)に基づく翻訳文又は宣誓書の提出を依然として要する場合がある(A-III, 6.8参照)。

出願人が規則56に基づき明細書又は図面の遅延提出部分を優先権主張の基礎とする請求において既に優先権書類の写しを提出して

いる場合(A-II, 5.4(v)参照)は、出願人は再提出する必要はない。ただし、提出済みの写しの内容及び／又は出願日について証明されていないならば、出願人は前記の期間内に欠落している証明部分を提出しなければならない。

90条(4)
90条(5)
規則59

出願人が上述した期間内に優先権書類の認証謄本を提出しなかった場合(規則53(1))は、欧州特許庁は、規則59に定める期間内に提出するよう出願人に求める。出願人が期間内に提出しなければ、当該優先権を喪失する(第90条(5))。規則59に基づく期間に関する手続続行も規則135(2)で除外されているので、適用されない。

6.8 先の出願の翻訳文

88条(1)
規則53(3)

優先権主張の基礎となる先の出願が欧州特許庁の公用語の一によるものでなく、さらに、主張されている優先権の有効性が当該発明の特許性の評価に関わる場合、欧州特許庁は、欧州特許の当該出願人又は所有者に対し、所定の期間内に欧州特許庁の公用語の一による翻訳文を提出するよう求める。

欧州特許の出願人は審査手続では翻訳文を提出する必要がない場合があるため、異議申立手続において、主張された優先権の有効性が特許性の評価に関わる場合、欧州特許庁は、異議申立手続中に前述の求めを行うことができる。

実務上、特許出願又は特許を処理する調査部、審査部又は異議部が、優先権書類の翻訳文が必要である旨を方式審査官に通知し、その方式審査官が前記の求めを通知する。

欧州特許の出願人又は所有者が期間内に翻訳文を提出しない場合、主張された優先権が出願の特許性の評価に有効であることの判断に繋がった中間書類は、第54条(2)又は第54条(3)の規定に基づく先行技術に属するとみなされる。出願人又は特許所有者には翻訳文提出の更なる求めは行われぬ。ただし、出願人が同期間を遵守しなかった場合、当該出願人は第121条及び規則135に基づく手続の続行を請求することができる。

出願人が規則56に基づき明細書又は図面の遅延提出部分を優先権

主張の基礎とする請求において既に優先権書類の翻訳文を提出していた場合(A-II, 5.4(vi)参照)は, 翻訳文を再提出する必要はない。

欧州特許の出願人又は所有者は, 欧州特許庁における審査又は異議申立手続中いつでも, 自発的に優先権書類の翻訳文を提出することができる。

これに代えて, 同一期間内に, 欧州特許出願は先の出願の完全な翻訳文である旨の宣言書を提出することができる(F-VI, 3.4及びD-VII, 2参照)。この宣言書は事前に, 願書様式の該当欄(様式1001)に×印を付けることによって行うことができる。この宣言書は, 出願時の欧州特許出願の本文が優先権主張の基礎となる先の出願の文言の正確な翻訳文である場合に限り有効である。出願日の時点で当該欧州出願にクレームが包含されていない場合(A-II, 4.1参照), 出願人はクレームを遅延提出することができる(A-III, 15参照)。この場合, 宣言書を有効とするためには, 出願日の時点で包含されていたクレームが優先権主張の基礎となる出願に包含されていたか否かに関係なく, 欧州出願の明細書は, 優先権主張の基礎となる出願の明細書の正確な翻訳文でなければならない。ただし, 欧州出願に出願日の時点でクレームが包含されており, 優先権主張の基礎となる出願にその出願日の時点でクレームが包含されていない又は出願日の時点で包含されているクレームが少なかった場合は, 宣言書は有効とされない。更に, 先の出願の出願時に記載されていた本文と比べ, 欧州出願に記載されている本文が多いか又は少ない場合も宣言書は受理されない。前記のいずれかの理由によって宣言書が受理されない場合, 翻訳文提出の要件を充足する目的で, 前記の期間内に完全な翻訳文を提出しなければならない。出願の各種要素の(すなわちクレームと明細書との間で)配列が単に異なっているのみでは, この宣言書の効力に影響しない(たとえば, クレームが出願では最後に記載されているが, 優先権主張の基礎となる出願では冒頭に記載されている)。引用符号の種類が異なる場合も効力に影響しない(ローマ数字でなくアラビア数字が採用されているなど)。しかしながら, 当該出願の各部分に変更されている場合(異なるクレームの順序, 引用符号の追加など)又は出願の各節(構成要素一覧, 各節の見出し, 図面の文言など)が優先権主張の基礎となる出願と一致しない場合は, 宣言書

は受理されない。

6.9 優先権の資格がない場合

87条(1)

欧州特許出願は、次のいずれかの場合は、優先権を有さない。

(i) A-III, 6.1(iii)にいう12月の期間内に出願が行われず、出願人が次のいずれも行わなかった場合

(a) 欧州出願の出願日が第87条(1)に基づく12月の優先期間を超えないよう優先日を適時に訂正すること(A-III, 6.5.2参照), 若しくは

87条(1)

(b) 優先権主張について権利回復請求を行い、これが認められること(A-III, 6.6参照)

87条(1), (4)

(ii) 先の出願が優先権を生じさせる工業所有権を目的とするものでなかった場合(A-III, 6.1参照), 又は

(iii) 国, 世界貿易機関に加盟する国若しくは地域, 又は工業所有権当局において, 又はそれに関して行われた先の出願から優先権が生じない場合(A-III, 6.1(i)及び6.2参照)

6.10 優先権の喪失

90条(4)

欧州特許出願に関する優先権は、次のいずれかの場合に喪失する。

90条(5)

(i) 優先権の申立書が適時に提出されなかった場合(A-III, 6.5.1参照)

(ii) 優先権の申立書が適時に訂正されなかった場合(A-III, 6.5.2及びA-III, 6.5.3参照), 又は

(iii) 先の出願の写しが適時に提出されなかった場合(A-III, 6.7参照)

6.11 通知

規則112(1)

出願人は、優先権の不存在又は喪失があれば通知される。優先権に左右される期間の計算は、この新しい状況を考慮に入れる。このことは、優先権が放棄された場合も同様である。優先権の終了は、既に経過した期間に対して影響を与えない(F-VI, 3.4, E-VII, 1.5も参照)。調査が未だ実施されていない場合は、受理課は、調査部に優先日の不存在又は喪失について通知する。

6.12 単数又は複数の優先権の調査結果の写し

規則141(1)

第87条の意味における優先権を主張する出願人は、欧州特許出願と同時に優先権主張の基礎となる出願が提出された当局によって行われた調査結果の写しを、Euro-PCT出願の場合は、押収段階への移行時に、又は当該結果が出願人に利用可能となった後遅滞なく、提出しなければならない。本要件は、後に取り下げられた又は消滅した優先権主張及び出願日以降に導入又は補正された優先権主張にも適用される(A-III, 6.5.1及び6.5.2参照)。規則141(1)に基づく義務は、出願が欧州特許庁において係属している限り有効である。この要件は2011年1月1日以後に出願されたすべての欧州特許出願及びEuro-PCT出願に適用される(OJ EPO 2009, 585)。分割出願の場合、基準日は、欧州特許庁が分割出願を受理した日であり(A-IV, 1.2.1参照)、当該特許出願の出願日ではない。当該写しが審査部の所管となる前に欧州特許庁に提出されない場合、C-II, 5, 及びIII, 5の規定に従い手続を行う。

複数の優先権主張を行う場合、前記調査結果の写しは優先権主張を伴うすべての出願について提出しなければならない。調査結果が欧州特許庁の公用語の一で記載されていない場合でも、翻訳文は不要である。提出された調査結果の写しは、優先権主張の基礎となる出願の受理官庁が発行した公的文書の写しでなければならない。出願人が作成した先行技術の簡単な一覧では十分でない。引用文献の写しは提出不要である(2010年7月28日付EPO通達, OJ EPO 2010, 410参照)。

規則141(2)

規則141(1)にいう写しは、欧州特許庁に利用可能となり、欧州特許庁長官が定める条件に基づいて欧州特許出願ファイルに含まれる場合は、正規に提出されたものとみなされる。2010年10月5日付長官決定OJ EPO 2010, 600に従い、当面の間こうした例外は、国内官庁との合意に基づかず、優先権が主張されている出願に関し欧州特許庁が作成した次の種類の調査報告書の場合に限定する。

- (i) 欧州調査報告書(第92条)
- (ii) 国際調査報告書(特許協力条約第15条(1))
- (iii) 国際型調査報告書(特許協力条約第15条(5))

- (iv) 国内出願(ベルギー, キプロス, フランス, ギリシャ, イタリア, ルクセンブルグ, マルタ, オランダ, トルコ)に関し国内官庁に代わり作成された調査報告書

更に, 2010年12月9日付長官決定OJ EPO 2011, 62に従い, 欧州特許庁は, 規則141(1)に基づく調査結果の写しを欧州特許出願ファイルに収める。これにより, 出願人は, 次の国の一で第一出願の優先権を主張する場合, 調査結果の写しの提出が免除される。

- 日本
- イギリス
- 米国

加えて, 分割出願については, 親出願について優先権主張に関する調査結果が既に提出されている場合, 出願人は当該分割出願について再度調査結果を提出する必要はない(2010年7月28日付EPO通達, OJ EPO 2010, 410参照)。

7. 発明の名称

7.1 要件

規則41(2)(b)

付与請求は, 発明の名称を含まなければならない。規則41(2)(b)の要件によれば, 発明の名称は, 明確かつ簡潔に発明の技術的表示を述べるものでなければならず, 架空の名称を含んではならない。これに関して受理課は, 次の事項を考慮すべきである。

- (i) 個人の名称又は架空の名称, 「特許」の語, 又は非技術的性質の類似の表現であって発明を特定するのに役立たないものは, 使用すべきでないこと
- (ii) 漠然とした「等」の略語は使用せず, それが関与するものを表現する他の言葉に置き替えられるべきであること
- (iii) 「方法」, 「装置」, 「化合物」等の名称のみ又は類似の漠然とした名称は, 発明の名称が発明の技術的表示を明確に記載すべき旨の要件を満たさないこと
- (iv) 商号又は商標も使用すべきでない。ただし, 受理課は, 共通の一般的知識によれば商号又は商標である名称が使用された

場合に限り介入すれば足りること

7.2 責任

規則41(2)(b)

発明の名称が施行規則の規定に適合していると保証する最終責任は、審査部にある。ただし、受理課は、可能であれば、明らかに何の情報も与えない又は誤解を招く虞のある発明の名称を出願公開しないための措置を採るべきである。したがって、受理課は、A-III, 7.1にいう規則41(2)(b)の規定を認識していることが必要である。この規定に適合しないことが明確な場合は、欧州特許庁は、職権により、その時点で出願人に通知せず、必要と認めれば発明の名称を変更する。出願人は、出願が公開される直前まで、自己が示した発明の名称が変更されたか否か通知されない(OJ EPO 1991, 224参照)。

8. 禁止事項

8.1 道徳又は「公の秩序」

53条(a)

規則48(1)(a)

規則48(2)

出願は、「公の秩序」若しくは道徳に反する陳述又はその他の事項を含んではならない。このような事項は出願公開時に削除することができ、出願公開は、削除した語又は図面の箇所及び数を表示する(図面が削除される場合は、A-III, 3.2の様式上の要件も配慮すべきである)。受理課は、明細書、クレーム及び図面に法令に反するものが含まれるか否か確認するため点検することができる。点検を行う場合は、方式審査を不当に遅延させないために、次の禁止事項が出願に含まれていないことを確認する略式審査で足りる：暴動若しくは「公の秩序」に反する行為への教唆、人種的、宗教的若しくは類似の差別的宣伝、又は犯罪行為の教唆、及び極めて猥褻なもの。受理課は更に、看過された違背事項を審査部が指摘した場合に必要な措置を講じることができる。出願人は削除事項について通知を受ける。実務上、通常であれば調査部が、出願中に当該事項が存在していることについて受理課の注意を喚起する。

8.2 誹謗するような陳述

規則48(1)(b)

規則48(3)

規則48(1)(b)に基づき、出願には、出願人以外の特定の者の製品若しくは方法、又は当該人の出願若しくは特許の価値又は有効性を

誹謗するような陳述を含めてはならない。ただし、技術水準との単なる比較自体は誹謗とみなされない。A-III, 8.1にいう略式審査からこのカテゴリーに明らかに該当することが明白になった陳述、又はそれについて審査部が注意を喚起した陳述は、出願公開時に受理課が削除することができる。疑わしい場合は、審査部の判断に委ねるため、そのままとすべきである。出願公開には削除した語の箇所及び語数を表示しなければならない。欧州特許庁は、請求によって、削除部分の写しを交付しなければならない。出願人は削除事項について再び通知を受ける(審査部における禁止事項の取扱については、F-II, 7も参照)。

9. クレーム手数料

規則45(1)-(3)
規則112(1)
規則37(2)
手数料規則2条(1),
15号

出願時に15を超えるクレームを含む欧州特許出願では(後述する段落参照)、15を超える1クレーム毎にクレーム手数料の納付義務が生じる。2009年4月1日以後に提出された出願または国内段階に移行した国際出願は、クレームが50を超える場合1クレーム毎に割増手数料を納付するものとする。クレームの順序は、出願時のものとする。出願に複数のクレーム一式が含まれる場合は、規則45は、最多数のクレームを含むクレーム一式のみに適用される。クレーム手数料の未納によるクレームの削除を受け、最初に手数料が発生したクレーム一式のクレームの数が減らされた結果、別のクレーム一式のクレーム数が最多になった場合、後者のクレーム数は、最初に手数料が発生したクレーム一式の残りのクレーム数と同数となるまで、減らされなければならない(J8/84参照)。クレーム手数料は出願から1月以内に納付しなければならない。

クレームは次の段階で提出することができる。

- (i) 欧州出願日(A-II, 4.1.5参照)
- (ii) 欧州出願日以後であって、規則58に基づくクレームの欠落に関する欧州特許庁からの通知に対し期間内に応答するとき(A-III, 15参照)
- (iii) 欧州出願日以後であって、欧州特許庁が規則58に基づく通知を行う前に出願人が自発的に提出するとき(A-III, 15参照)

従って、クレーム手数料は、前記のいずれかの受理日から1月以内

に納付しなければならない。

クレーム手数料が期間内に納付されなくても、期間の不遵守を指摘する通知から1月の猶予期間(延長不可)内であれば、有効に納付することができる。クレーム手数料が猶予期間内に納付されなければ、当該クレームは放棄されたものとみなされ、その旨が出願人に通知される。納付されたクレーム手数料が、クレーム手数料を必要とする全クレーム(すなわち、16番目以後のクレーム)を賄うことができず、納付された手数料がどのクレームを対象とするのか出願人から指定がない場合は、出願人は、納付されたクレーム手数料がどのクレームを対象とするのか指定するよう求められる。受理課は、調査部に対し、放棄されたものとみなされるクレームを通知する。有効に納付されたクレーム手数料は、規則37(2)にいう場合に限り返還される(A-II, 3.2最終段落参照)。

次の両方の場合、すなわち、

- (i) 出願が先の出願への言及によって提出された場合(A-II, 4.1.3.1参照), 及び
- (ii) 出願人が出願時に、先の出願のクレームが、出願時のクレームに代わるものである旨を表明した場合

に該当する場合、(先の出願のクレームは欧州特許出願日に有効に存在しているため)クレーム手数料は出願日から1月以内に納付する。ただし、欧州特許庁は、出願人が出願日から2月以内に先の出願の写しを提出するまで(規則40(3)), クレームがいくつあり、そしてクレーム手数料の額がいくらであるのか不明なので、所定のクレーム手数料の納付を求める規則45(2)に基づく通知を送付しない。

規則45(3)に従い取り下げられたものとみなされ、明細書又は図面によっても見出せないクレームの特徴は、後に出願には、特にクレームには再度導入することができない(J15/88)。

欧州段階へ移行するEuro-PCT出願に関しては、E-VIII, 2.1.3及び2.3.8参照。

10.要約

78条(1)(e), 90
条(3), 規則57(d)

10.1 一般的注意事項

すべての特許出願は、要約を含まなければならない。この要件を満たさない場合の結果については、A-III, 16において扱う。

10.2 要約の内容

規則66

要約の確定的内容についての責任は欧州特許庁が負う。要約の最終的な内容を確定し、これを調査報告書と共に出願人に送付しなければならないので、実務上、これは調査部を意味する。ただし、提出された要約が当該出願に属さないことが明らかな場合(ただし、これは普通、調査部によって確認されるべきことであるが)は、提出した書類は要約を構成しない旨及び同不備を是正しなければA-III, 16にいう制裁規定が適用される旨を出願人に対して通知する。

10.3 要約に添付される図面

規則47(4)

出願が図面を含む場合は、出願人は、要約に付随すべきであると思料する図面中の図(又は例外的に複数の図)を指示すべきである。この要件を満たさない場合は、調査部は、要約として公開する図を決定する。更にその他の手続については、F-II, 2, 4参照。

11. 締約国の指定

11.1 一般的注意事項

79条(1)

出願日における欧州特許条約の締約国すべては、欧州特許付与請求において指定されたものとみなされる(欧州特許条約締約国の一覧については、この審査便覧の概説部第6項参照)。特許付与請求に記入されているその他の国は無視しなければならない(願書様式での締約国指定については、A-III, 11.2, 2及び11.3.5, 及び11.3.6参照)。A-II, 2で示したように、出願が共同出願人の名義の場合は、各出願人は異なる締約国を指定することができる。各出願人が指定した国について不明瞭な点がある場合は、それに対する異論は方式審査係属中に提起すべきである。

11.2 2009年4月1日以後に出願された欧州特許出願

11.2.1 指定手数料；期間

79条(2)

締結国の指定は、指定手数料納付の対象となる。

規則39

149条(1)

手数料規則2条(1),

3号

2009年4月1日以後に提出された出願については、指定手数料は一律であり、すべての欧州特許条約締約国が指定される。よって、こうした出願については、各指定国毎に指定手数料を課す方式は既に適用されていない(A-III, 11.3参照)。欧州分割出願については、A-IV, 1.3.4及び1.4.1を参照。

規則39

欧州特許出願については、欧州特許公報で欧州調査報告書の公開について言及した日から6月以内に指定手数料を納付しなければならない。

規則17(3)

規則36(4)

第61条(1)(b)による分割出願及び新出願については、欧州特許庁公報で当該分割出願又は新出願に関する欧州調査報告書の公開について言及した日から6月以内に指定手数料を納付しなければならない(IV, 1.4.1参照)。

2009年4月1日以後欧州段階に移行した Euro-PCT出願については、A-III, 11.2.5を参照。

11.2.2 指定手数料の納付

規則39(2)

欧州特許出願を行うことによって、出願時に欧州特許条約の締約国である国すべてが自動的に指定される。指定手数料は後納することができる(A-III, 11.2.1参照)。

手数料規則2条(1),

3号

指定手数料の納付は、指定が明示的に取り消されている国を除くすべての締約国が対象となる。

手数料規則6条(1)

そのような納付は、納付の完了を確認するために「指定手数料」と記録されなければならない。

11.2.3 指定手数料未納の帰結

規則39(2)

規則39(1)に規定されている納付期間の満了までに指定手数料が納付されなかった場合、出願は取り下げられたものみなされる。

この場合、欧州特許庁は出願人に対し、規則112(1)に基づき権利が喪失した旨を通知する。出願人はこの通知に応答して、第121条及び規則135に基づき手続の続行を請求することができる。(E-VII, 2.1参照)。

この権利喪失は、規則39(1)に基づく通常納付期間の満了により確定するが、手続の続行の請求期間の満了では確定しない(G4/98準用)。

2009年4月1日以後に欧州段階に移行したEuro-PCT出願については、A-III, 11.2.5を参照。

11.2.4 指定の取り下げ

79条(3)
規則39(2), (3)
規則15

本段落の最後の文に従うことを条件として、出願人は、欧州特許の付与までは何時でも一又は複数の締約国の指定を取り下げることができる。全締約国の指定の取り下げにより、出願は取り下げられたものとみなされ、出願人にその旨通知される。

いずれの場合も指定手数料は返還されない。出願人は、第三者が欧州特許を受ける権利に関する手続を開始したことを当該第三者が欧州特許庁に証明した時点から欧州特許庁が特許付与手続を再開する日まで、締約国の指定を取り下げることにはできない。

出願人は、第139条(3)に基づく国内の先行権利と優先権主張の基礎となる出願との重複の回避などのために、欧州出願時に指定を取り下げることができる。指定が取り下げられた国について適時に指定手数料が納付されていた場合であっても、指定は復活しない。

欧州分割出願については、A-IV, 1.3.4を参照のこと。

11.2.5 欧州段階へ移行したEuro-PCT出願

規則159(1)(d)

欧州段階へ移行したEuro-PCT出願については、規則39(1)に定める期間が先に終了するのであれば、出願日又は優先日から31月以内に指定手数料を納付しなければならない。

規則160
153条(2)

規則160(1)に従い、欧州段階に移行したEuro-PCT出願について、規則159(1)(d)に定める通常期間内に指定手数料が納付されなければ、欧州特許出願(第153条(2)参照)は取り下げられたものとみなされる。欧州特許庁が欧州特許出願の指定国が取り下げられたことを発見した場合、規則112(1)に基づき権利の喪失を出願人に通知する。この通知に応答して、出願人は第121条及び規則135に基づく手続の続行を請求することができる(E-VII, 2.1参照)。

欧州段階に移行するEuro-PCT出願に関する指定手数料については、E-VIII, 2.1.3及び2.3.11も参照。

11.3 2009年4月1日以前に出願された欧州特許出願

本節では関連規定の旧版を引用する。当該規定は、2009年4月1日以前に出願された欧州特許出願及び欧州段階に移行したEuro-PCT出願にも適用される。

11.3.1 指定手数料；期間

79条(2)
旧版規則39
149条(1)
手数料規則2条3号
手数料規則2条3a
号

締約国指定のためには指定手数料を納付する。ただし、スイス及びリヒテンシュタインについては、単一の共同指定手数料を納付する。1国分の指定手数料の7倍額を納付すれば、全締約国についての指定手数料を納付したものとみなされる。

欧州特許出願については、欧州特許公報で欧州調査報告書の公開について言及した日から6月以内に指定手数料を納付しなければならない。

規則17(3)
規則36(4)

2009年4月1日以前に出願された、分割出願及び第61条(1)(b)による新出願については、欧州特許庁公報で当該分割出願又は新出願に関する欧州調査報告書の公開について言及した日から6月以内に指定手数料を納付しなければならない(A-IV, 1.4.1参照)。

2009年4月1日以前に欧州段階に移行したEuro-PCT出願については、A-III, 11.3.9参照。

11.3.2 指定手数料未納の帰結

規則39(2)

如何なる指定国についても指定手数料が期間内に納付されなかつ

た場合は、国の指定は、取り下げられたものとみなされる(A-III, 11.3.4も参照)。

特定の締約国についての指定手数料が期間内に納付されなかった場合は、欧州特許庁は、規則39(2)によって当該指定が取り下げられたものとみなされた旨を規則112(1)に基づき出願人に通知する。出願人は通知に応答して、この部分的権利の喪失に関して第121条及び規則135に基づく手続続行を請求することができる(E-VII, 2.1参照)。出願人が願書様式の該当欄に×印を記入して、この状況における通知を受領する権利を放棄すれば、同通知は送付されない。出願人は同欄に×印を記入することによって、当該指定に関して手続を続行する権利を放棄する。

2009年4月1日以前に欧州段階に移行したEuro-PCT出願については、A-III, 11.3.9参照。

11.3.3 不十分な額の納付

手数料規則6条
(2)第1文

手続続行の請求期間中に、指定手数料が、手続続行手数料を賄うのに十分な追加額なしで納付された場合は、同目的で納付された総額によって、手続続行手数料を含む指定手数料がどの程度賄われているのか、最初に確定しなければならない。次に出願人は、手数料規則第6条(2)第1文に従い、納付金額がいずれの締約国の指定手数料プラス手続続行手数料として充当されるべきかを欧州特許庁に通知するよう求められる(J 23/82準用)。その後の手続については、A-III, 11.3.7参照。

11.3.4 取り下げられたものとみなされる出願

規則39(3)

指定手数料納付が規則39(1)に定める期間内に有効に行われなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

指定手数料が期間内に納付されず、規則39(3)に基づき出願が取り下げられたものとみなされた場合は、欧州特許庁は、規則112(1)に基づき権利の喪失について出願人に通知する。出願人は通知に応答して、この全体的権利の喪失に関して第121条及び規則135に基づく手続続行を請求することができる(E-VII, 2.1参照)。

指定手数料の未納のために出願が取り下げられたものとみなされた場合は、権利の喪失は、規則39(1)に基づく通常期間の終了時に生じる。同様に、指定国の見なし取り下げも、手続続行期間の終了時ではなく、規則39(1)に基づく通常期間の終了時に効力が生じる(G 4/98準用)。権利喪失の旨を通知された出願人は、A-III, 11.3.2で説明する手続について手続続行を請求し、権利を回復することができる。

11.3.5 願書様式

79条(1), (2)

欧州特許出願を行うことによって、出願時に欧州特許条約の締約国である国すべてが自動的に指定される。2009年4月1日以前の出願の指定手数料は後で納付することができる。

出願人は指定手数料の納付期間が終了するまでに(規則39(1), 規則17(3)及び規則36(4)), 自己の特許で実際に包含することを希望する締約国を決定することができる。この決定は、出願人が手続続行請求を有効化する場合に要求されることもある追加額も含めて、該当国について指定手数料を納付することによって行う。

11.3.6 締約国の表示

手数料規則2条3号
手数料規則6条(1)

2009年4月1日以前に出願された欧州特許出願の指定手数料については、1国分の指定手数料の7倍額を納付すれば、すべての締約国について納付したものとみなされる。この納付を確立させるためには、単に「指定手数料」の表示をすればよい。

他方、出願人が出願時に7倍未満の指定手数料の納付を希望するのであれば、願書様式(様式1001, 2009年4月以前の版)の該当欄に関係締約国名を表示すべきである。これは、納付された指定手数料が正当に記帳されることを確実にするために有用であった。指定手数料が基本期間内に納付されなかった場合は、規則112(1)による通知が行われる。

出願人は、規則112(1)に基づく通知に応答して、指定の喪失に関する手続続行を請求することができる。ただし、願書様式の該当欄に×印を記入して権利を放棄した請求について、又は当該指定が取り下げられている場合は、規則112(1)に基づく通知は送付され

ず、指定に関する手続続行を請求することはできない。

自動引き落とし指示手続に加入した出願人については、A-X, 7.2も参照。

11.3.7 納付すべき額

手数料規則6条
(2)第1文
手数料規則8条
(2)第2文
規則39(2)
規則112(1)

対象の期間内に納付を要する額について、規則39(1)又は規則135(1)に定める期間内に納付された指定手数料の額が、願書様式(様式1001)に表示したすべての指定国を賄うのに不足し、納付者がいずれの指定国に充当するよう意図しているのか表示しなかった場合は、出願人は、欧州特許庁が定める期間内に充当すべき指定国を表示するよう求められる(A-III, 11.3.3も参照)。出願人が期間内に求めに応じなければ、手数料規則第8条(2)を適用する。この場合に指定手数料は、納付額で賄える数の指定国についてのみ、締約国が指定された順に充当するよう納付されたものとみなされる(J 23/82準用)。指定手数料によって充当されない締約国の指定は、取り下げられたものとみなされ、出願人には権利喪失の旨が通知される(権利喪失の発生時点に関しては、A-III, 11.3.4第3段落参照)。

11.3.8 指定国の取下

79条(3)
旧版規則39(3),
39(4)
規則15

本段落の最後の文に従うことを条件として、出願人は、欧州特許付与まで、いつでも締約国の指定を取り下げることができる。指定が取り下げられた場合であっても指定手数料は返還されない。全締約国の指定取下は、出願が取り下げられたものとみなされ、出願人にその旨を通知する。第三者が欧州特許を受ける権利に関する手続を開始したことを欧州特許庁に証明した時点から欧州特許庁が特許付与手続を再開する日まで、締約国の指定を取り下げることができない。

出願人は、たとえば、第139条(3)による先行する国内権利と先の出願との重複を避けるために、欧州出願時に指定を取り下げることができる。指定が取り下げられた国について適時に指定手数料が納付されていた場合であっても、指定は復活しない。更に、指定が取り下げられた国について指定手数料が未納であった場合の規則121(1)に基づく通知も送付されない。

11.3.9 Euro-PCT出願の欧州段階への移行

規則159(1)(d)

欧州段階へ移行するEuro-PCT出願については、規則39(1)に定める期間が先に終了するのであれば、出願日又は優先日から31月以内に指定手数料を納付しなければならない。

旧版規則160
153条(2)

規則160(2)に従い、期間内に指定手数料が納付されなかった締約国の指定は取り下げられたものとみなされる。規則160(1)に従い、欧州段階に移行するEuro-PCT出願について、規則159(1)(d)に定める通常期間内に指定手数料がまったく納付されなければ、欧州特許出願(第153条(2)参照)は取り下げられたものとみなされる。欧州特許出願又は指定国の見なし取り下げの発生を欧州特許庁が発見した場合は、規則112(1)に基づき権利の喪失を出願人に通知する。この通知に応答して、出願人は第121条及び規則135に基づく手続続行を請求することができる(E-VII, 2.1参照)。

欧州段階に移行するEuro-PCT出願に関する指定手数料については、E-VIII, 2.1.3及び2.3.11も参照。

12. 欧州特許条約の非締約国への欧州特許出願及び欧州特許の拡張

12.1 一般的注意事項

出願人の請求及び所定の手数料の納付に基づき、欧州特許出願(直接又はEuro-PCTルート)及び特許は、欧州特許庁との拡張協定が効力を有する国(拡張国)に対しても、拡張することができる。

拡張は、次の国について請求することができる。

2004年12月1日以後のボスニア・ヘルツェゴビナ(BA)

2010年3月1日以後のモンテネグロ

スロベニア共和国(1994年3月1日発効)、ルーマニア共和国(1996年10月15日発効)、リトアニア共和国(1994年7月5日発効)、ラトビア共和国(1995年5月1日発効)、クロアチア共和国(2004年4月1日発効)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(1997年11月1日発効)、

アルバニア(1996年2月1日発効)、及びセルビア共和国(2004年11月1日発効)と、欧州特許庁との拡張協定は、これらの国が、2002年12月1日付、2003年3月1日付、2004年12月1日付、2005年7月1日付、2008年1月1日付、2009年1月1日付、2010年5月1日付、及び2010年10月1日付でそれぞれ欧州特許条約に加盟した時点で終了した。ただし、これらの加盟日以前に提出されたすべての欧州及び国際出願、並びにこうした出願に関して付与されたすべての欧州特許については、拡張制度が引き続き適用される。

前記の国では、各拡張協定の発効以後終了以前に出願された欧州特許出願は拡張請求も行ったものとみなされる。これはEuro-PCT出願にも適用される。ただし、欧州特許について欧州特許庁が指定され、かつ、国際出願では拡張国が国内特許のために指定されていることを条件とする。拡張手数料が所定の期間内(A-III, 12.2参照)に納付されない場合、この請求は取り下げられたものとみなされる。出願人は、拡張手数料の納付することによって、自己の出願を一定の拡張国に拡張する旨を決定する。出願人は、願書様式(様式1001)又は様式1200に拡張手数料の納付意思の記入を求められるが、これら様式の所定欄に記入する、欧州特許庁に対する欧州段階移行の宣言は、単に情報入手を目的としており、手数料納付の記録の一助となるものである。

分割出願(A-IV, 1参照)に係る拡張請求は、分割出願の提出時に各請求が親出願においてなお有効な場合にのみ、行われたものとみなされる。

12.2 拡張手数料の納付期間

拡張手数料は、拡張国の国内適用法の各規定に基づき、欧州特許公報で欧州調査報告書が公開された日から6月以内に又は必要に応じて国際出願の欧州段階移行に必要な手続の期間内に納付しなければならない。適切な納付期間内に拡張手数料が納付されない場合、拡張請求は取り下げられたものとみなされる。

規則39に基づき権利が喪失しておらず、適切な基本期間内(規則39(1), 規則17(3), 規則36(4)及び規則159(1)(d))に拡張手数料が納付されなければ、規則112(1)に基づく通知は発行されず、基本期

間の満了から2月が経過していない場合を除き、拡張請求は取り下げられたものとみなされ、割増料金を添えて遅延納付することもできない(下記参照)。

ただし欧州特許庁は、次の場合、規則112(1)に従い、出願人に対し当該指定又は出願に関し権利が喪失した旨を通知する。規則112(1)に基づく本通知では、基本期間に納付されなかった拡張手数料の遅延納付が可能であることも出願人に通知される。

- (i) 基本期間内に一又は複数の拡張手数料が納付されない場合であって、次のいずれかに該当する場合
- (ii) 2009年4月1日以後に欧州出願が提出されたか、又はEuro-PCT出願が欧州段階に移行し、かつ、指定手数料の未納により取り下げられたとみなされる場合(A-III, 11.2.3参照)、又は
- (iii) 2009年4月1日以前に欧州出願が提出されたか、又はEuro-PCT出願が欧州段階に移行し、かつ、欧州特許条約締約国の一又は複数の指定について、その国に係る指定手数料が期間までに納付されないため、当該指定が取り下げられたとみなされる場合(A-III, 11.3.2参照)であって、及び
 - (a) 出願人が当該指定を自発的に取り下げている場合、及び
 - (b) 出願人が当該指定に関して規則112(1)に基づく通知を受ける権利を放棄していない場合

こうした場合、出願人は第121条及び規則135に従い、取り下げられたと見なされている出願又は指定に関し、手続の続行を請求することができる。未納の指定手数料に関する手続の続行に伴い、未納の拡張手数料についても、規則112(1)に基づく通知から2月以内(延期不可)であれば関連手数料の50%に相当する割増料金と共に納付することができる(2009年11月2日付欧州特許庁通達, OJ EPO 2009, 603)。

2010年1月1日以後に拡張手数料の基本期間が満了になりかつ当該期間内に拡張国に対する手数料が納付されない場合、出願人は基本期間の満了後2月以内に拡張手数料にその50%に相当する割増料金を合わせて納付することができる(2009年11月2日付欧州特許庁通達, OJ EPO 2009, 603参照)。この手続は、(当該)指定

手数料の期間内(基本期間内)に納付されたかどうか又は手続の続行によるかにかかわらず適用される。

なお、拡張手数料の納付に関して、第122条及び規則136に基づく権利回復は認められない。

12.3 拡張の取り下げ

拡張請求は、いつでも取り下げることができる。欧州特許出願又はEuro-PCT出願が最終的に、拒絶され、取り下げられ、又は取り下げられたものとみなされる場合は、拡張請求も取り下げられたものとみなされる。出願人に対する別個の通知は行われぬ。有効に納付された拡張手数料も返還されない。

12.4 請求されたものとみなされる拡張

拡張は、すべての拡張国について請求されたものとみなされ(ただしEuro-PCT出願に関しては、A-III, 12.1第4段落参照)、これは公開公報に記載される。請求された拡張国名及び拡張手数料が納付された拡張国名が、欧州特許登録簿及び欧州特許公報に記載される。

12.5 国内登録簿

拡張国は、その領域に拡張される欧州特許出願及び特許に関する関係資料を、その国内登録簿で公開する。

13. 出願及び調査手数料

78条(2)

13.1 手数料の納付

出願人は、出願手数料、及び後述する例外に従うことを条件として(後述の(iii)参照)、調査手数料を納付しなければならない。出願手数料及び調査手数料は次の期間内に納付しなければならない。

規則38

(i) 以下の(ii)も(iii)も適用されない場合は、欧州出願日から1月以内

規則36(3)

(ii) 欧州分割出願又は第61条(1)(b)に従い行われた欧州出願については、分割出願日又は第61条(1)(b)に基づく出願日から1月以内

規則17(2)

規則159(1)

(iii) Euro-PCT出願については、出願日、又は該当する場合の最先の優先権主張日から31月以内*

*なお、欧州特許庁が補充的調査報告書を作成しない場合(B-II, 4.3参照)は、Euro-PCT出願について調査手数料は要求されない(規則159(1)(e))。

90条(3)

規則57(e)

78条(2)

規則36(3)

規則17(2)

(i)及び(ii)の種類の出願に関して、欧州特許庁は当該手数料が納付されているか点検する。いずれかの手数料が適時に納付されていなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。欧州特許庁は規則112(1)に基づき権利の喪失を出願人に通知する。出願人はこれに応答して第121条及び規則135に基づく手続続行を請求することができる。

Euro-PCT出願((iii)の種類)に関しては、E-VIII, 2.1.3参照。

13.2 追加手数料(出願書類が35頁を超える場合)

規則38(2), (3)
手数料規則2条(1),
1a号

本節は、2009年4月1日以後に出願された出願及び欧州段階に移行した国際出願のみに関連する(2009年1月26日付欧州特許庁通達OJ EPO 2009, 118及び追補OJ EPO 2009, 338参照)。

2009年4月1日以後に出願された、35頁を超える頁枚数から成る欧州特許出願については、出願手数料の一部として追加手数料を納付する。追加手数料の総額は、35頁を超える頁枚数に基づき計算される。規則6(3)に基づく言語による減額が適用される。追加手数料は、出願日又は欧州分割出願若しくは第61条(1)(b)に基づく欧州出願の出願日から1月以内に納付する。出願がクレームなく出願された場合又は先の出願に言及する形で出願された場合、追加手数料は、最初に提出したクレーム一式の出願日から1月以内又は規則40(3)に基づく出願の認証謄本の提出から1月以内のいずれかのうち、満了日が遅い日付までに納付する。追加手数料は、出願した言語において、明細書、クレーム、及び図面の頁枚数に要約1頁を加えた頁枚数に基づき計算される。願書様式(様式1001)の頁及び規則30(1)の規定に基づく配列一覧の一部が記載された頁は、明細書に記載された当該配列一覧がWIPO標準ST.25に準拠していれば、計算の対象とならない。出願が先の出願に基づき提出さ

れている場合、証明と書誌データの頁を除いた認証謄本の頁枚数を基礎として計算される。クレームなく出願された場合、追加手数料は最初に出願されたクレーム一式の頁枚数を考慮して計算される。2009年4月1日以後に欧州段階に移行した国際出願(Euro-PCT)については、規則159(1)に規定の31月以内に出願手数料の一部として追加手数料を納付する。この追加手数料は国際公開報、特許協力条約第19条に基づく補正、及び要約1頁を基礎として計算される。

書誌データが1頁を超える場合、2頁以降の枚数は計算の対象とはならない。欧州段階の手続で基礎とされる(規則159(1)(b))最新の補正後の出願(特許協力条約第34条、「出願時の補正」)の頁枚数については、前記31月以内に納付した追加手数料の納付日までに当該補正後の出願が欧州特許庁で利用可能であれば、当該補正後の出願の頁枚数も考慮される。出願人が国際公開報の頁又は補正の頁を最新の補正と差し換える予定であるためこれらの頁が計算から除外される場合は、当該出願人は、少なくとも納付日までに、差し換える頁も特定し、明示しなければならない。差し換えの情報は、欧州段階移行時の移行申請様式(様式1200)の所定箇所に記入することが推奨される。記入しない場合、本段階で提出された新規の頁はいずれも追加頁とみなされる。様式1200は、追加手数料の計算の対象とはならない。

例：

国際出願(英語で公開)	100頁中：
要約	1頁
明細書	50頁
クレーム	20頁
図面	20頁
クレーム(特許協力条約第19条)	9頁

前記31月以内に欧州段階に移行する際に、様式1200の出願人の記載に従い、最初のクレームの頁を提出された補正クレームの10頁と差し換える場合：

→計算の基礎となる頁枚数：100－20(最初のクレーム)－9(特許協力条約第19条)＋10(欧州段階移行)－35(手数料免除分)

→手数料納付対象頁枚数：46

追加手数料納付日以降に、特に規則161(1)又は規則161(2)の期間内(E-VIII, 3参照)に提出した補正の頁枚数は、考慮されない。従って、この段階で提出された補正について、既に手数料が納付されている頁が削除された場合でも、手数料は返還されない。

手数料規則2条(1),
12号

追加手数料が期間内に納付されない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。欧州特許庁は、規則112(1)に従い、出願人に対し権利の喪失を通知するが、当該出願人は第121条及び規則135に従い手続の続行を請求することができる。手続の続行に係る手数料の金額は、前述の方法で計算された追加手数料がまだ納付されていない場合にその期間が満了した時点で提出されている出願の頁枚数に基づき計算される。追加手数料に関する、手続の続行に係る手数料の金額では、追加手数料が期間内に納付された場合、手数料規則第2条(1), 1号に基づく基本出願手数料は考慮されない。

14. 出願の翻訳文

90条(3)
規則57(a)

欧州出願の翻訳文は次の3つの場合に要求される。

- (i) 欧州出願が、第14条(2)に基づき欧州特許庁の公用語以外の言語によって行われているとき
- (ii) 欧州出願が、欧州特許庁の公用語以外の言語によって先の出願に言及して提出されているとき(規則40(3))
- (iii) 欧州分割出願について、基礎とする先の(特許)出願が欧州特許庁の公用語で出願されていない場合、当該分割出願が先の(特許)出願と同一の言語で出願されているとき(規則36(2) ; A-IV, 1.3.3参照)

いずれの場合も、当該出願の翻訳文を欧州特許庁に提出しなければならない。つまり、(i)及び(ii)の場合、翻訳文は(i)の場合は規則6(1)に又は(ii)の場合は規則40(3)に基づき出願日から2月以内に提出しなければならない。(iii)の場合は、翻訳文は規則36(2)に基づき分割出願の出願日から2月以内に提出しなければならない。

欧州特許庁はこの要件が充足されているか確認する。出願人が翻

90条(3)
規則57(a)

訳文を提出しない場合、欧州特許庁はA-III, 16で説明した手続に従い、2月以内に規則58に基づきこの不備を是正するよう出願人に求める。

出願人が規則58に基づく求めに応答して翻訳文を適時に提出しない場合、第14条(2)に基づき出願は取り下げられたものとみなされる。これにより欧州特許庁は、出願人に対し、規則112(1)に基づく権利の喪失を通知する。規則40(3)、規則6(1)及び規則36(2)に基づく翻訳文の前記提出期間は、規則58に規定されている翻訳文の不備の是正に関する期間であるため、いずれも規則135(2)に基づく手続の続行から除外される。

したがって、この場合は手続の続行は不可能となる。ただし、出願人は規則58に基づく期間の不遵守について、第122条及び規則136に基づく権利回復を請求することができる。

15. クレームの遅延提出

80条
規則40(1)

欧州出願には、出願日を取得する目的ではクレームを含める必要はない。第78条(1)(c)による欧州出願の要件では、少なくとも1のクレームが存在していなければならないが、後述する手続に従い、出願日後にクレーム一式を提出することができる。

90条(3)
90条(5)
規則57(c)
規則58

欧州特許庁は、少なくとも1のクレームが出願に存在しているか否かを点検する。存在していない場合は、欧州特許庁は、規則58に基づき通知を行い、2月以内に1又は複数のクレームを提出するよう出願人に求める。出願人がこの期間内に求めに応じなければ、出願は第90条(5)に従い拒絶される。出願人には規則111に基づき拒絶決定が通知される。規則135(2)により、規則58に基づく期間の不遵守について手続続行は認められない。ただし、出願人は、第122条及び規則136に基づき権利回復を請求し、又は審判請求をすることができる。

出願時の出願書類に少なくとも1のクレームが含まれていない場合は、出願人は、出願日後であって欧州特許庁が規則58に基づき求めを行う前であれば、自発的にクレームを提出することもできる。この場合は、規則58に基づく通知は行われない。

出願人が規則58による求めに応答してクレーム一式を提出する場合は、提出されたクレームは、出願日に提出された出願書類(明細書及びあれば図面)を基礎としていなければならない(第123条(2))。この要件は調査段階の最初に点検される(B-XI, 2.2参照)。

規則40(3)に基づき先の出願への言及によって出願が行われ、出願人が出願時に、先の出願のクレームが出願時のクレームに代わるものである旨を表示していた場合は(A-II, 4.1.3.1参照)、先の出願のクレームに出願時のクレームも含まれていることを条件として、クレームは欧州出願日に存在していることになり、規則58に基づく通知は行われぬ。

前記の手続は、分割出願及び第61条(1)(b)に従って行われた出願にも適用される。

16. 不備の是正

16.1 手続方式審査官

90条(3)

本章前述の各項に掲げた要件の遵守についての審査中に、訂正可能な不備があることを方式審査官が発見した場合、当該方式審査官は、出願人に対し、当該各不備を指定期間内には是正するための機会を与えなければならない。この手続段階で最も一般的な起こり得る不備の概要及びその是正を扱う規定は次のとおりである。

A-III, 2	代理	規則58
A-III, 3	出願の様式上の要件	規則58
A-III, 4	願書	規則58
A-III, 5	発明者の指定	規則60
A-III, 6	優先権主張	規則52(3), 規則59
A-III, 9	クレーム手数料の納付	規則45
A-III, 10	要約	規則58
A-III, 13	出願手数料(追加手数料及び調査手数料を含む)	規則112(1), 規則135
A-III, 14	出願の翻訳文	規則58
A-III, 15	クレームの遅延提出	規則58

方式審査官は、出願人に対する最初の報告で、出願の最初の審査で明らかになったすべての方式上の拒絶理由を摘示すべきである。ただし、例外として、受理課は、A-III, 3.2に記載したように、規則46(2)(i)及び(j)に基づく不備について出願人の注意を喚起し、又はクレームに対する表の挿入についても疑義を呈すべきではない。この段階では、たとえば、提出期間満了前の優先権書類の提出など、一定の事項について最終的な処分をすることができない場合があり、そのために更なる報告が必要となることがある。例外として、出願人が代理人を指名するよう要求されているがまだ指名していない場合、方式審査官は、自己の最初の報告でその不備のみを出願人に報告する。他の不備に対する是正の要求はいずれも、代理人が指名されるまで通知されないが、指名後はその代理人に通知される。

16.2 不備を是正するために認められる期間

規則58

規則58により、次の不備を是正するための期間は、当該不備を指摘する通知から2月である。

- (i) 出願人が締約国の1に居所又は主たる営業所を有しておらず、代理人を選任していないこと—A-III, 2参照(必要であるが委任状を提出していない場合については、A-VIII, 1.5, 及び2007年7月12日付EPO長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, L.1参照)
- (ii) 様式上の要件を満たしていない出願書類(A-III, 3参照)
- (iii) 特許付与請求の不備(優先権についての基準を除く)(A-III, 4参照)
- (iv) 要約の未提出(A-III, 10参照)
- (v) 要求される場合の出願の翻訳文の未提出(A-III, 14参照)
- (vi) クレーム未提出(A-III, 15参照)

90条(5)

14条(2)

前記の(i)から(iv)まで又は(vi)の不備が期間内に是正されなければ、出願は第90条(5)に基づき拒絶される。(v)の不備が期間内に是正されなければ、出願は第14条(2)に基づき放棄されたものとみなされる。これらはすべて規則58に基づく期間の不遵守から権利が喪失したものであり、規則135(2)により、手続続行の対象となら

ない。

次の不備は規則58以外の規定によって是正される。

(vii)クレーム手数料の未納付(規則45-A-III, 9参照)

(viii)優先権書類又は先の出願の出願番号の欠落(規則59-A-III, 6参照)

(ix)出願及び調査手数料の未納付(A-III, 13参照)

規則45

規則45(2)により、(vii)に基づくクレーム手数料の未納付に関する不備の是正期間は、未納付を指摘する通知から1月である。期間内にこの不備を是正しなければ、規則45(3)に基づき、当該クレームは放棄されたものとみなされる。この権利喪失については手続続行が適用される。

90条(5)

規則59

(viii)に基づく不備は、規則59に従い優先権書類の認証謄本及び／又は出願番号の未提出を指摘する通知において欧州特許庁が指定する期間内に是正する。規則59に基づく期間は、2月以上4月以下とする(規則132(2))。

78条(2)

期間内にこの不備を是正しなければ優先権を喪失する。規則135(2)により、この権利喪失は手続続行の対象とならない。期間内に調査又は出願手数料を納付しなければ、第78条(2)により出願は取り下げられたものとみなされる。適用される期間の終了によって権利喪失が直接発生する(A-III, 13参照)。(ix)に基づく不備は、手続続行を請求することによって是正することができる。

調査部は、適切であれば権利喪失について通知を受ける。

第IV章 特別規定

1. 欧州分割出願(C-IX, 1も参照)

1.1 一般注意事項

1.1.1 分割出願の出願時期

分割出願の提出可能時期については、次の2つの要件を充足しなければならない。

- (i) 分割する出願(分割出願の基礎となる「親」出願)が係属されており(A-IV, 1.1.1.1参照)かつ、
- (ii) 次の2つの期間のうちの少なくとも1つが満了前である。
 - (a)規則36(1)(a)に基づく自発的分割の期間(A-IV, 1.1.1.2参照)
 - (b)必要に応じて、規則36(1)(b)に基づく強制的分割の期間(A-IV, 1.1.1.3参照)

規則36(1)の「先の出願」とは、当該分割出願の基礎となっている直前の親出願を指す。この「先の出願」は、第一世代の分割出願(直前の親出願が分割ではないもの)の場合は同規則36(1)の「最先の出願」と同一の出願を指すものの、この「先の出願」は「最先の出願」とは区別される。

1.1.1.1 先の出願の要件：係属

76条
規則36(1)

欧州特許出願は、その出願が係属している場合にのみ分割することができる。出願人は欧州特許出願を分割する目的で、1件又は複数件の欧州分割出願を行う。分割される欧州特許出願、すなわち、親出願の種類は問われない。よって親出願自体が先の分割出願となり得る。親出願がEuro-PCT出願である場合、当該Euro-PCT出願が指定官庁又は選択官庁として行動する欧州特許庁において係属した後でなければ分割出願をすることができない。すなわち、当該Euro-PCT出願が欧州段階に移行していなければ分割出願できない(E-VIII, 2.4.1参照)。

前述したように、分割出願を行った時点で親出願が係属していな

なければならない。この点については、係属している出願の構成要件に関する審決G1/09の見解が引用できる。それ自体が分割出願である出願から更に分割出願された場合、元の分割出願が2番目の分割出願時に係属していれば足りる。出願は、欧州特許公報における欧州特許付与の旨の公表日まで係属する(ただし、公表日当日は含まない)(OJ EPO 2002, 112)。親出願が拒絶された、取り下げられた又は取り下げられたと見なされた場合、分割出願の提出は有効とはならない(以下二段落も参照)。

期間の不遵守(出願手数料の未納付(第78条(2))、付与及び公告手数料若しくはクレーム手数料の未納付、又はクレームの翻訳文の(規則71(7))の期間内での未提出などによる不遵守など)により出願が取り下げられたものとみなされた場合、規則112(1)により通知された権利喪失が是正された場合を除き、不遵守の当該期間の満了時に当該出願の係属は終了する。この是正は、次のいずれかの方法により有効となる。すなわち、①正当な手続の続行の請求、②手続の続行が当該期間に適用されない場合又は手続の続行の期間を徒過した場合、権利の回復の請求(すなわち、手続の続行の期間についての権利回復の請求(E-VII, 2参照))、③出願人が欧州特許庁の認識が正しくないと考えた場合、規則112(2)に基づく決定の申請により有効となる。これにより、欧州特許庁の所管部門が当該出願人と意見を共有し当該決定を是正するか又は当該所管部門が当該出願人に対し、(その後審判請求が可能な)不利な決定を行う。

出願が拒絶されたが審判請求がまだ提出されていない場合、当該出願は規則36(1)の意味において審判請求通知書の提出期間の満了(第108条)まで係属する。この場合更に、前記提出期間内であれば分割出願も有効に提出できる(G1/09参照)。当該出願人が審判請求した場合、拒絶査定は審判が結審するまで効力を発揮しない。分割出願の提出に関する規定は審判手続にも適用されるため(規則100(1))、そうした審判手続が継続中であれば分割出願を提出することができる。いずれの場合においても、分割出願を提出するには、規則36(1)(a)及び規則36(1)(b)に規定された期間のうち少なくとも一の期間が満了になっていないことが必要である(A-IV, 1.1.1.2及び1.1.1.3参照)。

更に、出願がなおも係属している場合であっても、規則14(1)に基づき当該出願が手続中止の対象となっている間は(A-IV, 2.2参照)、分割出願を提出することはできない。これは、規則14(1)が規則36(1)の定める係属中の出願について分割出願する権利に関する特別法を規定しているためである(J20/05及びG 1/09, 審決理由書3.2.5参照)。

1.1.1.2 自発的分割

規則36(1)(a)

分割出願は、係属している先の(親)出願について審査部が発行した通知の発送日から24月以内であれば、当該先の出願に基づき出願できる(ただしA-IV, 1.1.1.3を参照)。自発的分割の期間は唯一、次の事項が発生した日から起算する(2010年10月26日付管理理事会決定, OJ EPO 2010, 568, 及び2010年6月29日付欧州特許庁通達OJ EPO 2010, 406参照)。

- (i) 第94条(3)並びに規則71(1)及び(2)に基づく最初の通知の送達(ただし、この通知が規則71(3)に基づく通知に先行していない場合)、又は
- (ii) 規則71(3)に基づく通知の送達(ただし、この通知が第94条(3)並びに規則71(1)及び(2)に基づく通知に先行していない場合)

この通知の送達日は、欧州特許登録簿に記載される(OJ EPO 2011, 273)。当該出願についてまだ調査部は責任を有しないため、調査見解書の送達(B-XI, 1.1参照)は、前記24月の期間を開始させない(C-II, 1参照)。しかしながら、当該出願人が規則70(2)に基づき本通知を受領する権利を放棄していた場合(C-VI, 3参照)、調査見解書は発行されないが、第94条(3)並びに規則71(1)及び(2)に基づく通知が発行され(B-XI, 7参照)、この通知の送達により、前記24月の期間が開始される。自発的分割に関する前記24月を計算する場合、前記通知の送達日の計算には「10日間ルール」が適用される(規則126(2) : E-I, 2.3及びE-VII, 1.4参照)。

分割出願の基礎となる先の(親)出願は、当該分割出願が提出される時点で係属している必要がある。審査手続において当該最初の通知の送達前に当該先の(親)出願が消滅又は取り下げられた場

合、分割出願を提出することはできない(A-IV, 1.1.1.1参照)。同様に、前記最初の通知の送達後かつ前記24月の満了前に先の(親)出願が係属しなくなった場合にも分割出願を提出することはできない。

第94条(3)並びに規則71(1)及び(2)に基づく最初の通知が誤った出願書類に基づく通知であった場合、この通知の送達により規則36(1)(a)に基づく自発的分割の期間は開始されない(詳細についてはC-IX, 1.3を参照)。

1.1.1.3 強制的分割

規則36(1)(b)

分割出願は、係属している先の(親)出願を基礎に提出することができるが、この分割出願は、審査部が当該先の出願が第82条の要件を充足していないとの異論を記載した通知の送達から24月以内に提出しなければならない(ただし審査部がその特定の異論を初めて提起した場合に限る)。規則36(1)(b)に基づく強制的分割の期間が、規則36(1)(a)に基づく自発的分割の期間の満了日より後に満了となる場合、分割出願は、係属している先の(親)出願を基礎にして、この後の期間内に提出する。強制的分割の期間は、次の出来事が生じた日から起算する。

- (i) 第94条(3)並びに規則71(1)及び(2)に基づく通知であって、次のいずれかに当てはまるものの送達。
 - (a) 審査手続における最初の通知(単一性の欠如に関する特定の異論を初めて提起するもの、又は国際調査、欧州調査若しくは補充的欧州調査において既に提起されている単一性の欠如という先の認定を確認するもの)
 - (b) 審査手続における二回目以降の通知(単一性の欠如に基づく特定の異論を初めて提起するもの)
- (ii) 口頭審理の呼出状の送達(単一性の欠如に基づく特定の異論を初めて提起するもの)
- (iii) 口頭審理調書の送達日(一連の口頭審理において単一性の欠如に基づく特定の異論が初めて提起された場合。ただし、この口頭審理の調書はこの新たに提起された単一性の欠如に基づく異論を反映していなければならない。)(E-II, 10.3参照)
- (iv) 電話又は個人面談の調書の送達(当該電話又は個人面談にお

いて単一性の欠如に基づく特定の異論が初めて提起された場合。個人面談の場合はこの調書は出願人又はその代理人に後日送達される(この調書が面談の終了時に送達される場合は、下記(v)参照)。ただし、この調書はこの新たに提起された単一性の欠如に基づく異論を反映していなければならない。)(C-VII, 2.3及び2.5参照)

(v) 個人面談日(この個人面談で単一性の欠如に基づく特定の異論が初めて提起され、その調書は出願人又はその代理人に本人に当該面談の終了時に送達される。ただし、この調書はこの新たに提起された単一性の欠如に基づく異論を反映していなければならない。)(C-VII, 2.3及び2.5参照)

(vi) 規則71(3)に基づく通知の送達(審査部が提示した、付与において使用する予定の正文が補助請求である場合、及び添付の、上位の請求が許容されない理由を示す理由書(C-V, 1.1参照)が、この許容されない上位の請求のうちの少なくとも1つに対して単一性の欠如に基づく異論を初めて提起する場合)

前記(i)(a), (i)(b), (ii), (iii), (iv), (vi)の場合、強制的分割の24月を計算する際、こうした通知の送達日を計算するために10日間ルールが適用される(規則126(2) : E-I, 2.3及びE-VII, 1.4参照)。

発明の単一性の欠如に基づく異論を提起した調査見解書の送達により、規則36(1)(b)に基づく強制的分割の期間が開始されない(前記(i)(a)参照)ことに注意が必要である。これは、当該出願がまだ審査部の責任とはなっていないためである(C-II, 1参照)。しかしながら、当該出願人が規則70(2)に基づき本通知を受領する権利を放棄した場合は(C-VI, 3参照)、調査見解書は発行されないが、第94条(3)並びに規則71(1)及び(2)に基づく通知が出され、(B-XI, 7参照)、この通知が単一性の欠如に基づく異論を提起する場合には、その送達は、強制的分割の24月の期間を開始させる。

第一世代の分割出願(当該分割出願が基礎としている先の出願自体が分割出願でないもの)については、強制的分割の期間が自発的分割の期間より先に満了になることはできない。単一性に対す

る異論は通常、審査部からの最初の通知で提起されるか、又は異論が調査段階で既に提起されていれば、そのまま最初の通知に維持されるため、ほとんどの場合この2つの期間は同時に満了になる。審査手続において先に提起された単一性の欠如の異論の審査で発行された二回目以降の通知での確認により強制的分割の期間の起算が再度開始されることはない。特に、審査部が単一性の欠如に基づく異論を最初の通知で提起し、それに対する応答で出願人が追加発明のいくつかを削除したものの一以上の発明が複数のクレームに残っており、それに対し審査部が先に提起した単一性の欠如に基づく異論を一部維持して(特許保護を請求した発明のいくつかが削除されたことに対応している)二回目の通知(又は口頭審理呼出状)を発行した場合、当該異論は新規のものではないため、この発行により必要分割の期間の起算が再度開始されることはない。

しかしながら、別の単一性の欠如の異論が後に提起された場合、この提起により強制的分割の期間である24月の起算が再度開始される。これは、たとえば、単一性の欠如に関する先の異論で特定された発明が、審査手続で提起されたその後の異論においてさらに分割された場合などにも適用される。

加えて、規則137(5)に基づく異論は、強制的分割の期間を起算する目的においては特に、第82条に基づく異論とは認められない(H-II, 6.2参照)。しかし、規則137(5)に基づく異論を提起した通知に第82条に基づくさらなる異論も記載されている場合、強制的分割の期間は開始される。

1.1.1.4 第二世代以降の分割出願

自発的分割(規則36(1)(a))

第二世代の分割出願の提出については(それ自体も分割出願である先の出願を基礎とする分割出願)、通知が発行された**最先**の出願に関する最初の通知の送達により自発的分割の期間の起算が開始される。こうした起算日は次の例のように決定される。

例1

- EP1：原欧州出願
- EP2：EP1を基礎とする分割出願
- EP3：EP2を基礎とする分割出願

EP3が出願されたときにEP1について最初の通知(A-IV, 1.1.1.2 参照)が既に発行されている場合(これが一般的な状況である), (EP3の出願による)EP2の自発的分割の期間は, EP1に関する最初の通知の送達日を起算日として計算される。しかしこのようにするにはEP3が出願されたときにEP2が係属していなければならない(EP1は係属している必要はない)。これは, EP1は最初の通知が発行された**最先**の出願(自発的出願の期間の計算に使用する)であって, 分割された**先**の出願でなく(分割されたのはEP2である), 規則36(1)に基づき係属していなければならない出願は**先**の出願(EP2)だからである。

EP1に関する最初の通知の前後に送達されたEP2に関する最初の通知は, EP3が出願されたときにEP1に関する最初の通知が発行されている限り, 自発的分割の期間に影響しない。

EP3が出願されたときにEP1に関する最初の通知はまだ発行されていないがEP2に関する最初の通知が発行されているという稀な場合には, (EP3の出願による)EP2の自発的分割の期間は, その後EP1について発行された通知に関係なく, EP2に関する最初の通知の送達から起算して計算する。

EP3が出願されたときにEP1, EP2いずれに対しても最初の通知が発行されていない場合, EP2がまだ係属中であれば, 分割出願は規則36(1)に基づき期間内に提出される。

分割出願ファミリーにおける自発的分割

同一の先の(親)出願を基礎にする2件の分割出願がある場合, この2件の分割出願の自発的分割の期間は, 別々に算出される。

例2

- EP1：原欧州出願
- EP2a：EP1を基礎とする分割出願
- EP2b：EP1を基礎とする分割出願

例2の場合、EP2aの自発的分割の期間は、EP2bでなく、(前記例1で示した通り)EP1又はEP2aに関して発行された適切な通知を基準にして計算される。同様に、EP2bの自発的分割の期間も、EP2aでなくEP1又はEP2bに関して発行された適切な通知を基準にして計算される。こうしたケースは前記例1と同様に処理されるが、最先の出願を直接基礎にした分割出願でない出願は考慮されない。

強制的分割(規則36(1)(b))

例1の場合、(EP3の出願による)EP2の強制的分割の期間は、単一性の欠如の特定の異論が初めて提起された審査における最初の通知の送達日から起算される(A-IV, 1.1.1.3参照)。この例では、EP2について単一性に関する同一の異論が後に提起されるか否かにかかわらず、単一性に関する異論がEP1に関して提起されている場合、規則36(1)(b)に基づくEP2の24月の強制的分割期間を開始させるのはEP1に関する単一性の異論である(24月の期間の開始をもたらす基準日については、A-IV, 1.1.1.3(i)から(vi)参照)。他方、EP1に関しては提起されていない単一性の欠如に関する異論がEP2に関して提起された場合、EP2の強制的分割の期間は、EP2に関して提起された単一性の異論により開始する。

1.1.1.5 分割出願の遅延提出に対する法的救済措置

適用される24月の期間内に提出できなかった場合

121条
122条

規則36(1)(a)及び(b)に規定されている期間は、手続の続行(規則135(2))が除外される。分割出願が規則36(1)(a)及び規則36(1)(b)に規定されている期間のうち遅い期間の満了前に提出されない場合(A-IV, 1.1.1.2及び1.1.1.3も参照)、当該出願人は不提出に関し権利の回復を請求することができる(E-VII, 2.2参照)。この場合、当該出願人は、(i)権利の回復を請求し(規則136(1))かつ(ii)

遺漏が生じた手続(つまり分割出願の提出(規則136(2)))を前記期間不遵守の原因の除去から2月以内に(不遵守期間の満了から少なくとも1年以内に)完了させなければならない。

第122条に基づく権利の回復は、分割出願の先の出願が係属している間に分割出願を提出するという要件については除外される(J 10/01参照)。これは、規則36(1)(a)及び(b)に基づく自発的及び強制的分割の提出期間である24月と異なり、規則36(1)の要件は、分割出願の提出期間を規定しているのではなく、分割出願を提出しなければならない一時点を規定しているからである。従って、この場合は手続の続行も請求できない。

1.1.2 分割出願を提出できる者

記録上の出願人のみが分割出願をすることができる。これは出願の移転の場合は、当該移転が有効に登録され、したがって、分割出願の出願日に欧州特許庁に対し有効(規則22)であれば、新たな出願人又はその代理人に限り分割出願を提出できることを意味する。

1.2 分割出願日；優先権主張

1.2.1 出願日

76条(1), 第2文

欧州分割出願は、出願時の親出願の内容を超えない主題について行うことができる。この要件を充足すれば、分割出願は親出願の出願日に出願したものとみなされ、その出願の優先権を享受する(A-IV, 1.2.2参照)。

80条

規則40(1)

適切な様式で、すなわち、第80条及び規則40(1)(A-II, 4.1以下参照)を充足する様式で行われた分割出願には、親出願と同じ出願日が付与される。それが親出願に含まれた主題に限定されるか否かの問題は、審査手続に至るまで決定されない(C-IX, 1.4以下参照)。

規則40(1)では欧州出願に対し出願日の時点でのクレームを包摂することを要求していないため、欧州分割出願にも同じことが適用される。出願人は、A-III, 15で説明されている手続に従い分

割出願を行った後にクレームを提出することができる。クレームの提出は、親出願の係属終了後並びに自発的及び強制的分割の期間の満了後でも可能であるが、(i)親出願の係属中に及び(ii)関連した期間の完了前に分割出願に関して規則40(1)の要件を充足していなければならない(A-IV, 1.1.1, 1.1.1.1, 1.1.1.2及び1.1.1.3参照)。

1.2.2 優先権主張

規則53(2), (3)

親出願において主張された優先権は、分割出願にも適用することができる。親出願における優先権主張が当該分割出願の出願日の時点で消滅していなければ、分割出願は当該優先権を維持する。よって、優先権を方式的に再度主張することは不要である。ただし、分割出願時に親出願の優先権が取り下げられていれば、当該親出願の優先権は維持されない。優先権の取り下げについては、F-VI, 3.5及びE-VII, 6.2, 6.3参照。

出願人は、必要に応じて、(親出願が複数の優先権を主張している場合(第88条(2)))当該分割出願に関しては親出願より少ない数の優先権を主張できる。こうした主張を行うためには、分割出願に関して出願人は当該一又は複数の優先権を明示的に取り下げなければならない(2004年11月12日付欧州特許庁通達, 4点目, OJ EPO 2004, 591参照)。こうした取り下げがない場合、分割出願の提出時点で親出願に関して消滅していないすべての優先権も、当該分割出願に関して依然として効力を発揮する。更に、こうした取り下げがない場合、出願人が分割出願提出時に不正確又は不完全な優先権主張を行ったとしても、当該分割出願についてそうした優先権主張はすべて依然として効力を発揮する。

親出願に関してその優先権主張の基礎となる出願の写し及び翻訳文が分割出願前に既に提出されている場合、分割出願での優先権書類の再提出は不要である。欧州特許庁は、提出済みの書類の写しを取り、分割出願のファイルに入れる(2007年7月12日付欧州特許庁長官決定, OJ EPO 2007, B.2特別版No. 3参照)。

分割出願時に、親出願に関する優先権書類が未提出である場合、分割出願に関して当該優先権書類を提出しなければならない。さ

らに、親出願で依然として維持されている主題の優先権を維持しようとする場合、親出願についても同様に提出しなければならない。出願人は、親出願における当該書類を提出済みであることを、分割出願手続において指定された期間内に、欧州特許庁に通知することもできる。分割出願の主題が親出願において主張された優先権の一部のみに関する場合、分割出願に関する優先権書類は、それらの優先権に関する書類のみ提出すれば足りる。

規則52(2)

これは、先の出願の出願番号の提示についても適用される。先の出願番号の提示期間及び優先権書類の提出期間については、A-III, 6.5, 6.5.3及び6.7以下参照。

1.3 分割出願の提出

1.3.1 分割出願の提出先と提出方法

規則36(2)

規則35(1)

分割出願は、ミュンヘン、ヘーグ又はベルリンの欧州特許庁まで持参、郵送、又はファックスで提出しなければならない。欧州特許庁オンライン出願ソフトウェアを利用して提出することも可能である(2009年2月26日付長官決定第5条, OJ EPO 2009, 182)。国内当局に対する欧州分割出願は、法律上いずれの効力も有さない。ただし、国内当局は、サービスとして欧州分割特許出願を欧州特許庁に転送することができる。国内管轄当局が欧州分割出願を転送することを選択しても、当該出願書類が欧州特許庁に到達するまでは受理されたものとはみなされない。

分割出願は、その基礎となる先の出願(親出願)への言及によって行うことができる。手続は規則40(1)(c), (2)及び(3)に規定されている(A-II, 4.1.3.1参照)。先の(親)出願の写し又は翻訳文は、当該親出願が欧州出願又はPCTに基づき受理官庁としての欧州特許庁に提出された国際出願であれば、欧州特許庁の先の(親)出願のファイルに収められているため、規則40(3)に従い、出願人はこれらの書類を提出する必要はない。当該親出願が、受理官庁として欧州特許庁以外の特許庁に提出されたPCTに基づくEuro-PCT出願である場合、認証謄本の提出が要求される。

1.3.2 願書

規則41(2)(e)

願書には、その出願が分割出願を求めるものである旨の陳述及び親出願の出願番号が記載されなければならない。添付書類の一部に分割出願の効果を有する書類が含まれているのに、当該出願が分割出願である旨の記載や出願番号が欠落しているなど、願書に不備がある場合は、不備をA-III, 16に示す方法で訂正することができる。出願人は更に、通知が発行された最先の出願に関して、審査部からの最初の通知の送達日に関する情報を願書に記入するよう勧告を受ける(規則36(1)(a))。本情報の提供により、自発的及び強制的分割の提出期間の算出が容易になる(A-IV, 1.1.1.2及び1.1.1.3をそれぞれ参照)。

1.3.3 言語の要件

規則36(2)

A-VII, 1.3に示すように、分割出願は、親出願の手續言語で提出しなければならない。あるいは先の(親)出願が欧州特許庁の公用語以外の言語で出願された場合、分割出願もその言語で出願することができる。この場合、当該先の出願の手續言語への翻訳文を、当該分割出願の提出から2月以内に提出するものとする(A-III, 14参照)。

1.3.4 締約国の指定

第条76(2)

規則36(4)

欧州分割出願を行う時点において、先の出願で指定されていたすべての締約国は、分割出願でも指定されたものとみなされる(G 4/98も参照)。分割出願時に親出願に関して指定がいずれも取り下げられていない場合、親出願の日に欧州特許条約に加盟しているすべての締約国が、分割出願時に自動的に指定される。逆に、分割出願時に親出願に関して指定が取り下げられた締約国は、分割出願において指定することができない。

親出願が2009年4月1日以前に出願されており、さらに、分割出願時に親出願の指定手数料納付期間が満了しておらず、親出願の指定のいずれも取り下げられていない場合、親出願の日に欧州特許条約に加盟しているすべての締約国が、分割出願時に自動的に指定される。逆に、分割出願時に親出願に関して指定が取り下げ又は取り下げられたとみなされる締約国は、分割出願において指定することができない。

2009年4月1日以後に提出した分割出願に支払う一律指定手数料は、その指定が分割出願の提出時に取り下げられた又は取り下げられたとみなされる締約国は対象外とする。

1.3.5 拡張国

分割出願に基づいて生じた欧州特許に関して、欧州特許条約の非締約国である特定の国に対する拡張については、A-III, 12.1参照。

1.4 手数料

1.4.1 出願、調査及び指定手数料

規則36(3), (4)
79条(2)

分割出願の出願手数料及び調査手数料は、分割出願後1月(基本期間)以内に納付しなければならない。頁枚数が35枚を超える出願の追加料金については、A-III13.2参照。指定手数料は、分割出願に関して作成された欧州調査報告書の公開についての欧州特許公報における言及があった日から6月以内に納付しなければならない。

親出願の調査報告書で単一性の欠如が指摘され、現在では分割出願の対象となっている部分については、規則64(1)に基づき追加調査手数料を既に納付した場合であっても、調査手数料を納付しなければならない(調査手数料の返還については、A-IV, 1.8参照)。

規則36(3)
規則36(4)

適用される期間内に出願、調査若しくは指定手数料が納付されない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。欧州特許庁は、規則112(1)に基づき権利喪失を出願人に通知する。出願人は、第121条及び規則135に従い手続の続行を請求できる。

2009年4月1日以前に提出した分割出願については、各国の指定又は出願の見なし取り下げ及び救済措置を参照(A-III, 11.3.2及び11.3.4参照)。

1.4.2 クレーム手数料

規則45(1)

最初のクレーム一式を提出した時点で分割出願が15を超えるクレームを含む場合は、15を超える各クレームについてクレーム手数料の納付を要する。(A-III, 9参照)クレーム手数料は、親出願において主題、すなわち、当該分割出願の対象に関するクレームについてクレーム手数料が納付されていても、納付を要する(A-III, 9参照)。

1.4.3 更新手数料

86条(1)

76条(1)

規則51(3)

手数料規則2条(1),

5号

分割出願については、他の欧州特許出願と同様に、更新手数料を欧州特許庁に納付しなければならない。この更新手数料は、親出願の出願日から起算して3年目以後の各年について納付する。第76条(1)によると、親出願の出願日は、分割出願の更新手数料の納付期間(第86条(1))の起算日でもある。分割出願時に親出願の更新手数料の納付義務が既に発生している場合、分割出願についても更新手数料を納付しなければならない。当該分割出願の提出時に納付義務が発生する。これらの更新手数料の納付期間は、分割出願後4月である。更新手数料は、期間内に納付されなくても、分割出願の出願日から6月以内であれば有効に納付することができる。ただし、納付遅滞の更新手数料の50%額の割増料金を同時に納付しなければならない。同じことが、分割出願の出願日に、期間内に納付した更新手数料に加え次の更新手数料の納付義務が発生した場合又は更新手数料の納付義務が初めて発生した場合にも、適用される。

規則51(3)

手数料規則2条(1),

5号

前述した4月の期間内に更に次の更新手数料の納付義務が発生した場合又は更新手数料の納付義務が初めて発生した場合、この4月の期間内に追加料金なしで納付することができる。これ以外の方法としては、納付期日の6月以内であれば有効に納付することができるが、納付遅滞の更新手数料の50%額の割増料金を同時に納付しなければならない。追加期間の計算には、法規審判部が規定した原則を適用すべきである(J 4/91, 参照)。

規則135(2)により、更新手数料を期間内に納付しなかった場合、手続の続行は適用されない。ただし、権利回復は可能である。分割出願時又は規則51(3)第2文に定められた4月の期間内に納付義務が発生した更新手数料に関して権利の回復を請求する出願に

については、規則136(1)に定める1年は、前述した4月の期間の満了後にのみ起算が開始される。

例:

2008年3月25日:	親出願の出願日
2011年1月11日	分割出願の出願日及び第3年の更新手数料の納付期日
2011年3月31日	第4年の更新手数料の納付期間
2011年5月11日	規則51(3)に定める4月の期間の満了
2011年7月11日	第3年の更新手数料について規則51(2)に基づく6月の期間の満了
2011年9月30日	第4年の更新手数料について規則51(2)に基づく6月の期間の満了
2012年7月11日	第3年の更新手数料について規則136(1)に基づく1年の期間の満了
2012年10月1日	第4年の更新手数料について規則136(1)に基づく1年の期間の満了(規則134(1)に基づく期間延長適用後)

1.5 発明者の指定

規則60(2)

A-III, 5.5の規定は、発明者の指定に関して適用する。ただし、発明者が指定されていないか又は不備がある場合(すなわち、規則19を遵守していない場合)は、出願人は、2月以上の欧州特許庁が定める期間内に指定又は訂正するよう求められる(規則132(2))。分割出願については、基礎となる親出願と別個に発明者を指定しなければならない。

1.6 委任状

A-VIII, 1.5及び1.6の規定は、分割出願の委任状について適用される。この規定に従い代理人が委任状を提出しなければならない場合は、代理人は、親出願の委任状でその者に対して分割出願の委任を明示している場合に限り、親出願について提出された個別の委任状に基づき行動することができる。

1.7 その他の方式審査

A-IV, 1.1から1.6までにいう事項以外、分割出願の方式審査は他の出願と同様に実施される。規則30の規定は、1993年1月1日よ

り後に行われたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関する分割出願に対して適用する(A-IV, 5参照)。

1.8 分割出願に関する調査、公開、審査請求

分割出願は、他の欧州特許出願と同じ方法で、調査、公開及び審査が行われる。調査手数料は、手数料規則第9条(2)の条件を充足すれば返還される(2005年7月1日以前に分割出願を行った場合は、2001年12月13日付欧州特許庁長官通達, OJ EPO 2002, 56参照。2005年7月1日以後に分割出願を行い2009年4月1日以前に調査が完了している場合は、2007年7月14日付欧州特許庁長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, M.2参照。2009年4月1日以後2010年7月1日以前に調査が完了している分割出願については、2008年12月22日付欧州特許庁長官決定OJ EPO 2009, 96参照。2010年7月1日以後に調査が完了した分割出願については、2010年3月24日付欧州特許庁長官決定OJ EPO 2010, 338参照。)ここで「出願を行った」とは、欧州特許庁による分割出願の受理日を意味するのであって、親出願の出願日の場合と同じである(第76条(1))。審査請求の期間は、分割出願に関する調査報告書の公開に言及した日から起算する。

2. 第61条出願

2.1 総論

61条(1)
規則16

裁判所又は管轄当局(以下「裁判所」と称する)の決定によって、出願人以外の第61条(1)にいう者が欧州特許を受ける資格を有する旨を宣告することができる。欧州特許が付与されていないことを条件として、当該第三者は、決定の確定後3月以内に、その決定が行われた、又は欧州特許条約附属の承認に関する議定書に基づき当該決定が承認された若しくは承認されるべきである、欧州特許出願で指定した締約国に関して、次のいずれかの手続をすることができる。

61条(1)(a)

(i) 出願人に代わり、その者自身の出願として手続を遂行すること(A-IV, 2.6及び2.9参照)

61条(1)(b)

(ii) 同一の発明につき新たな欧州特許出願を行うこと(A-IV, 2.7及び2.9参照)、又は

61条(1)(c)

(iii) 当該欧州特許出願の拒絶を請求すること(A-IV, 2.8及び2.9参照)

出願が, 取下, 拒絶又は見なし取り下げとなったことによって係属していない場合は, 第三者は, 第61条(1)(b)に従い, 同一の発明について新たな欧州特許出願をすることができる(G 3/92参照)。

2.2 付与手続の中止

規則14(1)

第三者が, 出願人に対して自己が欧州特許を受ける権利を有する旨の決定を求めて手続を提起したことを示す証拠を, 欧州特許庁に提出した場合(この証拠は, 裁判所の証明書の様式でもよい)は, 欧州特許庁は, 当該第三者がこのように更に手続を進める旨に同意しない限り, 特許付与手続を中止する。更に手続を進める旨の同意は, 欧州特許庁に書面で提出しなければならず, 撤回することができない。ただし, 付与手続の中止は, 欧州特許出願の公開前には行うことができない。手続の中止は, 決定によって命令しなければならない。これは仮決定であって, 第106条(2)に基づき最終決定を伴う場合に限り, 審判請求が可能である。これらの事項は, 法規部によって扱われる(2007年7月12日付EPO長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, G.1参照)。

第164条(1)に基づき, 承認に関する議定書は, 欧州特許条約の不可分の一部を構成する。この議定書は, 欧州特許条約締約国について決定の管轄及び承認に対して適用される。

2.3 付与手続の再開

規則14(3)

手続の中止決定時又はその後, 欧州特許庁は, 当該出願人に対する手続の到達段階と無関係に, 同庁に係属中の手続の再開日を決定することができる。再開日は, 当該第三者, 出願人及び他の利害関係人に通知される。同日までに, 決定が確定した旨の証拠が提出されない場合は, 欧州特許庁は, 手続を更に進めることができる。

付与手続の再開日を指定する場合は, 第三者の請求に有利な判決が行われた後に付与手続の唯一の当事者となる第三者の正当な利益を考慮して, 予想される裁判手続の所要期間に基づき, 同期

間内に手続が終結することができるよう選択すべきである。指定再開日までに裁判所の判決が言い渡されていないが、判決が近い将来予想されるのであれば、いずれにせよ更に中止を続けなければならない。ただし、当該第三者が遅延策を講じていることが明白な場合、又は第1審裁判手続で出願人に有利な判決が示され、更に控訴によって裁判手続が続く場合は、付与手続の再開をすべきである。

規則14(2)

最終決定が欧州特許を受ける権利に関する手続においてなされた旨の証拠が欧州特許庁に提出された場合は、第61条(1)(b)による新たな欧州特許出願が、すべての指定締約国について、行われていない限り、欧州特許庁は、通知において指定する日をもって付与手続を再開する旨を出願人及び他の当事者に通知しなければならない。第三者に有利な決定がされた場合は、当該第三者から付与手続再開の請求がない限り、その手続は、当該判決が確定してから3月経過後でなければ再開することができない。

2.4 期間の進行の中断

規則14(4)

手続の中止の日に有効な期間であって、更新手数料の納付期間以外の期間の進行は、当該中止によって中断する。未経過の期間は、手続の再開の日から進行を開始する。ただし、手続の再開後に進行する期間は、2月以上とする。

例：第94条(1)及び規則70(1)の6月の期間が2008年7月1日に始まり、手続は2008年9月23日に中止され、2009年8月4日に再開されたとする。この期間のうち既に経過した部分の最終日は、2008年9月22日である。したがって、未経過の残余期間は3月と8日であり、2009年8月4日に始まり、2009年11月11日に終わる。

2.5 欧州特許出願の取下に関する制限

規則15

欧州特許を受ける権利を主張する訴訟を提起した旨を第三者が欧州特許庁に立証した時から(A-IV, 2.2参照)欧州特許庁が付与手続を再開するまでの間(A-IV, 2.3参照)、欧州特許出願又は締約国の指定は、いずれも取り下げることができない。

2.6 第三者による手続の遂行

61条(1)(a) 第三者が第61条(1)(a)に基づき認められる可能性の適用を希望する場合(A-IV, 2.1(i)参照)は、当該第三者は、欧州特許庁に対して期間内に書面でその旨を宣言しなければならない。その後、当該第三者は、先の出願人の地位にとって代わる。付与手続は、第三者が宣言を提出したとき又は手続が中断されたときに到達していた時点から更に進められる(A-IV, 2.2参照)。

2.7 新たな欧州特許出願

61条(1)(b)
76条(1) 第61条(1)(b)に基づく新たな欧州特許出願は、欧州特許庁のヘーグ、ミュンヘン若しくはベルリンの出願窓口に、紙形式若しくは電子形式で行わなければならない。締約国の管轄当局に第61条(1)(b)に基づく出願を行うことはできない。

この新出願は、他の多くの点に関して欧州分割出願として扱われ、対応規定が適用される。特に、分割出願に関する次の規定を準用する。

61条(2)
17条(2), (3)
規則45(1) (i) 先の出願の出願日の付与及び優先日の資格—A-IV, 1.2参照
(ii) 付与請求における情報—A-IV, 1.3.2参照
(iii) 出願手数料, 調査手数料, 指定手数料, 及びクレーム手数料—A-IV, 1.4.1及び1.4.2参照
(iv) 発明者の指定—A-IV, 1.5参照
(v) 言語の要件—A-IV, 1.3.3参照

規則51(6) ただし、更新手数料の規定は異なる。新たな出願が行われた年以前の年度についての更新手数料は、納付を必要としない。

その他の点に関しては、方式審査が他の出願についてと同様に実施される。

第三者が先の出願で指定された締約国の一部についてのみ欧州特許を受ける資格を有すると認められる判決を受け、当該第三者がこれらの国について新たな出願をした場合は、残余の指定国における先の出願は、当該先の出願人名義のままとなる。

規則17(1) 判決が行われた又は承認された締約国についての先の出願は、新

出願の出願日をもって取り下げられたものとみなされる。

2.8 先の出願の拒絶

61条(1)(c)

第三者が第61条(1)(c)に基づき先の出願を拒絶するよう請求した場合は、欧州特許庁は、この請求に応じなければならない。この決定に対しては、審判請求を行うことができる(第106条(1))。

2.9 最終決定による権利の部分的移転

規則18(1)

最終決定によって、第三者が欧州特許出願に開示した事項の一部についてのみ欧州特許を受ける権利を有すると宣告された場合は、第61条、規則16及び規則17を当該部分について適用する。

3. 博覧会出展

3.1 博覧会証明書；発明の特定

55条(1)(b)

55条(2)

規則25

出願の主題である発明を、国際博覧会条約の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会に出展したことを、出願人が出願時に申し立てた場合は、出願人は、その証明書を欧州特許出願から4月以内に提出しなければならない。認められる博覧会は欧州特許庁公報に掲載する。証明書は次の要件を充足しなければならない。

- (a) 博覧会の会期中に、当該博覧会で工業所有権保護について責任を負う当局が発行したものであること
- (b) 発明が博覧会に出展された旨を述べていること
- (c) 博覧会の開会日、及び最初の開示日が博覧会の開会日と一致しない場合は、最初の開示日を述べていること
- (d) 上述した当局が認証した発明を特定する書面を添付していること

3.2 証明書又は発明を特定する書面の欠陥

受理課は、発明の出展及び発明を特定する書面の受領を確認する。受理課は、これらの書類に明らかな欠陥があり、4月の指定期間内に訂正することができる場合は、それについて出願人に注意を喚起する。証明書又は発明を特定する書面が適時に提出されなければ、出願人は規則112(1)に基づく通知を受ける。出願人は、第121条及び規則135に従い、権利喪失に関する手続続行を請求

することができる。

4. 生物学的材料に関する出願

4.1 生物学的材料；その寄託

規則26(3)

規則26(3)によると、「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含んでおり、自ら増殖すること又は生物系において増殖させることが可能な材料を意味する。

規則31(1)(c), (d)
規則31(2)

生物学的材料に関する出願について、出願人が規則31(1)(a)に従い、規則31及び規則34に関して認められた寄託機関に寄託した旨を申し立てたが、その情報が出願時の出願書類に含まれていない場合は、出願人は、当該寄託機関の名称及び寄託培養物の寄託番号、並びに当該生物学的材料が出願人以外の者によって寄託されている場合はその寄託者の名称及び宛先を、次のいずれかのうち最初に終了する期間内に提出しなければならない。

規則31(2)(a)

(i) 欧州特許出願の出願日又は優先日から16月以内。ただし、当該情報が欧州特許出願の公開についての技術的準備の完了前に提出された場合は、この期間が遵守されたものとみなされる。

規則31(2)(b)

(ii) 第93条(1)(b)に従い出願の早期公開が請求された場合は、同請求日まで、又は

規則31(2)(c)

(iii) 第128条(2)に従って出願ファイルを閲覧する権利が存在する旨の通知が行われた場合は、当該通知から1月以内

前記規則31(2)に基づく期間については、規則135(2)による手続の続行が適用されない。加えて、開示の欠如は第122条に基づく権利の回復により救済することはできないため第122条も適用されない(2010年7月7日付欧州特許庁通達、EPO 2010, 498参照)。

規則31(1)(d)

更に、寄託者と出願人が同一人でない場合、「寄託者が、寄託された生物学的材料について出願において言及することを出願人に許可しており、その寄託者が当該寄託材料を規則33(1)及び(2)又は規則32(1)に従い公衆の利用に供されることに無制限かつ撤

回不能の同意を与えている」との旨を欧州特許庁が納得する形で記した宣言の提出についても、同じ期間が適用される。出願人は、当該出願の出願日より、寄託者による当該寄託への言及の許可及び文献の公開に対する当該寄託者の同意を得ていなければならない。こうした宣言での推奨文が前記EPO通達の3.5段落に記載されている。

しかしながら、寄託者が複数の出願人の一人である場合、規則31(1)(d)の定める書類は不要であることに注意が必要である(前記欧州特許庁通達参照)。寄託者が出願人であり、欧州特許庁以外の特許庁を指定したEuro-PCT出願(発明者が米国を指定した出願など)については、前記情報に言及した書類の提出が必要であり国際公開の技術的準備が完了するまでに国際事務局に提出しなければならない(前記欧州特許庁通達参照)。

規則33(6)

寄託機関は、規則31から規則34までに関して認められ、欧州特許庁公報で公開される一覧に掲載される機関でなければならない。本一覧には、寄託機関、特に、ブダペスト条約に基づく国際寄託当局が記載される。最新の一覧は欧州特許庁公報で定期的に公開される。

4.1.1 生物学的材料の新規寄託

規則34

規則31に従い寄託された生物学的材料を認められた寄託機関から入手することができなくなった場合であっても、次に該当する場合は、入手可能性は中断されない。

- (i) 当該材料の新規寄託がブダペスト条約に従って行われていること
- (ii) 寄託機関が発行した当該新規寄託の受領書の写しであって、欧州特許出願又は欧州特許の番号を記載したものが、新規寄託の日から4月以内に欧州特許庁に送付されたこと

入手が不可能となる状況は、たとえば、次の場合に発生する。

- (a) 材料が劣化し、生存しなくなった場合、又は
- (b) 最初の寄託が行われた当局が、ブダペスト条約又は欧州特許

との相互協定のいずれかに基づき当該材料について資格を失っている場合

前述した(a)又は(b)のいずれかの場合は、寄託者は、寄託当局から生物学的材料が入手不可能となった旨の通知を受けてから3月以内に新規寄託を行わなければならない(ブダペスト条約第4条(1)(d))。ただし、次の場合は例外となる。

-前述した(b)を理由として寄託物が入手不可能となり、かつ、
-当該生物学的材料に関して寄託機関が資格を失った旨を国際事務局が公告した日から6月以内に、寄託者が当該寄託機関から前記の通知を受領しなかった場合

この例外的な場合は、国際事務局による公告日から3月以内に新規寄託を行わなければならない(ブダペスト条約第4条(1)(e))。

ただし、最初の寄託がブダペスト条約に基づいて行われておらず、相互協定により欧州特許庁が認めている寄託機関に行われた場合は、前述した6月の期間は、当該寄託機関が相互協定に基づき当該生物学的材料の寄託を受け入れる資格を失った事実を欧州特許庁が公告した日から起算される。

4.1.2 先の出願への言及による出願

出願が、上述したA-II, 4.1.3.1の手続に従い先の出願への言及によって行われており、言及されている先の出願が出願日の時点で規則31(1)(b)及び(c)の要件を充足していれば、欧州出願についても当該条件が充足されることになる。

先の出願の出願時に含まれていた寄託生物学的材料に関する情報が規則31(1)(c)の要件を充足していない場合は、欧州特許庁は、先の出願の認証謄本及び必要な場合の翻訳文を出願人が提出するまで(遅くとも出願日から2月間—規則40(3))は、その事実が気につかない。認証謄本及び必要な場合の翻訳文が出願日から2月以内に提出された場合であっても、規則31(1)(c)の要件を充足していなければ、規則31(2)に従い当該欠陥を是正するための期間は影響を受けない(A-IV, 4.2参照)。

97条(2)
規則31
83条

4.2 情報の欠落；通知

受理課が、規則31(1)(c)に基づき要求される情報(寄託機関及び培養物の寄託番号の表示)又は規則31(1)(d)という情報及び書類(寄託に言及することの許諾及びそれを利用可能とする旨の同意)が願書に含まれていないこと、又は願書と共に提出されていないことに気付いた場合は、受理課は、この情報を有効に提出することができるのは規則31(2)に定めた期間内のみであるので、出願人にその事実を通知すべきである。規則31(1)(c)に従う情報が欠落している場合は、後に提出された寄託番号を明確に検索することができるように、出願時の特許出願で寄託を特定しておかなければならない。これは通常、ブダペスト条約の規則6.1(a)(iv)の意味内での寄託者が識別参照を表示することによって行うことができる(G 2/93参照)。出願人は更に、認められた寄託機関に寄託した旨が言及されているが、当該寄託機関から受領書が提出されていない場合も、その旨が通知される(出願人は可能であればこうした受領書を出願時に提出することが望ましい。2010年7月7日付EPO通達、OJ EPO 2010, 498参照)。その後の処分は審査部の所管事項である。生物学的材料に関する出願の審査部での扱いについては、F-III, 6.3, 特にF-III, 6.3(ii)参照。規則31(2)に従い、規則31(1)(c)及び(d)で要求される情報を提供するための期間については、規則135(2)による手続続行が適用されない。

4.3 寄託された生物学的材料の専門家のみ利用

規則32(1)

規則32(1)(a)及び(b)に基づき、出願の公開のための技術的準備が完了したとみなされる日までに、出願人は、欧州特許付与の言及の公告までは、又は出願が拒絶された、取り下げられた若しくは取り下げられたと見なされた場合は出願日から20年間は、規則33に基づく生物学的材料の利用は、専門家に対する試料の分譲形式でのみ行われるべきことを、欧州特許庁に通知することができる。

この通知は、欧州特許庁宛の宣言書の様式を取らなければならない。この宣言を欧州特許出願の明細書及びクレーム中に含むことはできないが、付与を求める願書様式(様式1001)の該当欄に記入することができる。

本宣言が適切な場合、当該欧州特許出願の公開時にその第一頁に記載される(A-VI, 1.3も参照)。

国際段階において欧州特許庁の公用語で公開されたEuro-PCT出願については、出願人は、国際公開に向けた技術的準備が完了する前に国際事務局に専門家への分譲を請求しなければならない。この場合様式PCT/RO/134を使用することが望ましい。(2010年7月7日付欧州特許庁通達, OJ EPO 2010, 498参照)。国際段階において欧州特許庁の公用語の一で公開されていないEuro-PCT出願については、出願人は、規則159(1)(a)に基づき提出する国内出願の翻訳文の公開に向けた技術的準備が完了する前に規則32(1)に基づく専門家への分譲を請求することができる(前記欧州特許庁通達参照)。

規則32(2) 出願人が規則32(1)に基づき欧州特許庁に期間内に通知した場合、生物学的材料は、欧州特許庁長官又は出願人が承認した専門家に対してのみ分譲される。

規則33(6) 承認された微生物学の専門家の詳細及び活動分野を示す一覧は欧州特許庁公報で公開される(OJ EPO 1992, 470参照)。

5. ヌクレオチド及びアミノ酸配列に関する出願

規則57(j)
規則30(1)
規則30(2) 規則30(1)の意味内でのヌクレオチド及びアミノ酸配列が欧州特許出願中に開示される場合は、それをWIPO 標準ST.25に適合する配列一覧によって表現すべきである。配列一覧は、出願と同時に提出される場合は、出願書類の末尾に配置すべきである(WIPO 標準ST.25, point 3参照)。配列一覧は電子様式で提出しなければならない。欧州特許出願をオンラインで行う場合は電子様式を添付する。電子様式によるデータはWIPO 標準ST.25第39ff項に適合していなければならない。追加的に自主的に紙様式で配列一覧が提出される場合は、紙の配列一覧は、電子様式中の情報と一致していなければならない。出願人又はその代理人は、規則30(1)及びWIPO 標準ST.25に従い、その旨の陳述書を当該電子様式に添付して提出しなければならない。2011年4月28日付EPO長官決定, OJ EPO 2011, 372, 及びこれに伴う2011

年4月28日付EPO 通達, OJ EPO 2011, 376参照。出願日の後に配列一覧を提出又は訂正する場合は, 出願人は, 提出又は訂正される配列一覧が出願時の出願の内容を超えないものである旨の陳述書を提出しなければならない。

90条(3)
規則30(3)

受理課は, 配列一覧又は必要な陳述書に不備があれば出願人に通知し, 延長不可能な2月の期間内に不備を是正し遅延手数料を納付するよう求める。該当する場合は, 遅延提出手数料の納付を含む要件遵守についての受理課からの求めがあった後になお, 2011年4月28日付EPO長官決定に伴う規則30の要件が期間内に満たされない場合は, 当該出願は規則30(3)に従い拒絶される。

出願人は, 当該出願について手続続行を請求することができる。

121条, 規則135

5.1 規則56に基づき提出される配列一覧

出願時の出願で配列一覧を開示しておらず, 欧州特許庁が当該不備について気付くことができない場合は, 出願人は, 規則30(3)又は規則56(1)による通知を受けない。この場合に出願人は, 規則56(2)に基づき, 出願日から2月以内に自発的に配列に関する明細書の欠落部分を提出することができる(A-II, 5.2参照)。規則57(j)によると, このように提出された配列情報は, 所定のデータ記憶媒体で一覧を提出しているかの点検, 及び所定のデータ記憶媒体の一覧が書面での一覧と同一である旨の陳述を提出しているか等の要件を含め, EPO長官決定に伴う規則30(1)の要件を充足しているかの点検がなされる。

このように提出された配列情報が, EPO長官決定に伴う規則30(1)の要件を充足していない場合は, 出願人に規則30(3)に基づき訂正を求める通知が送付される(A-IV, 5参照)。

他方, このように提出された配列情報が規則30(1)の要件を既に充足していれば, 規則30(3)に基づく通知は送付されない。

前述したことは, 明細書の遅延提出部分によって出願日が変更さ

れるか否か(A-II, 5.3参照), 又は遅延提出された欠落部分を優先権主張の基礎とすることが可能となり原出願日が維持されるか否か(A-II, 5.4参照)と無関係に適用される。ただし, 明細書の遅延提出部分によって出願日が変更された場合は, 出願人が遅延提出部分を取り下げるための1月の期間内に取下を行わずに同期間が経過した後でなければ, 要求される可能性がある規則30(3)による通知は送付されない(A-II, 5.5参照)。

出願時の出願における配列一覧に, 出願書類で開示されている配列すべてが含まれていない場合は, 当該配列一覧は不完全であるために, WIPO標準ST.25に適合しているものとみなされない。したがって, 出願人は規則30に基づき当該標準に適合する配列一覧を提出し, 遅延提出手数料を納付するよう求められる。

出願人が規則56による明細書の遅延提出部分として, 規則30(1)の要件を充足する配列一覧を明細書に挿入した場合は, 追加された配列一覧は, (内容が変更されているか否かと無関係に)出願日における明細書の一部を構成するものとみなされる。すなわち, この場合は規則30(2)が適用されない。

5.2 先の出願への言及による出願の配列一覧

先の出願への言及によって出願され(A-II, 4.1.3.1参照), 当該先の出願の出願日において配列一覧が含まれていた場合は, 当該配列一覧は, 出願時の出願の一部を構成する。ただし, 例外として, 先の出願のクレームには配列一覧が確認されるが, 明細書又は図面では確認されず, 出願人が言及の中に先の出願のクレームを含ませなかった場合は, 当該先の出願の手続において出願人が後にWIPO標準ST.25に適合する配列一覧を提出した場合であっても, 当該配列は欧州出願の出願時に含まれていないものとならない(規則30(2)に従い, 後に提出された配列一覧は明細書の一部を構成しない)。

先の出願が欧州特許庁において利用可能となっていない場合は, 出願日から2月の期間内に 出願人が認証謄本及び要求される場合の翻訳文を提出するまで(規則40(3))は, 一覧が規則30(1)の要件を充足しているか否かの規則57(j)による点検を行うことがで

きない。認証謄本及び該当する場合の翻訳文を受領した後、含まれていた一覧がEPO長官決定に伴う規則30(1)の要件を充足していないことが判明した場合は、欧州特許庁は、規則30(3)による通知を出願人に送付し、(データ記憶媒体の一覧が書面での一覧と同一である旨の陳述書の欠落,及び/又は所定のデータ記憶媒体による一覧の欠落を含む)不備を是正し、遅延提出手数料を納付するよう求める(A-IV, 5参照)。

言及されている先の出願が欧州出願又は受理官庁としての欧州特許庁に行われた国際出願であり、当該出願が出願日においてWIPO 標準ST.25に伴う規則30 又はPCT規則5(2)の要件を充足している場合は、当該出願に言及して行われた欧州出願の出願日において、規則30(1)の要件はすべて自動的に充足される。

ただし、これ以外の場合は、出願人は、EPO長官決定に伴う規則30(1)の要件すべてを充足していることを確約しなければならない。すなわち、言及されている先の出願が前述した種類の出願の1でなければ、WIPO 標準ST.25に適合する書面での配列一覧を含む場合であっても、出願人は、EPO長官決定に伴う規則30(1)の要件を充足するために、WIPO 標準ST.25に適合するコンピュータ読取可能な形式の配列一覧,及びデータ記憶媒体に記録されているデータが書面での配列一覧と同一である旨の陳述書を提出しなければならない。これは、先の出願が欧州出願又は受理官庁としての欧州特許庁に行われた国際出願であるが、出願日において、WIPO標準ST.25に伴う規則30(1)又はPCT規則5(2)の要件を充足していなければならない1若しくは複数の要素が欠落している場合も含まれる。これに該当しなければ、A-IV, 5という手続が行われる(規則30(3)に基づく通知が送付される)。

6. 国内出願への変更

135条

締約国の中央工業所有権庁は、第135条(1)に定める状況で欧州特許の出願人又は特許所有者の請求があれば、同国の法令による国内特許又は他の保護的権利の付与の手続を適用しなければならない。変更請求が規則155(1)に規定する3月の期間内に行われなければならない。第66条にいう効果は失効する(すなわち、欧州出願は指定締約国における通常の国内出願と同等に扱われない)。

135条(2)
規則155(2)
規則155(3)

変更請求は、出願が第77条(3)によって取り下げられたものとみなされた場合を除き、欧州特許庁に対して行う。見なし取り下げとなった場合は、出願が行われた中央工業所有権庁に対して請求する。この場合に当該官庁は、国防規定に従うことを条件として、指定されている締約国の中央工業所有権庁に、請求書及び欧州特許出願に関連するファイルの写しを直接送付する。出願先の中央工業所有権庁が出願日又は主張されていれば優先日から20月以内に請求書を送付しない場合は、第135条(4)が適用される(すなわち、第66条の効果が失われる)。

135条(3)
規則155(2)

欧州特許庁に変更請求を行う場合は、国内手続の適用を希望する締約国を指定し、変更手数料を納付しなければならない。変更手数料が納付されない場合は、出願人又は特許所有者に対して、手数料を納付しなければ変更請求は取り下げられたものとみなす旨を通知する。欧州特許庁は、変更請求を、欧州特許出願又は欧州特許に関するファイルの写しと共に当該指定国の中央工業所有権庁に送付する。

第V章 方式審査報告の通知；出願の補正；誤記の訂正

1. 方式審査報告の通知

方式審査後，出願に方式上の不備が発見された場合は，受理課又は該当する場合の審査部は，出願人に方式審査報告書を発行する。この報告書では，出願で充足されていない欧州特許条約及び施行規則の要件すべてを特定し，是正することができる不備であれば，当該不備を指定期間内(A-III, 16参照)に是正するよう出願人に求める。出願人は，不備又は適時に手続しなかった場合の結果，たとえば，出願の見なし取り下げ又は優先権の喪失について，通知を受ける。

期間は一般に，当該不備に応じて，次のいずれかとなる。

- (i) たとえば，規則59に基づき優先権書類又は優先権主張の基礎となる出願番号の提出を求める拒絶理由，に応答するために，規則132に従い欧州特許庁が定める期間，又は
- (ii) たとえば，規則58に基づき不備を是正するための2月間の固定期間

詳細についてはE-VII, 1参照。期間内に不備が是正されなければ，そこで予想される法的効果が適用される。

2. 出願の補正

2.1 補正書の提出

規則58
規則137(1), (2)
123条(1), (2)
規則68(4)

出願人は，欧州調査報告書の受領前であれば，原出願にクレームが含まれていない場合を含み，受理課が特定の不備を是正するよう求めた場合に限り，出願を補正することができる(この場合出願人は規則58による通知に応答してクレーム一式を提出し不備を是正しなければならない(A-III, 15参照))。欧州調査報告書の受領後であって審査部から最初の通知を受領する前，すなわち，当該出願がなお受理課に係属している可能性がある期間中である場合，出願人は，自発的に明細書，クレーム及び図面を補正することができる(規則137(2))(規則137(2)に基づく欧州調査報告書に応答し

て補正されたクレームの公開に関しては、A-VI, 1.3も参照)。更に、調査見解書に規則62(1)に基づく調査報告書が添付されていた場合、出願人は、意見書及び／又は補正を提出しこれに応答しなければならない(本要件の詳細及び除外事項についてはB-XI, 8を参照)。ただし、欧州特許出願は、出願時の内容を超える主題を含むような補正をすることができない(欧州調査報告書に応答して規則137(2)に基づき補正されたクレームの公開に関しては、A-VI, 1.3も参照)。

2.2 方式上の補正に関する審査

規則58
規則137(1)

受理課は、調査報告書の受領前に行われた補正の方式審査を行う。このような補正は、受理課から通知された不備を是正するものでなければならない。明細書、クレーム及び図面は、開示された不備を是正するのに十分な限度内でのみ補正することができ、この要件のために受理課は、補正後の明細書、クレーム及び図面を原出願と対比する必要がある。たとえば、様式上の要件を満たさない旨の拒絶理由が示された先の明細書を差し替えるために新たな明細書が提出された場合は、受理課は、双方の明細書を対比しなければならない。両者の文言が一致するまで、その拒絶理由は回避されない。ただし、次の不備を訂正する補正の場合は、出願時の出願書類の文言と同一であることは要求されない。

- (i) 出願時にクレームが含まれておらず、規則58に従い少なくとも1のクレームを提出する場合(A-III, 15参照)(この場合のクレームは第123条(2)の要件を充足しなければならないが、点検は調査部及び審査部が行う)
- (ii) 規則56に従い明細書又は図面の欠落部分を提出する場合(A-II, 5参照)

不備の是正を超える補正であって調査報告書の受領前に行われたものについては、出願人が調査報告書の受領時に、その補正を維持するよう希望する旨の宣言を行えば、これを後の手続において考慮することができる。

調査報告書の受領後であって出願を審査部に移送する前に行われた方式補正の審査については、受理課の職責に属する。

補正手続については、H-III, 2で扱う。

3. 欧州特許庁への出願書類の誤記の訂正

規則139

欧州特許庁に対して提出した書類中の言語上の誤り、転写の誤り及び過誤は、請求によって訂正することができる。このような補正の請求は、手続が欧州特許庁に係属している限り、いつでも行うことができる(J 42/92参照)。ただし、訂正すべき誤りが、第三者が額面通りに受け取ることができると予想されるものであって、訂正によって当該第三者の権利が害される虞がある事項に関するものである場合は、訂正の請求は、速やかに、遅くとも欧州特許出願の公開に組み込まれるのに間に合うように、行われなければならない。優先権主張の訂正に関しては、第三者の利益を保護する見地から特別の規定が適用され、出願人が優先権主張を訂正することができる期間が定められている(規則52(3)及びA-III, 6.5.2参照)。この規定によると、出願公開時に訂正された優先権情報が利用可能となる。同日後、特に出願公開後、出願人は一定の限定的な状況に限り、公開された出願の文面から過誤であることが明らかであれば、優先権主張を訂正することができる。J 2/92, J 3/91, J 6/91, J 11/92, J 7/94も参照。各決定では、1973年欧州特許条約に基づき、優先権データの訂正に関する警告を出願と同時に公開するには遅過ぎるが、当該訂正が許される状況を述べていた。これらの同じ状況は、2000年欧州特許条約に基づき、規則52(3)による期間終了後の優先権主張の訂正請求受理に準用される。先の出願で表示された日付の訂正については、A-III, 6.6も参照。

規則139第2文

誤記が明細書、クレーム又は図面に存在している場合は、訂正を求めること以外に何の意図もないことが直ちに明瞭である、という意味で、その訂正は明白なものでなければならない。このような訂正は、当該技術の熟練者が共通の一般的知識を用いて、客観的に見て出願当時の提出書類全体から直接的かつ明確に導くことができることもある範囲に限り行うことができる(G 3/89及びG 11/91, 更にH-VI, 4.2.1参照)。訂正が認められるか否かを評価するときに考慮される書類は、結果的に出願日が変更されたか否かと無関係に、規則56に従い遅延提出された明細書又は図面の欠落

部分を含む，出願時の出願書類である(A-II, 5以下参照)。ただし，規則58による求めに応答して出願日後に提出されたクレームは(A-III, 15参照)，訂正請求を認めるか否かを評価するために使用することができない。

欧州特許出願を電子的に行う場合は，オリジナルフォーマットによる技術書類(明細書，クレーム，要約及び図面)を添付することができるが，このフォーマットが2007年7月12日付EPO長官決定，OJ EPO2007特別版No.3， A.5の一覧に含まれていることを条件とする。この決定によると，これらの技術書類を，この一覧に含まれているフォーマット以外のものによって添付することもできるが，それに対応するソフトウェアを欧州特許庁が合理的に取得することができる旨を，出願人が出願時に欧州特許庁に通知することを条件とする。出願日において，欧州特許出願を構成する書類が，EPO オンライン出願ソフトウェアで提供されるフォーマット及び前記の決定通達によって認められるその他のフォーマットの両方によって利用可能な場合は，明細書，クレーム又は図面の訂正請求が認められるか否かを判断するために，その他のフォーマットによる書類を使用することもできる。

出願人が，出願書類全体(すなわち，明細書，クレーム及び図面)を，他の書類であって特許付与請求と共に提出する意図があったものと差し替えることは，特に認められない(G 2/95参照)。審査部は，訂正の請求に対して決定を行う。訂正請求が，公開の技術的準備の完了前に係属していれば，その請求についての言及が最初の頁に公告される。

第VI章 出願公開；審査請求；ファイルの審査部への送付

1. 出願公開

1.1 公開日

93条(1)

出願は、出願日又は優先権主張の場合は最先の優先日から18月経過後に、速やかに公開される。ただし、出願人の請求によって、出願手数料及び調査手数料が有効に納付済みの場合は、当該日付前でも出願公開を行うことができる。前述した期間の終了前に特許付与の決定が有効になった場合は、願書及び特許明細書は共に、速やかに公開(公告)される。

出願人が優先日を放棄する場合は、出願公開に必要な技術的準備の終了前に欧州特許庁が当該放棄届を受領したことを条件として、出願公開は延期される。この準備は、優先権主張の場合は優先日から、又は優先権放棄若しくは優先権主張なしの場合は出願日から18月目の末日の5週間前の日の最後に終了したものとみなされる(2007年7月12日付EPO長官決定、OJ EPO2007特別版No.3, D.1参照)。この準備が実際に完了した段階で、その旨並びに公開番号及び公開予定日が出願人に通知される。優先権放棄届が前述した準備終了後に受領され、出願公開が未だ行われていなければ、優先権放棄の告示が欧州特許公報に掲載されても、公開は、優先日が適用されたものとして行われる(F·VI, 3.5参照)。第90条(5)に基づき優先権を喪失した場合も、同様の手順を踏む。

1.2 未公開；公開の回避

規則67(2)

出願公開の技術的準備の終了前に、拒絶が確定した、又は見なし取り下げ若しくは取下となった場合は、出願は公開されない。この準備は、出願日又は優先日から第18月目の末日の5週間前の日の最後に終了したものとみなされる(EPO 通達, OJ EPO 2006, 406参照)。ただし、公開の技術的準備の終了時に、規則112(2)に基づく決定の請求が受領されたが最終決定が未だ行われていない場合は、出願は公開される(OJ EPO 1990, 455参照)。

技術的準備の終了後に、公開を避けるために出願を取り下げても、未公開となることを保証することはできない。ただし、欧州特許

庁は、(J 5/81の原則に従い)、公開手続の到達段階において合理的に容易な状況であれば、事案ごとに未公開とするよう努力する。

規則15

出願は、署名入り宣言書で取り下げることができるが、宣言書は無条件かつ明瞭なものとするべきである(J 11/80参照)。出願人は、有効な取下宣言に拘束される(C-V, 11参照)。ただし、出願の内容が公衆に公開されない旨のただし書き付とすることができる。これは、公開日前5週間が経過後に出願取下の宣言を行う出願人は、未公開とすることができるか否か知ることができないという手続上の特殊性を考慮したものである。ただし、第三者が特許を受ける資格に関する訴訟を提起した旨を証明した場合は、その時点から欧州特許庁が特許付与手続を再開するまでの間、出願又は締約国の指定のいずれも取り下げることができない。

1.3 公開の内容

規則68(1)

規則68(3)

規則68(4)

規則20

規則32(1)

出願公開は、出願時の明細書、クレーム及びある場合の図面を内容とし、これには規則56に基づき遅延提出された明細書又は図面の欠落部分を、特にこれらの部分が後に取り下げられていない限り(A-II, 5.5参照)、含めなければならない(A-II, 5参照)。可能であれば、発明者として指定された者も明記しなければならない。A-III, 15で説明する手続によって出願日後にクレームが提出された場合は、その旨が出願公開時に表示される(規則68(4))。

公開では指定された締約国名も表示される。欧州特許出願が公開された時点では、規則39(1)に基づく指定手数料の納付期日に時間があるので、実際に保護を請求する国は未判明のことがある。指定手数料を実際に納付することによって最終的に指定する国は、後に欧州特許登録簿及び欧州特許公報で公告される(EPO 情報, OJ EPO 1997, 479参照)。欧州分割出願については、A-IV, 1.3.4参照。

規則68(4)

規則66

規則139

規則68(2)

出願公開は、規則137(2)に従い出願人が提出した新たなクレーム及び補正クレームのすべても含み、更に調査部が決定した欧州調査報告書及び要約が公開の技術的準備の終了前に入手可能であれば、それも含む。そうでなければ、出願人の提出した要約を公開する。調査見解書は欧州調査報告書と同時に公開されないが(規則

62(2)), ファイル閲覧に供される(A-XI, 2.1参照)。規則139に基づく欧州特許庁に対する提出書類中の誤記の訂正請求が認められた場合は、その訂正も公開しなければならない。出願公開の技術的準備の終了時点で、第三者が額面通りに受け取ることができると予想されるものであって、訂正によって当該第三者の権利が害される虞がある事項(たとえば、優先権主張)に関する訂正請求の決定が依然として係属している場合は、明細書、クレーム又は図面の誤記の訂正請求と同様に(A-V, 3参照)、この訂正請求を公開の最初の頁に記載しなければならない(A-V, 3における判例法参照)。欧州特許庁が規則32(1)に基づく通知を受け取った場合は(「専門家への分譲」), この通知も掲載しなければならない。(2010年7月7日付EPO通達, OJ EPO 2010, 498参照) 前述した以外の事項も欧州特許庁長官の裁量で掲載可能である。

翻訳文が要求される書類を除き、提出された書類の原本は、それがA-III, 2にいう様式上の要件を充足すれば出願公開の目的に使用され、充足しなければ要件を充足する補正書類又は差替書類が使用される。禁止事項は公開前に書類から削除可能であり、削除箇所及び語数が表記される(A-III, 8.1及び8.2参照)。電子ファイルに含まれた書類は原本とみなされる(規則147(3))。

1.4 電子形式のみでの公開

欧州特許出願、欧州調査報告書及び欧州特許明細書は現在、公開サーバ上で電子形式のみで公開されている(2007年7月12日付EPO長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, D.3及びOJ EPO 2005, 126参照)。これらの書類は紙形式で公開されない。

1.5 欧州調査報告書の別途公開

欧州調査報告書は、出願公開と同時に公開されなかった場合は、(同様に電子形式で)別途公開する。

2. 審査請求及び包袋(ドシエ)の審査部への送付

2.1 通知

規則69(1), (2)

受理課は出願人に対し、欧州特許公報で欧州調査報告書の公開について言及した日付を通知し、第94条(1)及び(2)並びに規則70(1)

に規定された審査請求に関する規定に注意を喚起する。この通知が当該公開について言及された日付より後の日付を誤って記載した場合、その誤記が明白でない限り、当該後の日付が審査請求期間(A-VI, 2.2参照)及び調査見解書への応答期間(B-XI, 8, 及びA-VI, 3参照)として決定的なものとなる。出願人はこの通知により更に、欧州調査報告書の公開について欧州特許公報で言及された日から6月以内に指定手数料を納付するよう知らされる(A-III, 11.2及び11.3参照)。

規則70A(1)

規則70(1)に基づく期間が、出願人が欧州調査見解書に応答しなければならない期間である場合(つまり規則70(2)が適用されない場合)、規則70A(1)に基づく呼出状が、規則69(1)に基づく通知と同封されて送達される(C-II, 3.3参照)。

2.2 審査請求期間

94条(1), (2)
規則70(1)

出願人は、欧州特許公報で欧州調査報告書について言及された日の後6月以内であれば審査請求を行うことができる。審査請求は、審査手数料が納付されるまで、行われたものとみなされない。出願人が前述した期間内に審査手数料の納付を含み審査請求を行わなければ、VI, 2.3で説明する手続が適用される。

78条(1)(a)
規則41(1)

要件とされている願書様式(様式1001)には、審査請求書を含める。出願人は、更なる1の手続、すなわち、審査手数料の適時納付(第94条(1)、規則70(1))のみを注意すればよい。

手数料規則11条
(a)

他方で出願人は、出願と同時に審査手数料を納付することができる。欧州調査報告書の受領後に、出願人が出願手続を更に進行させないことを決定し、規則70(2)に従う求めにも応答しなければ、出願は規則70(3)に従い取り下げられたものとみなされ、調査手数料は全額が返還される(A-VI, 2.5参照)。

AAD12項
AAD6.1項(b)

出願人が自動引き落とし指示を行った場合は、調査手数料は6月の期間の経過時に引き落とされる。出願人が出願を更に早期に審査部に送付するよう希望する場合については、OJ EPO 3/2009追補、別添A.1のAAD参照。

規則70(1)

審査請求は、取り下げることができない。

Euro-PCT出願の欧州段階移行に関しては、E-VIII, 2.1.3及び2.5.2参照。

2.3 法的救済

94条(2)

規則112(1)

審査請求が規則70(1)に基づく期間の終了前に有効に行われなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされ、出願人とその旨が通知される。出願人は、この権利喪失の通知に応答して、第121条及び規則135に基づく手続続行を請求することができる。

規則70(2)

規則70(3)

規則112(1)

121条

欧州調査報告書が出願人に送付される前に審査請求が有効に行われた場合は、受理課は規則70(2)に従い、出願人が出願の継続を望むか否かについて、欧州特許公報における調査報告書の公告についての言及の日から6月以内に表明するよう出願人に求める。出願人がこの求めに適時に応答しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされ、出願人とその旨が通知される。この場合に出願人は、第121条及び規則135に基づく法的救済(出願の手続の続行)を受けることができる。審査手数料の返還に関しては、A-VI, 2.2及びXI, A-X 10.2.4参照。C-VI, 3は、規則10(4)で規定する、出願人が規則70(2)による通知を受ける権利を放棄した場合の無条件の審査請求についての手続を記載している。

欧州段階へ移行するEuro-PCT出願に関しては、E-VIII, 2.1.3及び2.5.2参照。

2.4 審査部への包袋の送付

16条

18条(1)

規則10

受理課は、審査請求が期間内に行われた又は出願手続を更に進める旨の希望が期間内に表明されたと判断すれば(規則70(2))、出願を審査部に送付する。その他の場合は、権利喪失の発生を記録する(規則112(1)参照)。

審査部に送付される包袋には次のものが含まれる。紙版のものもあれば、対応する電子版のものもある。

(i) 出願に関し提出されたすべての書類優先権書類(翻訳文及び補正書を含む)

- (ii) 博覧会出展に関し提出された証明書(A-IV, 3参照)及び出願が生物学的材料に関する場合は規則31に基づき提出された情報(A-IV, 4参照)
- (iii) 欧州調査報告書, 該当する場合調査見解書, 調査部が作成した要約の内容, 及びあれば内部的調査記録
- (iv) 調査報告書で引用した文献の写し, 及び公開書類の写し2通
- (v) 調査見解書(B-XI, 8参照)又はWO-ISAに対する出願人の応答文書, 補充的国際調査報告又は欧州特許庁が作成したIPER(E-VIII, 3.2及び3.3.4)
- (vi) 関連するすべての通信文書。出願人又は発明者に対する一定の欧州特許庁通信文書の写し(現行EPO様式1048, 1081, 1082及び1133)については, 対応する電子版包袋のみが保存されており, ほとんどの重要文書は, いつでも(様式1190として)印字し紙版として保管することができる。

受理課は, 審査部が緊急の注意を要する出願のすべての点に対し(適正な順序で出願が審査される前に回答を要する書状など), 注意を払う。

2.5 審査手数料の返還

手数料規則11条

審査手数料は, 次のいずれかの場合に返還される。

- (i) 欧州特許出願が審査部の担当する前に取り下げ, 拒絶又は見なし取り下げとされた場合は, 全額, 又は
- (ii) 欧州特許出願が審査部の担当した後であるが実体審査の開始前に取り下げ, 拒絶又は見なし取り下げとされた場合は, 75%額。これは特に, 出願人が調査見解書に期限内に応答しなかった(規則70a(3)に基づき出願が取り下げられたとみなされる-B-XI, 8参照)が, 規則70(1)に基づく審査請求(C-II, 1参照)又は規則70(2)に従って出願手続きを進めることを希望することの確認(C-II, 1.1参照)のいずれかを期限内に提出した場合に適用される。実体審査が開始されたか否か明確でなく, 75%の返還がある場合に限り出願を取り下げを希望する出願人は, 当該返還を条件として, 取り下げることができる(「条件付」取り下げ)。

詳細はOJ EPO 2009, 542参照。

2.6 審査手数料の減額

14条(4)
規則6(3)
手数料規則14条(1)

英語，フランス語若しくはドイツ語以外の言語を公用語としている締約国の領域内に居所又は主たる営業所を有している出願人，及び国外に居住している当該国の国民が第14条(4)に基づく選択肢を利用する場合は，審査手数料が減額される(手数料規則第14条(1)に関連する規則6(3))(A-X, 9.2.1及び9.2.3参照)。

規則70A

3. 調査見解書への応答

出願人は，規則70(1)に基づく期間内に調査見解書に応答するよう求められるか又は規則70(2)に基づく通知が送達された場合(C-II, 1.1参照)は規則70(2)に基づく期間内に応答する。出願人が期間内に調査見解書に応答しない場合，出願は取り下げられたとみなされる(規則70a(3))。詳細については，B-XI, 8を参照。

第VII章 言語

1. 手続言語に関する規定

1.1 承認言語；出願翻訳文の提出期間

14条(1)
14条(2)
規則6(1)
90条(3)

欧州特許出願は如何なる言語によっても行うことができる。ただし、欧州特許庁の公用語の一(英語、フランス語又はドイツ語)以外の言語によって出願された場合は、出願日から2月以内に、英語、フランス語又はドイツ語による翻訳文を提出しなければならない(規則6(1))。この翻訳文は出願正文の要件を事後的に充足することができる(ただし、A-VII, 6.2参照)。適時に翻訳文が提出されなかった場合の手続については、A-III, 14参照。

規則40(3)

先の出願への言及によって明細書が提出され(A-II, 4.1.3.1参照)、言及で使用されている先の出願がEPO公用語の一によるものでなければ、出願人は出願日から2月以内にこれらの言語の1による翻訳文も提出しなければならない。適時に翻訳文が提出されなかった場合の手続については、同様にA-III, 14参照。

ただし、非EPO言語の使用は、出願手数料を自動的に減額させるものではない。この減額は一定の状況においてのみ可能である(A-X, 9.2.1及び9.2.2参照)。

1.2 手続言語

14条(3)
規則3(2)

出願の言語(英語、フランス語又はドイツ語から選択)、又は出願後それによる翻訳文が提出された言語は、「手続言語」を構成する。欧州特許出願又は欧州特許についての補正は、手続言語によって行わなければならない。この言語は、欧州特許庁による書面手続でも使用される。(正しい言語によって提出されなかった書類については、後述するA-VII, 4参照)。

1.3 欧州分割出願；第61条出願

規則36(2)
61条(2)

欧州分割出願はいずれも、基礎とする先の出願の手続言語によって行わなければならない。これに代わり、先の(親)出願が欧州特許庁の公用語の一で記載されていない場合、当該分割出願は先の出願の言語で提出することができる。この場合、先の出願を手続

言語へ翻訳した翻訳文を当該分割出願の提出日から2月以内に提出する(A-III, 14参照)。同様のことが第61条(1)(b)に基づく新たな欧州出願にも適用される。

2. 書面手続における手続言語の特例

規則3(1)
14条(3), (4)
規則6(2)

欧州特許庁における書面手続では、当事者は誰でも欧州特許庁のどの公用語を使用してもよい。ただし、この手続で欧州特許庁は、第14条(3)の意味における手続言語を使用する。書面手続では、欧州特許庁の各機関は、手続言語以外の公用語を使用することはできない(G4/08参照)。英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公用語の一とする欧州特許条約締約国の域内に居所又は主たる営業所を有する自然人又は法人、及び国外に居住する当該締約国の国民は、一定の期間内に提出しなければならない書類を、当該締約国の公用語の一によって提出することができる。たとえば、イタリア又はスイスの出願人は、第94条(3)に基づき審査部が発行通知に対しイタリア語で応答することができる。この提出書類については、欧州特許庁の公用語の一による翻訳文を提出しなければならない(規則6(2))。この翻訳文は、手続言語と無関係に、欧州特許庁のどの公用語で記載されてもよい。

通常、この翻訳文の提出期間は、当該書類の提出後1月である。しかしながら、この提出書類が異議申立書若しくは審判請求書又は再審請求書ある場合(第112a条)、この1月が異議申立若しくは審判請求の期間内、又は再審申請期間内に満了するのであれば、この1月はこれらの期間の満了時まで延期される。

3. 証拠として使用される書類

規則3(3)

証拠として使用する書類は、如何なる言語によっても提出することができる。これは、欧州特許庁におけるすべての手続中、特に公開文献(たとえば、新規性又は進歩性の欠落を証するため異議申立人が引用したロシア語定期刊行物の抜粋)に適用される。ただし、当該所管部門は、当該書類の提出者が選択するEPO公用語の一による翻訳文の提出を求めることができる。出願人が特許付与前の手続において書類を提出した場合は、欧州特許庁は、審査官が当該書類の言語に完全に熟達していない限り、翻訳文の提出を求めるべきである。ただし、殆どの場合は、このような書類は、

異議申立手続で提出され、翻訳文が要求される。所管部門は、この翻訳文を指定期間内に提出するよう求めることができる。これは、事案ごとに決定される。認められる期間は、規則132の規定(最短2月、最長4月、例外的に6月)を考慮して、関係する特定の言語及び翻訳する書類の長さによるべきである。指定期間内に翻訳文を提出しなければ、欧州特許庁は当該書類を無視することができる。

4. 異なる言語で提出された書類

4.1 欧州特許出願を構成する書類

78条(1)

A-VII, 1.1で詳述したように、欧州特許出願を構成するすべての書類(すなわちA-II, 4.1に列挙のもの、並びに出願日の時点でクレームを提出していればそのクレーム及び出願日の時点で提出した図面の文言)は、いかなる言語によっても提出することができる。したがって、これらの書類がすべて同一言語で同一日に提出された場合、これらの書類を異なる言語で提出することはできない。

ただし分割出願及び第61条(1)(b)による出願は、その基礎となる先の親出願の手続言語によって提出しなければならない。又は、分割出願の場合、まず当該先の出願と同じ非公用語で出願しその後手続言語に翻訳した翻訳文を提出することができる(A-IV, 1.3.3参照)。

4.2 その他の書類

14条(4)

規則3(1), (2)

出願書類を構成する以外の書類(たとえば、第94条(3)の求めに対する出願人からの応答の書状)が所定の言語の1によって提出されない場合、又は出願人が第14条(4)を援用したときに要求された翻訳文が適時に提出されない場合は、それを受領しなかったものとみなされる。欧州特許庁は、当該書類を提出した者にその旨を通知しなければならない。提出期間が設けられる手続遂行に関する添付書類(たとえば、発明者の指定書、優先権主張の基礎となる先の出願の認証謄本、又は規則53(3)に基づく出願のEPO公用語の一による翻訳文の提出)は次のように扱う。欧州特許出願番号が与えられた場合は、当該書類はファイル入りとなり、手続行為が遂行されたものと認められるが、それ以外の書類内容は無視される。

添付書類の署名に関しては、A-III, 3.1参照。

115条
規則114(1)

第115条によると、欧州特許出願の公開後、いずれの者であっても、出願が行われた発明の特許可能性に関して自己の意見書を提出することができる。この意見書は、英語、フランス語又はドイツ語によって提出しなければならない、それ以外の場合は受領されなかったものとみなされる。

128条(4)
14条(4)

所定の言語によって提出されなかった書類は受領されなかったものとみなされるが、ファイルの一部となるので、第128条(4)に従い公衆の閲覧に供せられる。第三者による意見書及び異議申立書は、規定の言語によって提出されておらず、したがって提出されなかったものとみなされた場合でも、それぞれ出願人又は特許所有者に通知される(異議申立通知については第14条(4)及び規則3(1)、第三者による意見書については第14条(4)及び規則114(1)参照)(異議申立書又は侵害被疑者の参加申立書が規定外の言語によって提出された場合の法的帰結に関してはD-IV, 1.2.1(v)参照)。

5. 優先権書類の翻訳文

この点については、A-III, 6.8, F-VI, 3.4並びにD-VII, 2において扱う。

6. 正文

6.1 一般的注意事項

70条(1)

手続言語による出願又は特許の文言は、真正な正文である。したがって、第14条(6)で要求される特許明細書のクレームの翻訳文は、単なる情報のためのものに過ぎない。

6.2 正文と翻訳文との一致

規則7
70条(2)
14条(2)

出願人が第14条(2)に従いEPO公用語以外の言語によって出願した場合、又はEPO公用語以外の言語によって行われた先の出願に言及して出願した場合であって(A-II, 4.1.3.1参照)、出願人又は特許所有者が意図した特別の補正によって、出願又は特許の内容が出願時の内容を拡張し、したがって第123条(2)に違反するか否かについて問題が生じた場合は、欧州特許庁は通常、反証がない

限り、英語、フランス語又はドイツ語による原翻訳文が、いずれの言語(たとえば、日本語)であっても承認される原言語による文言と同一であると推定すべきである。ただし、この問題を解決する根拠を構成するのは原本である。同様に、第54条(3)の目的で原出願の内容を決定するのも原本である(G-IV, 5.1参照)。出願の原言語からの誤訳については、欧州特許庁における手続期間中いつでも、すなわち、特許付与前であって特許異議申立手続の間に、原言語と一致させることができる。ただし、第123条(3)に違反する場合、すなわち、付与された保護を拡張する特許クレームについての補正である場合は、異議申立手続中に当該翻訳文を原本と一致させることは認められない。

7. 翻訳文の証明

規則5

欧州特許庁は、指定期間内に、提出された翻訳文が原本に対応する旨の証明書を要求する権限を有する。この権限の行使は事案ごとに定められるべきであり、関係職員が翻訳文の正確性に重大な疑義を有する場合に限り行使されるべきである。証明書は、翻訳者又はその他の適格者のいずれかによるものを要求することが可能である。指定期間内に証明書が提出されなければ、欧州特許条約に別段の規定がない限り、書類は受領されなかったものとみなされる。この部分的権利喪失は、第121条及び規則135に基づく手続続行の対象となる。

規則71(3)

原則として、第71条(3)に基づき要求される他の2の言語によるクレームの翻訳文に関しては、証明書が要求されない。

8. 口頭審理における手続言語の特例

規則4

これらの特例については、E-IV において扱う。

第VIII章 共通規定

1. 代理

1.1 職業代理人による代理

133条(1)
90条(3)
133条(2)
規則152

次文に従うことを条件として、何人も欧州特許庁における手続において職業代理人が代理することを強制されない。これは、この手続のすべての当事者、たとえば、出願人、特許所有者、異議申立人に適用される。締約国に居所又は主たる営業所のいずれも有していない当事者(自然人又は法人)は、職業代理人によって代理されなければならない。この場合の当事者は、職業代理人を通じてすべての手続(出願日が与えられるまでのすべての行為を含む出願手続を除く)を行わなければならない。「代理される」ことは、適法な代理を意味するものと解釈され、職業代理人の選任の通知のみでなく、該当する場合の選任した代理人の委任状の提出も含まれる(A-VIII, 1.5参照)。手続の当事者であって締約国の1の領域内に居所又は主たる営業所のいずれも有していない異議申立人が、異議申立手続中に、第133条(2)に規定の要件を充足しない(たとえば、代理人が異議申立事件を辞退する、又は選任された代理人が職業代理人登録名簿から抹消される)場合は、新たな代理人を選任するよう要請される。この要請に応じるか否かとは無関係に、要請される者に口頭審理の日及び場所を通知すべきである。ただし、その者のみが出頭しても審査部に対して行動することができない点について、その者の注意を喚起すべきである。

1.2 従業者による代理

133条(3)
134条(1)
規則152

締約国内に居所又は主たる営業所を有する当事者は、欧州特許庁における手続において職業代理人が代理する必要はない。これに該当する者は、自然人であるか又は法人であるかを問わず、従業者が代理することができ、その従業者は職業代理人である必要はないが、委任されていなければならない。ただし、この当事者が欧州特許庁において職業代理人によって代理されることを希望すれば、職業代理人のみよっての代理が可能である。当事者自身は、従業者又は職業代理人により代理されていても、欧州特許庁に対して直接手続することもできる。当事者と代理人とで一致しない指示を受けた場合は、それぞれに他方の者の行為を通知すべ

きである。

1.3 共通代表者

133条(4)
規則151(1)

共同出願人、共同特許所有者及び共同特許異議申立通知又はその参加請求をする複数の者は、共通代表者によってのみ手続を行うことができる。欧州特許付与請求、異議申立通知又は参加請求が共通代表者の選任を含まない場合は、当該書類の筆頭に記載された者を代表者とみなす。したがってこの代表者は、法人のこともあり得る。ただし、共同手続人の1が職業代理人を選任する義務があれば、当該書類の筆頭記載者が職業代理人を選任していない限り、この職業代理人を代表者とみなす。手続の係属中に複数の者に移転が行われたが、それらの者が共通代表者を選任しなかった場合は、前記の規定が適用される。その適用をすることができない場合は、欧州特許庁は、それらの者に指定期間内に共通代表者を選任するよう要求する。この要求が満たされなかった場合は、欧州特許庁が共通代表者を選任する。

規則151の適用には、各当事者又は有効に受任した代理人がその者の関与を生じる書類(願書、異議申立書等)に署名していなければならない(A-III, 4.2.2並びにA-III, 3.2及び3.4参照)。それを欠く場合は、当事者は手続に関与することができず、したがって、共通代表者が代表することもできない。

1.4 職業代理人名簿；弁護士

134条(1)
134条(8)

自然人又は法人若しくはこれと同等な団体の職業代理は、欧州特許庁が同目的で備えている代理人名簿に登録された職業代理人のみが行うことができる。ただし、締約国の1で資格を有し、その国に事務所を有する弁護士も、当該国内において特許に関する事項について職業代理人として行為することが認められる範囲内で、職業代理人による場合と同様に業として代理することができる。

1.5 署名入り委任状

規則152

欧州特許庁に対して行為する代理人は、請求があれば、欧州特許庁による指定期間内に署名入り委任状を提出しなければならない(A-VIII, 3.2参照)。第133条(2)の要件が充足されない場合は、選任の通知のため及び該当する場合の委任状の提出のために、同じ

期間が指定される。自己を職業代理人と称する者は、一定の場合のみ署名入り委任状の提出が求められる(2007年7月12日付EPO長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, L.1参照)。ただし, 第134条(8)に従い行為する資格を有する弁護士, 又は職業代理人ではないが第133条(3)第1文に従い出願人を代理する従業者は, 署名入り委任状を提出しなければならない。Euro-PCT 手続において, これらの資格で依頼人を代理する者は, 欧州特許庁を受理官庁とする欧州特許条約によって制定された手続を明確に包含する委任状を既に提出している場合は, 署名入り委任状を提出する必要がない。

出願人も委任状を提出することができる。これは, 強制的な代理についての規則を適用する第133条(2)に基づき代理の要件を充足すること自体は手続手順とされないので, 出願人が代理を強制される場合にも適用される。

委任状は, その終了が欧州特許庁に通知されるまで, 引き続き効力を有する。委任状は, 別段の規定がない限り, 委任した者の死亡時に終了することはない。

1.6 包括委任状

133条(2)
規則152(2), (4),
(7), (8), (9)

一通の委任状により, 2以上の出願又は特許を包含することができる。また, 委任する者のすべての特許手続を代理人に委任する包括委任状を提出することもできる。これに対応する手続は, 委任状の取り下げにも適用される。

しかしながら, 包括委任状の提出は, 特定の案件の代理人の指名とは区別される。包括委任状を発行する者は, その委任状に挙げられている各代理人から一名を指名する必要はない。さらに, 包括委任状により, 付加情報なく, その委任状に挙げられている一名の者が特定の案件の代理人として指名されているものと欧州特許庁が見なすこともない(J 17/98参照)。よって, 特定の案件においては, 包括委任状に挙げられている一名又は複数名の代理人を指名しようとする者は, その旨を既に登録されている包括委任状番号を引用して欧州特許庁に通知しなければならない。

規則152(2)

規則132

規則152(6)

1.7 委任状提出の求め

第134条(8)に従い職業代理人として手続することができる弁護士
の選任, 又は職業代理人ではないが第133条(3)第1文に従い出願人
を代理する従業者の選任が, 委任状の提出なしに欧州特許庁に通
知された場合は, その代理人は, 欧州特許庁が指定する期間内に
委任状を提出するよう求められる。締約国内に居所又は主たる営
業所のいずれも有していない者は, 第133条(2)(A-III, 1.1参照)の
要件を充足しない場合は, その者に求めが送付される。選任の通
知及び該当する場合の委任状の提出に対しては, 同じ期間が指定
される。当該期間は, 場合に応じて代理人又は当事者から請求が
あれば, 規則132に従い延長することができる(E-VII, 1.6参照)。
この委任状が適時に提出されない場合は, 代理人が行った, 欧
州特許出願以外の如何なる手続手順も, 欧州特許条約に定められ
た他の如何なる法的帰結を害することなく, 行われなかったもの
とみなされる。当事者にはその旨が通知される。

2. 書類の様式

2.1 欧州特許出願を構成する書類

欧州特許出願を構成する書類, すなわち, 願書, 明細書, クレー
ム, 図面及び要約が充足しなければならない様式上の要件は規則
49に, 図面に関しては規則46に定められている。特に, 出願書類
を補正する場合, 基本としてタイプした補正書を提出し, 手書き
の補正書を提出する場合は技術専門家でない者でも分かるよう明
確に記載しなければならない(詳細についてはA-III, 3.2を参照)。
欧州特許庁長官は, 特に技術的通信手段(規則2(1))による書類の提
出に関して, 更に特別の様式上及び技術上の要件を定めることが
できる。OCRによる読取可能な特許出願書類作成についての注意
点は, OJ EPO 1993, 59で公開されている。図面に関する特定の
要件はA-IXにおいて扱う。ただしA-IXでは, その中で規則49につ
いての説明が出願全般に関するものであるから, 図面以外の書類
に関しても参照すべきである。A-IXでは, 規則49(7)が規定する「明
細書及びクレームの各用紙には, 5行目ごとに番号を付することが
望ましく, これらの番号は, 用紙の左側の余白の右半分に付する」
にのみ注目すれば足りる。

2.2 差替書類及び翻訳文

規則49(1)

規則50(1)

第14条(2)又は規則40(3)に従い提出された書類の差替書類及び公用語による翻訳文は、出願書類と同様の要件を充足しなければならない。

2.3 その他の書類

規則50(2)

前項にいう書類以外の書類は、各頁の左側に約2.5cmの余白をとり、タイプ印書又は印刷すべきである。

2.4 写しの部数

複数件の出願若しくは特許に関する書類(たとえば、委任状)、又は複数の当事者に通知しなければならない書類は、1通のみを提出すればよい。ただし、提出書類に添付する書状(特に様式1038)は、添付されている関係書類の各ファイルについて1通を提出しなければならない。

たとえば、2件の異なる出願に共通の優先権主張が伴われている場合は、出願人は優先権書類を1通提出すればよいが、1件又は他の出願に関する各々異なる書状2通(望ましくは様式1038を2通)を添付しなければならない。各書状(又は様式1038)は正規に署名し、優先権書類が提出される2件の出願番号の1件又は他方を表示しなければならない(A-VIII, 3.1参照)。

2.5 書類の事後提出

規則2(1)

欧州特許出願後、規則50にいう書類は、委任状及び優先権書類を除き、オンライン、持参、郵送、又はファックスにより、欧州特許庁の出願窓口(A-II, 1.2参照)に提出することができるが、磁気ディスク、電子メール、電報、テレックス又は類似手段により提出することはできない(電子メール経由での対欧州特許庁連絡に関する2000年9月12日付通達, OJ EPO 2000, 458も参照)。欧州特許出願に関する書類がファックスで提出された場合、欧州特許庁から求めに応答し、ファックスで提出された書類の内容を再現し欧州特許条約施行規則の要件を遵守する確認書を、2月以内に提出しなければならない。出願人が期間内にこの求めに応答しない場合、ファックスで提出された当該書類は受理されなかったものとみなされる(2007年7月12日付欧州特許庁長官決定, OJ

EPO2007特別版No.3, A.3参照)。

ファックスで提出された書類の質が不良の場合、確認書が要求される。

第14条(4)
規則6(2)

ファックスで提出された書類について、当事者が第14条(4)を援用した場合、後の写しは、ファックスで提出された書類と同じ言語で提出しなければならない。この場合の写しは、ファックスで提出された書類の提出日に受理されたものとみなされる。第14条(4)に基づく翻訳文に関する規則6(2)に基づく提出期間の起算は、ファックスで提出された書類の提出日の翌日から開始される。

その後、オンライン又は電子データ記憶媒体のいずれかの電子形式によって書類を提出する場合には、A-II, 1.3第2段落及び2009年2月26日付欧州特許庁長官決定OJ EPO 2009, 182を参照(特に第8条(2)への言及を参照)。本長官決定では、審判手続において強化型電子署名により提出された書類の真正性の確認義務が規定されている。

3. 書類の署名

規則50(3)
133条

3.1 欧州特許出願後に提出される書類

添付書類を除く、欧州特許出願後に提出されるすべての書類は、権限を有する者が署名しなければならない。第133条の原則では、出願人又は代理人のみが欧州特許付与手続を行うことができると規定している。したがって、これらの者のみが欧州特許出願後に提出される書類に有効に署名することができる。

優先権書類又はその翻訳文のような書類には、その書類が欧州特許庁宛であることを別途書状を添付するか少なくとも当該書類にその旨の注記を付けて示し、欧州特許庁において手続をする権限を有する者が有効に署名しなければならない。これは、たとえば、欧州特許条約の締約国の一に居所又は主たる営業所のいずれも有していない出願人が署名している場合にも適用される。委任状についてはA-VIII, 1.5を参照。書面化されている手続行為の遂行を裏付ける、権限を有する者の署名により、手続の状態を明確にす

ることができる。これにより、手続行為が有効に遂行されたか否かが示され、代理に関する規定違反も防止できる。様式1038(事後提出された項目に添付する書状)は独立した書状として使用することができる。一回の提出につきそれぞれ別の様式を使用しなければならない(欧州特許庁通達, OJ EPO 1991, 64参照)。これは、様式1038を使用する代わりに、出願人が当該書類に書状を添付して提出する場合にも適用される(A-VIII, 2.4参照)。電子出願の場合は、一回の提出で一つの様式1038Eに複数の書類を添付することができる。

様式1037は、複数の出願に関連している項目を同時に署名なく事後提出する場合に使用することができる。様式1037は、確認書にすぎない。既に必要な署名が付与されている書類(各通知の応答、引き落とし指示など)を事後提出する場合は特に、この様式を提出することが望ましい。

規則50(3)

A-VIII, 3.2の趣旨に該当しない書類に署名が欠落している場合、欧州特許庁は、当事者に指定期間内に署名するよう求めなければならない。これは、権限のない者(権限を有する代理人の秘書など)が関係書類に署名しており、進行中の期間において、権限を有する者の署名の欠落と同等の不備として扱われる場合にも適用される。当該署名が欠落した書類は、期間内に署名があれば、最初の受理日が維持されるが、期間内に署名がなければ、受理されなかったものとみなされる。同様に、電子的に提出された書類についても、他人に発行されたスマートカードを使用して送信可能であるものの、権限を有する者によって署名されなければならない。後述するA-III, 3.2も参照。

3.2 欧州特許出願の一部を構成する書類

A-VIII, 3.1にいう書類に加え、出願書類の一部を構成する一定の書類にも署名が必要である。こうした書類には、願書、発明者の指定書、及び該当する場合代理人の委任状が含まれる。欧州特許出願を電子出願する場合、前述した書類の署名には、署名者の手書署名の画像、テキストストリング署名又は保護強化された電子署名を使用することができる(2009年2月26日付欧州特許庁長官決定第7条OJ EPO 2009, 182及び2009年2月26日付欧州特許庁

長官決定第8条(2)参照。本長官決定では、審判手続において提出された強化型電子署名による書類の真正性の確認要件が規定されている。A-VIII, 2.5も参照)。

代理人の委任状を除き、こうした書類には、出願人に代わり指名された代理人が署名することができる。

3.3 署名の方式

自然人又は法人を問わず、当事者の名称のゴム印には、個人の署名を添えなければならない。頭文字又は他の省略形は、署名として認められない。当事者が法人の場合は、原則として、当該法人を代表して署名すると表明するいずれの者も署名することができる。欧州特許庁は法人を代表して署名する者の資格について審査しない。ただし、署名者に権限がないと信じるに足りる根拠がある場合、署名する権限の証明書の提出が求められる。

書類がファックスで提出された場合、当該書類の提出者の署名は、ファックス上に再現されたもので足りる。署名者の名称及び地位は、署名から明白でなければならない(2007年7月12日付欧州特許庁長官決定、OJEPO2007特別版No.3, A.3参照)。

書類を電子出願により提出する場合、複写による署名、テキストストリング署名又は強化型電子署名により署名を提出することができる(2009年2月26日付欧州特許庁長官決定、第7条及び(第8条(2)(審判手続)、OJ EPO 2009, 182参照)。

3.4 共同出願人

規則151(1)

出願人が複数の場合(A-VIII, 1.3参照)は、各出願人又はその代理人が、願書及び該当する場合の共通代表者の選任届に署名しなければならない。これは、出願人の1が規則151(1)第1文による共通代表者とみなされる場合も適用される。ただし、共通代表者は、発明者の指定書及び規則50(3)による出願後に提出されるすべての書類に署名することができる。複数の出願人のための委任状は、全出願人が署名しなければならない。

第IX章 図面

規則49

規則50

審査便覧のこの章は、出願書類又は特許に含まれる図面が充足すべき要件について扱う。ただし、規則49の規定に関する説明は、欧州特許出願を構成する書類及びその差替書類にも全般的に適用されることに留意しなければならない。

1. 図面とみなされる体裁の図式的方式

1.1 技術的図面

規則46(3)

あらゆる種類の技術的図面は、欧州特許条約で意味する図面とみなされる。これらは、たとえば透視図、分解組立図、断面又は横断面図、部分拡大図等を含む。図面には「工程図及び図表」も含まれ、その中には、所与の現象の2以上の大きさの関係を表現する関数グラフ及び図式的表示も含まれる。

規則49(9)

体裁のその他の図式的方式には、明細書、クレーム又は要約に含めることができるものもあり、この場合は、図面と同じ要件には従わない。この表現形式は、化学及び数学に関する式及び表である。これはA-IX, 11において扱う。ただし、これは図面として提出しても差支えなく、その場合は、図面と同じ要件に従う。

1.2 写真

欧州特許条約は、写真について明示的に規定していない。しかしながら、写真の提出は、表示すべき事項を図面中に提示することが不可能な場合、直接再現が可能であり図面に適用される要件(紙面寸法、余白など)が充足されていれば認められる。カラー写真の提出は可能であるが、スキャン又は印刷された後出願が閲覧可能となる際には白黒表示となる。提出した写真の詳細を明確にするためにカラーとする必要がある場合でも、公開時及びファイル閲覧時には白黒表示となるため詳細が鮮明にならない可能性がある。

図面と同様に写真(又はその写し)にも番号が付与され(規則46(2)(h))、明細書に簡単な説明が記載される(規則42(1)(d))。

2. 図面の表示

規則49(9)

2.1 図面のグループ分け

すべての図面は、図面専用用紙に一群としなければならない。明細書、クレーム又は要約が頁の上端で終わり又は十分なスペースを残していても、また、1のみの図の場合であっても、決してその部分に取り込んでではない。

規則49(2)

2.2 図面の複製可能性

規則49(2)に従い、図面は、スキャン、写真、静電気方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって、無限部数の電子的複製及び直接複製を可能とするように提示されていなければならない。

2.3 要約に添付する図

欧州特許出願が図面を含む場合は、要約に添付する図(又は例外的に複数の図)については、A-III, 10.3, 及びF-II, 2.3(vi)及び2.4を参照すべきである。要約を図解する図は、発明の最も代表的な図であって、願書に添付する図面から選択したものでなければならない。したがって、要約のために出願の図と異なる特別の図を作図することは認められない。

規則49(3)

3. 用紙の規格

図面は、A4判(29.7cm×21cm)の大きさで、柔軟で強く、白色、平滑で光沢がなく、耐久力を有する用紙上に記載しなければならない(推奨される用紙重量は80-120g/m², OJ EPO 1994, 74参照)。

規則49(2)

全紙葉は、破れ目、皺及び折り目のないものでなければならない。用紙は片面のみを使用することができる。厚紙の使用は許されない。

規則49(12)

各紙葉は、合理的に消去のないものでなければならない。かつ、変更箇所のないものでなければならない。この規則に従わなくても、内容の信憑性に問題がなく、複製良好の要件が損なわれなければ、認められることがある。

行われる訂正はいずれも、疑義を生じないように耐久的かつ永続的なものでなければならない。この訂正は、出願書類の全部数についてそのように行われなければならない。訂正用特殊製品、たとえば、白色修正液は、それが消去不能であり、規則49(12)に基づく他の要件を充足する場合は、使用することができる。

規則49(4)

各紙葉は、容易にめくることができ、分離、再結合をすることができるように綴じなければならない。

永続的結合具(たとえば、はとめ)は認められない。一時的結合具(ホチキス、紙クリップ、紙挟み等)で余白にわずかな痕跡を残すに過ぎないものは使用することができる。

4. 図面の各紙葉の体裁

4.1 用紙の使用可能面積

規則46(1)

図面を含む用紙における使用可能域は、26.2cm×17cm を超えてはならない。この用紙は、使用可能域又は使用域を囲む枠を有してはならない。最少余白は、次のとおりとする。上端2.5cm、左端2.5cm、右端1.5cm、下端1cm。

4.2 図面紙葉の番号打ち

規則49(6)

欧州特許出願に含まれる全紙葉には、アラビア数字による連続頁番号を付さなければならない。頁番号は、紙面の上部中央部であって上部余白以外の部分に付さなければならない。

規則46(1)

図面の紙葉には、規則46(1)において定義する最大使用可能域内に番号を付さなければならない。図面が最大使用可能域の中央部上端に極めて接近する場合は、番号を中央部に付す代わりに、右寄りに付すことができる。この頁数打ちについては、たとえば、参照番号に使用のものより大きな番号で、明瞭なものとするべきである。

規則49(4)

規則49(6)は、出願書類の全紙葉に連続して番号を付すことを要求している。規則49(4)によると、出願書類は、願書、明細書、クレーム、図面及び要約からなる。番号打ちは、望ましくは、それぞれ

れ「1」から始まる個別の3のシリーズとして打ち、第1シリーズは願書様式のみで既に印刷されており、第2シリーズは明細書第1頁から始まり、クレームに続き、要約の最終頁で終わり、第3シリーズは図面のみとして図面の第1紙葉から始まるべきである。

明細書、クレーム及び図面を「1」から番号打ちを始める第1シリーズに含めても、方式上の拒絶理由は出されない。この場合は、番号打ちのシリーズは、明細書の第1紙葉から始めなければならない。

5. 図面の一般的配置

同一の図面紙葉中の各図は、頁数の打ち方及び図番の打ち方に関する一定の要件に従って配置されなければならない、いくつかに分かれた図は、特別の要件を充足しなければならない。

5.1 頁揃え

規則46(2)(h)

可能な限り、図面の図はすべて、用紙の縦方向に配置すべきである。図が横長の場合は、図の頂部が用紙の左側面に位置するように、図の頂部と底部を用紙の側面に沿って配置することができる。

この場合は、他の図が同一紙葉に記載されるのであれば、他の図も同様に記載し、したがって全図が1頁の紙葉内で平行な軸を有するように配置されるべきである。

図を読むために用紙を回転しなければならない場合は、頁数は各紙葉の右側に表示すべきである。

5.2 図番

規則46(2)(h)

異なる図は、用紙の頁数と独立して、アラビア数字で連続番号を付さなければならない。

規則46(2)(d)

図番は、出願の公用語が何語であるかと無関係に「FIG」という省略記号の後に記載すべきである。1の図のみで発明が十分に図解されるのであれば図番は付さず、「FIG」の省略記号も付してはならない。規則46(2)(d)は図を特定する番号及び文字にも適用され、すなわち、それらは、簡潔かつ明瞭であり、括弧、円又は逆コンマと共に使用してはならない。また、引用符号に使用する数

字より大きくするべきである。

前述した規則46(2)(h)に対する例外として認められるものは、1の全体図を構成することを目的とした部分図のみであって、これは全体図が1枚又は数枚の用紙に記載されているか否かを問わない。この場合に全体図は、同一の図番号で後に頭文字を付して特定することができる(たとえば、FIG 7A, FIG 7B)。

5.3 全体図

規則46(2)(h)

2以上の紙葉に作図した複数の図で1の全体図を構成しようとする場合は、数紙葉上の図は、部分図の如何なる部分も隠蔽せず全体図が組み立てられるように配置する。

異なる紙葉に描写された部分図は、端と端が常に連結することができるようにしなければならない。すなわち、ある図に他の図の一部を含んではならない。

全体図の一部が全体図の配置と異なる配置で単一紙葉に描写されている場合、たとえば、極めて横長の全体図をいくつか分割して上下に配置し、1の縦方向の紙葉に表示する場合が考えられる。この実務は認められる。ただし、異なる図の間関係は明瞭でなければならない。したがって、各部分図からなる全体図を示し、各部分図の位置を表示するための縮小図を挿入することが推奨される。

6. 禁止事項

規則48(1)

規則48(2)

規則48(1)(c)

規則48(1)(a)の趣旨(A-III, 8.1及びF-II, 7.2参照)における禁止事項の削除に関する規定は、図面についても適用する。

規則48(1)(c)(F-II, 7.4参照)にいう種類の陳述その他の事項であって図面に記載される可能性があるものは、特に各種広告である。たとえば、出願人が図面に、明白な営業若しくは営業部門の標識、又は意匠若しくはひな形の引用を、登録の有無を問わずに含む場合である。これによって明らかに不適切又は不必要な事項が導入される虞があるが、これは規則48によって明確に禁止されている。

7. 図面の作図

7.1 線引き

規則46(2)(a)
規則49(2)

規則46(2)(a)は、規則49(2)に定める各種方法によって満足することができる複製を行うため、図面の線及び短線の一定の基準を定めている。

図面は黒で作図しなければならない。

如何なる場合にも、線及び短線の太さは、図面及びその複製の、縮尺、性質、仕上げ及び完全な読取をすることができることを考慮に入れなければならない。

規則46(2)(e)

すべての線は、たとえば、不規則な図表及び構造等、そのための器具がない場合を除き、製図器具を使用して描かなければならない。

7.2 陰影

図内での陰影の使用は、理解を助け、読取易さを妨げない限度内で認められる。

7.3 断面

7.3.1 断面図

ある図が他の図の断面図である場合は、当該他の図には、その断面の位置を表示すべきであり、注視方向を表示することもできる。

各断面図は、特にいくつかの断面が同一の図にある場合も、たとえば、「AB断面」等の語を記載するか、又は文字の使用を避けて図の断面表示線の各端に単にローマ数字を記載する方法等によって、容易に特定することができるものとすべきである。断面表示の数字は、断面を図解する場合に図を特定する(アラビア)数字と同じである。使用例：「図22は、図21のXXII-XXII に沿う断面図を示す」。

7.3.2 ハッチング

規則46(2)(b)

断面図は通常の図面と同様に作図しなければならず、切断面は等間隔の斜線によってハッチングを施さなければならず、線間隔はハッチングすべき全面積を考慮して選定する。

ハッチングは、引用符号及び引出し線の明瞭な読取を妨げてはならない。したがって、符号をハッチング部外に配置することができない場合は、ハッチングを中断してそこに符号を付すことができる。一定のハッチング様式に特定の意味を付与することもできる。

7.4 図面の尺度

規則46(2)(c)

電子複製又は写真複製法によって3分の2の直線縮尺で複製すると、すべての必須の細部が明瞭に区別されないような図面の尺度である場合は、その図は、更に大きな尺度で描き改めなければならない。必要に応じて、その図は、3分の2の直線縮尺でもなお判読することができるように部分図に分割すべきである。

図面の尺度の図式的表示は、その挿入が有用と認められるのであれば、その図面が縮尺された様式で複製しても使用することができる程度のものでなければならない。このため、「実寸」又は「2分の1縮尺」等の寸法表示は図面及び明細書のいずれにも記載してはならず、尺度の図式的表示の方が望ましい。

7.5 数字、文字及び引用符号

規則46(2)(d)

図面用紙上に記される数字、文字、引用符号及びその他のデータ、たとえば、図番、図面紙葉の頁数、認められる文言事項、尺度目盛等は、単純かつ明瞭でなければならず、括弧、逆コンマ、円、その他の枠取を一切付してはならない。6'や35"のような記号は逆コンマの挿入とはみなされず、したがって、使用可能である。

数字、文字及び引用符号は、望ましくは、頁を回転しなければならないことを避けるため、図表と同様な位置関係で付すべきである。

7.5.1 引出し線

引出し線とは、引用符号とそれが引用する細部との間を結ぶ線を

いう。引出し線は、直線でも曲線でもよいが、できる限り短くすべきである。引出し線は、引用符号の直近から始まり、少なくとも指示された特徴部分まで延ばさなければならない。

規則46(2)(a)

引出し線は、図面の線と同様に、すなわち、規則46(2)(a)に従い描かななければならない。

7.5.2 矢印

矢印は、引出し線の先端にその意味が明瞭である限り使用することができる。複数の箇所を指示することもできる。

- (i) 指示対象から離れた矢印は、指示する部分全体を表示する。
- (ii) 線に接する矢印は、矢印の向きから見た当該線で表される表面を示す。

7.5.3 図面中の数字及び文字の高さ

規則46(2)(g)

規則46(2)(g)に基づき図面中のすべての数字及び文字は、3分の2に縮小してもなお容易に読み易いように、最小寸法を0.32cm とする必要がある。

文字は通常、ローマ文字を使用すべきである。ただし、ギリシャ文字も、慣習上使用される場合、たとえば、角度、波長等を表示するためには認められる。

7.5.4 明細書、クレーム及び図面での引用符号の統一的使用

規則46(2)(i)

引用符号は、明細書及びクレームに言及されていないものを図面に記載してはならず、逆も同様とする。

図面に記載の引用符号は、全体として明細書及びクレームの中で言及されなければならない。クレームでの符号の使用に関しては、F-IV, 4.19参照。

規則46(12)

図面の特徴部分は、その特徴自体が説明されていなければ、引用符号によって表示すべきでない。この状況は、明細書の頁又は段落全体を削除したために生じることがある。解決法の1は、明細書で削除された引用符号を図面からも削除することであろう。この

ような補正は、規則49(12)に従い行うべきである。

いずれかの理由で図が削除された場合は、当然、出願人又は特許所有者は、明細書及びクレームに表示された当該削除図のみに関して記載されたすべての引用符号を削除しなければならない。

複雑な主題を扱い、多数の図面を含む出願では、明細書の末尾に参照用キーを付すこともできる。このキーは、適切ないずれの様式でもよく、すべての引用符号を、それが示す特徴部分の指定と共に含むことができる。これは明細書の用語を標準化する利点がある。

7.5.5 図面間における引用符号の統一的使用

規則46(2)(i)

引用符号で表示する場合は、同一の特徴部分は、出願を通じて同一の引用符号で表示しなければならない。

単一の特徴部分に各種図面で異なる引用符号が付されると、相当な混乱が生じるであろう。ただし、発明のいくつかの変形態様が記述されていて、各変形態様が特定の図を参照している場合、及び各変形態様が機能を同一又は基本的に同一とする特徴部分を含む場合は、この特徴共通部分を明細書で表示するときに、それが参照する図番を表す数字の後に、全変形態様に同一の特徴部分の引用符号を付して単一の数とすることによって、これを特定することができる。たとえば、共通特徴部分「15」を、第1図の共通部分では「115」、第2図の共通部分では「215」で表示する。この方式は、各特徴部分及びそれが示す図番を同時に表示する利点を有する。この方式は、多数の頁を有する図面のような複雑な場合でも判読し易くすることができる。図番を共通符号の前に接頭語として付する方式の代わりに、各変形態様が特定の図群を参照して記述される場合は、それが関係する特定発明の変形態様の番号を接頭語としてもよい。

これについては、その旨を明細書において説明すべきである。

7.6 比例関係の変更

規則46(2)(f)

同一の図内の要素は、比例の差が図を明確化するために不可欠の

場合を除き、相互に比例していなければならない。

必要な明確化を達成するための望ましい方法として、1の図内で比例の差を設けない代わりに、原図の要素を拡大した補足図を付すこともできる。この場合は、第2の図で示された拡大要素については、その位置を正確に示す細線又は「鎖」線の円で、原図の該当部分を不明確とならないように囲むことを推奨する。

8. 図面の文言事項

規則46(2)(d)
規則46(2)(g)

まず、規則46(2)(d)及び(g)は図面上の文言事項にも適用されることに留意すべきである。

「AB 断面」等の表示については、A-IX, 7.3.1参照。

規則46(2)(j)

図面は、不可欠な単語又は数語を除き、文言事項を含んではならない。

文言事項が図面の理解に不可欠とみなされる場合は、最少限の語を使用し、図面の如何なる線も存在しない空スペースを、その周囲に翻訳語用として残すべきである。

図面の文言事項の許容規準については、F-II, 5.1参照。

9. 慣用記号

規則49(10)

公知の装置は、発明の主題を理解するために詳細な描出を要さない場合に限り、慣用上普遍的に認められている意味を有する記号で表示することができる。その他の符号及び記号は、明細書の正文で明確に説明されていれば、現存の慣用記号と混同を生じる虞がなく、それが容易に特定され得る、すなわち、簡単なものであることを条件として、使用することができる。

異なる種類のハッチングによって、断面に見られる材料の性質に関する各種の慣用的意味を持たせることができる。

10. 図面の補正

他の書類と同様に、図面の補正も認められる。この補正は、当事

者又は欧州特許庁の請求によって行うことができる。補正は、事務的な誤記又は更に実体的な変更について行うことができる。

図面の補正は一般に、他の出願書類の補正と同様の規則が適用されるので、ここでは詳述しない。A-III, 16; A-V, 2; B-XI, 8; C-III, 2; C-IV, 5; H部, 特にH-II, 2及びH-III, 2参照。

123条(2)

審査官が常に留意しなければならない原則であって、補正の認容に適用されるものは、補正が原出願の内容を超えてはならない、すなわち、それが新たな事項を導入する効果を有してはならないということである。規則に定める様式上の要件から実質的に逸脱している図面が、出願日の確保又は優先日の保持を目的として提出された場合は、受理課は、規則に適合する図面を提出するための補正又は差替を認める。ただし、出願に新規事項が導入されないことを条件とする。このただし書きを考慮して、出願人は、提出する如何なる「不適式」な図面も、発明の図解に必要なすべての特徴を明瞭に示すように注意すべきである。

11. 図面とみなされない体裁の図式的方式

11.1 化学式及び数式

規則49(8)

化学式又は数式は、必要に応じて手書又は図描が認められるが、型板又は印型等の適切な用具を使用することを推奨する。実用的理由から、式は、明細書に添付した1又は複数の附属紙葉上でグループにまとめ、明細書と共に頁を打ってもよい。このような場合は、各式に引用符号を付し、必要な式の引用を明細書に含むことが推奨される。

規則49(11)

化学式及び数式は、一般に使用される記号を使用しなければならず、完全かつ明瞭に図描しなければならない。タイプ印書でない図、文字及び記号は、それを記載する書類と無関係に、読み易く、各種の式において同一の形状を有していなければならない。

規則49(8)

規則46(2)(g)

出願又は特許の正文に記載する化学式又は数式は、その大文字が、少なくとも0.21cmの高さを有する記号によらなければならない。この式が図面紙葉に記載される場合は、この記号は、少なくとも

0.32cmの高さでなければならない。

明細書、附属紙葉又は図面紙葉に記載される式に使用するすべての数学的記号は、その意義が文脈から明瞭でない限り、明細書で説明されなければならない。いずれにしても、使用される数学的記号は、一覧で照合することができる。

11.2 表

11.2.1 明細書における表

規則49(9)

便宜のため、表はまとめて明細書の後に1又は複数の附属紙葉とし、明細書と共に頁を打つことができる。

2以上の表が必要な場合は、各表は、明細書若しくは図面の頁打ち又は図番の数字とは無関係に、ローマ数字、大文字、内容を表示する名称、その他の手段によって特定されるべきである。

表における各行又は列は、その表示する意義の説明記事を冒頭に掲げ、必要に応じ使用した単位を記載しなければならない。

規則49(8)

規則49(5)

文字は規則49(8)の要件を充足しなければならず、紙葉の最大使用可能域に関する規則49(5)は表にも適用されることに留意すべきである。

11.2.2 クレームにおける表

規則49(9)

クレームは、当該出願の主題を考慮して望ましいときは、表を含むことができる。この場合に表は、関係するクレームの記述文中に含めなければならない。表をクレームに添付すること、又は明細書に含まれた若しくは添付された表をクレームで引用することは、いずれも許されない。規則43(6)では、クレームは絶対的に必要な場合に限り他の出願書類を引用することができる旨を定めているが(F-IV, 4.17参照)、余分な部数を減らしたい旨の単なる希望は、絶対的な必要性を構成しない。

第X章 手数料

1. 総論

欧州特許出願，欧州特許の更新及び法的救済の獲得には，各種の手数料を納付しなければならない。第三者も，欧州特許出願又は欧州特許の書類の閲覧申請等，手数料の納付が必要な場合がある。誰でも手数料を有効に納付することができる。手数料の額，納付方法及び納付日は，手数料に関する規則(手数料規則)に定められている。手数料，費用及び価格の納付の案内は，次の情報，

- －手数料規則及び手数料表の現行版
- －手数料規則についての重要な施行規則
- －手数料及び費用の納付並びに返還
- －手数料及び価格に関するその他の通達
- －欧州段階へ移行するEuro-PCT出願を含む国際出願

に加え，欧州及び国際出願のための主要手数料の額，手数料規則からの抜粋と共に，欧州特許庁公報において定期的に公開される。納付のために欧州特許機構の名義で開設された銀行口座の一覧は，裏表紙内側に毎月記載されている。手数料に関する情報については，欧州特許庁ウェブサイト(www.epo.org)の「特許出願／様式及び手数料／納付 (Applying for A patent/Forms And fees/Making payments)」でも公開している。

欧州特許条約及び同施行規則では，手数料納付期間及び期間不遵守の場合の法的帰結について定めている。納付期間及び未納については，各手続段階に関するこの審査便覧の各章で扱う。納付方法，納付されたとみなされる日，納付期間，手数料の納付目的及び返還についての詳細は，すべて以下で扱う。

2. 納付方法

手数料規則5条

手数料は，次の方法によって納付することができる。

- (i) 欧州特許庁が保有する銀行口座への支払又は振込
- (ii) ミュンヘンの欧州特許庁の記録簿に記録されている開設預金口座からの引き落とし(A-X, 4.2及び4.3参照)

(iii) 返還金の転用の請求(A-X, 10.5参照)

預金口座からの引き落としは原則、口座保有者が署名した引き落とし指示に基づき行われる。引き落とし指示は、欧州特許庁の「オンライン出願」経由若しくは「オンライン手数料納付」経由で、又は申込書の提出若しくはそのファックス送信の各手段により提出できる。

欧州特許庁に対する小切手の交付又は直接送付は2008年4月1日をもって廃止した(OJ EPO 2007, 533及びOJ EPO 2007, 626参照)。

例外として、ミュンヘンの情報局で発生した、欧州特許庁職員若しくは請求人がファイル閲覧の過程で作成した写しに対する又は特許情報製品、その他のEPO文献及び刊行物を購入に対する手数料及び費用は、請求書の受領後納付しなければならない。クレジットカードによる納付は廃止された(2010年8月26日付欧州特許庁長官決定, OJ EPO 2010, 496参照)。

3. 通貨

手数料規則5条
ADA3項

欧州特許庁に納付する手数料は、ユーロで納付する。引き落とし指示もユーロによって行う。

4. 納付を行ったとみなされる日

4.1 欧州特許機構の保有する銀行口座への支払又は振込

手数料規則7条
(1)(a)
手数料規則7条(3),
(4)

納付額が欧州特許機構の銀行口座に実際に入金された日をもって納付が行われた日とみなす。したがって、支払若しくは振込の翌日を納付が行われた日、又は銀行内若しくは郵送の遅延の場合は更に後の日を納付が行われた日とみなされることもあり得る。ただし、この支払又は振込が、締約国における納付期間の終了前に行われ、更に該当する場合の割増料金が納付されていた場合は、納付遅延であっても、適時に納付されたものとみなされる(A-X, 6参照)。

4.2 欧州特許庁の預金口座

<p>手数料規則7条 (2)</p>	<p>4.2.1 一般的注意事項 預金口座規則(以下「ADA」と略称)及びその附属文書はOJ EPO 3/2009追補で公告された。預金口座に関しては、次の納付をそれぞれ区別しなければならない。</p>
<p>ADA4項 ADA6項</p>	<p>(i) 預金口座を補充するための納付, 及び (ii) 預金口座からの決済による, 手数料又は欧州特許庁の刊行物若しくはサービスに対する, 手数料又は費用の納付</p>
<p>ADA4項 ADA3項</p>	<p>4.2.2 預金口座の補充支払 預金口座の補充支払は, ユーロによる。異なる通貨での納付は, 自由に交換可能な場合に限り認められる。納付は, EPO口座に対して行わなければならない。ただし, 預金口座は, 交換時のレートで交換後, 常にユーロ(この口座維持の唯一の通貨)で口座に記入される。</p>
<p>ADA6.3項 ADA6.2項</p>	<p>4.2.3 預金口座からの引き落とし 引き落とし指示は, 明瞭かつ明確なもので, 無条件でなければならない。それは更に関係する各手数料若しくは費用の額を含み, 納付目的を特定するために必要な詳細を含まなければならない。引き落とされる口座の番号を示さなければならない。審判部は, 引き落とし指示した者の意図が明確であれば, 不正確な情報がそれに付されていても実施しなければならない旨を決定している(T 152/82参照)。引き落としは原則として, 口座保有者が署名した書面の引き落とし指示に基づき行われる。オンライン及びファックスを含む各種引き落とし指示の提出方法がADA第6.2項に記載されている。紙形式の確認書は不要である。</p>
<p>ADA6.3項 ADA6.9項 ADA6.10 項</p>	<p>4.2.4 引き落とし指示の受領日 ; 残高不足 欧州特許庁が引き落とし指示を受領した日において預金口座に十分な金額があれば, その日が納付日とされる。これは, 締約国の管轄当局に, ADA第6.9項, 第6.12項に基づく申請と共に引き落とし指示が行われた場合も適用される。出願時に納付可能である手数料を納付するため認められた期間の満了までに欧州特許庁が引き落とし指示を受領しなくても, 出願時に締約国の管轄当局に引</p>

引き落とし指示を行ったことを示す証拠を、欧州特許庁が入手可能となるか又は欧州特許庁に提示すれば、期間は遵守されたものとみなす。ただし、当該期間の満了時に口座に十分な利用可能残高があったことを条件とする。

ADA6.4項
ADA6.5項
ADA6.6項

引き落とし指示の受領時に、出願のために呈示されている納付額すべてを十分に賄う資金が預金口座になかった場合(不足額)は、引き落とし指示は実行されず、欧州特許庁の財務会計部門は、この事実を口座保有者に通知する。口座保有者が預金口座を補充して管理手数料を納付すれば、引き落とし指示の受領日が納付の実行日とみなされることが確約される。管理手数料は、不足額の30%額である。預金口座規則は更に、管理手数料の最高額及び最低額を定める。

4.3 自動引き落とし手続

ADA8項

預金口座からの引き落としは、口座保有者又は同代理人が署名した自動引き落とし指示に基づき実行することもできる(自動引き落とし手続)。この指示は、出願人又は特許所有者若しくはその代理人が提出でき、さらに自動引き落とし手続の対象となっている手数料であって、当該自動引き落とし指示で指定された手続に関して納付するすべての種類の手数料にまで効力が及ぶ。全種類の手数料を対象とする。手続の進行に従い、該当する各手数料が自動的に引き落とされ、期間内に納付されたものとして扱われる。自動引き落とし指示は、特定の種類の手数料に限定して指示することができない。

自動引き落とし手続規則(略称「AAD」)及び注釈は、OJ EPO 3/2009追補のADAに関する附属書A.1及びA.2で公開されている。AADは、欧州特許庁ウェブサイト(www.epo.org)の「特許出願／様式及び手数料／納付(Applying for A patent/Forms And fees/Making payments)」でも公開している。

5. 手数料の納付期日

5.1 総論

5.1.1 納付期日

手数料規則4条(1) 欧州特許条約では、「納付期日」の文言は特別の意味を有する。
規則51(1), 第2文 この文言は、手数料を有効に納付することができる最初の日を意味し、納付期間の最終日ではない(A-X, 6「期間内の納付」参照)。手数料の納付期日は一般に、欧州特許条約又はPCTで規定されている。納付期日が指定されていない場合、手数料の納付期日は、当該手数料を発生させたサービスに係る請求書の受理日となる。手数料は、納付期日前は有効に納付することができないが、この原則は以下の場合のみ除外される。

- (i) 更新手数料。納付期日の最大3月前から有効に納付できる (A-X, 5.2.4参照)
- (ii) 規則71(3)に基づく通知に応答した手数料の自発的な支払い (本通知に응答し補正書も提出した場合は、C-V, 4.2を参照)

欧州特許庁は、納付期日が有効となる前に納付された手数料を返還することができる。納付期日の直前に納付された場合は返還しないこともある。ただし、この場合の納付は、納付期日に初めて有効となる。欧州特許出願の更新手数料については、A-X, 5.2.4参照。

5.1.2 手数料の額

手数料が増額される場合は、納付日は、手数料の額を決定する基準日として設定される(1992年6月5日付管理理事会決定第2条, OJ EPO 1992, 344参照)。納付日を基準日と設定することによって、手数料の額を定めるために実際の納付期日を確認することが、原則として不要になる。納付期日前に手数料を有効に納付することはできない(更新手数料は例外—A-X, 5.1.1参照)。したがって、たとえば、付与手数料及び公告手数料は、規則71(3)に基づく通知の送達前に有効に前納することができない。

5.2 特定の手数料の納付期日

5.2.1 出願手数料, 調査手数料, 指定手数料

出願手数料, 調査手数料, 指定手数料については、欧州特許出願の出願日が納付期日である。出願手数料の一部として納付する追

加手数料については、A-III, 13.2参照。

5.2.2 審査手数料

審査手数料は、審査請求を行った時点で納付期日となる。審査請求は所定の願書様式(様式1001)に記載されているので、出願が前述した所定の願書様式1001で行われた場合は、審査手数料は、欧州特許の出願日に即座に納付することができる。審査手数料は規則70(1)に規定された期間の終了までに納付することができる。

5.2.3 付与及び公告手数料

付与及び公告手数料は、この手数料の納付を求める規則71(3)の通知の送達によって納付期日となる。これは規則71(4)に基づきクレーム手数料にも同様に適用されるが、規則45(1)及び(2)又は規則162(1)及び(2)に基づき既に納付されている場合を除く。

5.2.4 更新手数料

規則51(1), (2)

次年度に関する欧州特許出願の更新手数料は、その納付期日を、欧州特許出願の出願日から1周年となる日を含む月の末日とする。更新手数料は、その納付期日の3月以上前には有効に納付することができない。早期納付について、規則51(1)に基づく月の末日が納付期日である場合、その3月の起算日の例は次の通りである。出願日が2008年11月である欧州出願の場合、規則51(1)に基づき第3年の更新手数料の納付期日は、2010年11月30日であり、納付可能になる最先の日は2010年8月31日となる。出願日が2009年5月である欧州出願の場合、規則51(1)に基づき第3年の更新手数料の納付期日は、2011年5月31日であり、納付可能になる最先の日は2011年2月28日となる。欧州特許庁は、納付期日が有効となる前に納付された手数料を返還することができる。納付期日の直前に納付された場合は手数料を返還しないこともある。ただし、この場合の納付は、納付期日に初めて有効となる。更新手数料が納付期日以前に納付されなくても、出願人は、納付期日から6月以内に有効に納付することができるが、この期間内に追加手数料を納付しなければならない。延長期間の計算については、J4/91, OJ 8/1992, 402を参照。出願人は、この追加手数料の可能性について注意しなければならないが、その旨の通知の不備を主張することはできない(J12/84, J1/89参照)。欧州分割出願の更新手数料については、

A-IV, 1.4.3参照。

Euro-PCT出願については、第3年に関する更新手数料の納付期間が規則51(1)に基づく期間より早く満了になる場合、31月の期間の満了日、つまり規則159(1)に基づく31月の期間の末日が満了日となる。これにより満了日が延期されるため、これに基づきもう一方の期間(31月の期間)の満了日に基づき追加手数料を伴う更新手数料の納付の延長期間が起算される(適用される原則については、J 1/89参照)。

例：

2008年5月12日(月)	優先日
2008年11月12日(水)	出願日
2010年11月30日(火)	規則51(1)に基づく第3年の更新手数料の納付期日
2010年12月12日(日)	欧州特許庁閉庁日
2010年12月13日(月)	規則159(1)に基づく31月の期間の満了日 (規則134(1)に基づく期間延長の適用)
2011年6月13日(月)	規則51(2)に基づく6月の期間の満了日

更新手数料の納付義務は、欧州特許付与の言及が公開された年について期日内に更新手数料を納付することにより終了する(第86条(2), OJ EPO 1984, 272参照)。

規則51(4), (5)

第122条に基づき権利の回復の請求が成功裏に行われた場合又は第112a条に基づき審判部の決定の検討を求める申請が成功裏に行われた場合、更新手数料の納付期日について特別規定が適用される。

5.2.5 クレーム手数料

クレーム手数料は、最初のクレーム一式を提出した時点で納付期日となる。これは出願日又はその後に到来する(A-III, 9及び15参照)。

5.2.6 限定・取消, 異議申立, 審判, 再審手数料

これらの手数料はすべて、該当する書類(限定請求、取消請求、異議申立通知、審判請求及び再審申請)の提出日に納付期日となる。

6. 期間内の納付

6.1 基本原則

手数料は、納付日(A-X, 4参照)が当該期間又は規則134に従い延長された期間の最終日以前に該当する場合は、期間内に納付されたものとみなされる。

6.2 期間満了10日前の未納防止措置

6.2.1 要件

手数料規則7条(3), (4) 納付者が、欧州特許条約締約国への納付期間内に、次の(i)から(iii)までのいずれかの証拠、すなわち、

- (i) 当該納付者が金融機関を介して納付を行ったこと
- (ii) 当該納付者が金融機関に納付額の振込を正規に依頼したこと
- (iii) 欧州特許庁の各出願窓口(A-II, 1.1参照)の住所の一つを記した、引き落とし指示を収めた封書を郵便局で投函したこと(納付期間の満了日に口座に十分な残高がある場合に限る)

ADA 6.8項

の証拠を欧州特許庁に提出した場合、当該納付者は、同期間満了後に欧州特許機構の銀行口座に入金した場合であっても又は欧州特許庁宛の引き落とし指示が当該期間満了後に受理された場合であっても、納付期間を遵守したものとみなされる。

手数料規則7条(3)(b), (4) ただし、こうした場合、納付が納付期間満了日10日前より後に納付された場合、これはまだ期間内であるものの、関連手数料について150ユーロを超えない範囲で10%の割増料金を納付しないければ、納付期間が遵守されたものとみなされない。

ADA6.8項(b)

6.2.2 預金口座の不足額を充当した場合における期間満了10日前未納防止措置の適用

ADA5.2項

手数料規則第7条(3)(a)及び(b)後半部に基づく納付期日満了10日前の未納防止措置は、預金口座への不足額の充当による納付にも

準用する。預金口座に不足額を充当する目的でA-X, 6.2.1(i)及び(ii)の手順の一を実行する場合、引き落とし指示の発行により納付期日を遵守するため、その手順の一が実行されてから10日目に当該口座へ不足額が充当されたものとみなされる。

6.2.3 引き落とし指示

ADA6.10項

国内管轄当局に提出の願書に添付する引き落とし指示については、A-X, 4.2.4参照。

6.2.4 通常の手数料率での手数料納付

手数料を通常期間内に通常の手数料率で納付することができる場合、又は手続続行期間内に所定の手続続行手数料を伴い納付することができる場合のいずれかにおいて、期間満了10日前の未納防止措置を適用して納付の通常期間が遵守されたものとみなされるときは、前述した手続続行手数料を納付する必要はない。

6.2.5 納付額

A-X, 5.1.2にいうように、納付額は常に、納付日に適用される額である(手数料改訂の管理理事会決定中の経過規定も参照)。したがって、この点に関して納付者は、新しい手数料の効力発生前に納付指示を行ったと主張して、旧額による利益を得るために期間満了10日前の未納防止措置に依拠することはできない(J 18/85参照)。手数料規則第7条(3)及び(4)は、納付遅延の場合に納付期間の終了による法的帰結から出願人を保護するためのものであり、手数料の増大による差額を補充すべき義務を免除するものではない。

6.2.6 権利喪失の通知

規則112

規則112(1)に基づき納付期間が遵守されなかった旨の通知を受けた出願人が、手数料規則第7条(1), (3), (4)及び預金口座規則第5.2項, 第6.5項, 第6.8項又は第6.10項に従い適時に納付した旨を主張する場合は、その出願人は、規則112(2)による決定を申請し、所要の証拠を提出しなければならない。

7. 納付の目的

7.1 総論

7.1.1 有効な納付の条件

欧州特許機構の保持する銀行口座への納付若しくは送金の場合には、欧州特許庁への有効な納付の不可欠な条件は、手数料額の当該口座への入金である。納付は、入金の額について有効となる。過誤によって不十分な額が納付された場合は、不足額を事後に納付しても誤りは訂正されず、原納付日に納付されたものとはみなされない。納付とは、一定額が欧州特許庁に送金され、欧州特許庁の処分権下におかれるという事実問題である。したがって、それは、規則139に従い訂正可能な手続上の宣言ではない。これは引き落とし指示にも適用される(T 170/83, 理由書8参照)。したがって、原則として、期間内に納付する手数料が全額納付された場合に限り、納付期間が遵守されたものとみなされる。ただし、欧州特許庁は、正当であると認められる場合は、納付者の権利を損なうことなく、些少な不足額について無視することができる(手数料規則第8条)。

7.1.2 納付の目的

手数料規則6条

有効な納付のための条件と納付目的の表示との区別が肝要である。納付目的の表示は、手数料の意図する手続(たとえば、手数料納付のためには出願番号)及び特定の種類の手数料を特定するのに役立つ。納付目的が即座に確認することができない場合は、納付者に対して指定期間内に当該目的を書面で通知するよう求める。この求めに適時に応じれば、当該納付及び原納付日は、引き続き有効とする。これは、釈明によって納付を他の出願に振り替える場合も同様である。これに応じなければ納付されなかったものとみなされる。審判部は、納付目的が明らかに誤って示された場合であっても、意図された目的を残余の情報から容易に確認することができれば、この不備を不利なものとしめない旨を決定している。欧州特許庁が、不注意で、納付者が明白に意図した目的と異なる目的で手数料を使用しても、その納付者が意図した目的には影響を与えない(J16/84参照)。同様に、引き落とし指示に誤った情報が含まれていても、指示を行った者の意図が明らかであれば、その指示を実行しなければならない。明らかに意図するものが何であるか確認する資格を有する欧州特許庁の関係部門は、そ

の指示を実行するための指令を与えなければならない(T 152/82 参照)。

手数料規則第6条(2)に依拠せずに納付目的が変更された場合は、納付日は変更請求書の受領日となる。

7.2 指定手数料の場合における納付目的の表示

手数料規則2条(2),
3号

手数料規則6条(1)

以下は、2009年4月1日以前に提出された出願にのみ適用される。

指定手数料は、一締約国分の指定手数料の7倍の額を納付すれば、全締約国について納付したものとみなされる。この納付には、当該納付の完了を確認するため「指定手数料」と簡潔に表示する必要がある。7倍未満の指定手数料が納付され、その納付が願書様式(様式1001)の該当欄の宣言と一致する場合でも、「指定手数料」と簡潔に表示すべきである。ただし、納付対象が願書に記載されている納付対象と異なる場合、納付の際その納付の新たな対象となる締約国を表示すべきである。

そのような表示がなく、納付額が不十分なため願書の該当欄に記載した全ての締約国を指定できない場合は、A-III, 11.3.7に基づく手続が適用される。

自動引き落とし指示が発行された場合(様式1001の該当欄)、出願人は、願書に記載した締約国以外の締約国に関する指定手数料納付の希望の有無を、規則39(1)に基づく基本期間の満了前に欧州特許庁に通知しなければならない。通知しない場合、一締約国分の指定手数料の7倍に相当する額又は願書に記載した締約国分の指定手数料が引き落とされる。

これは、Euro-PCT出願が2009年4月1日以前に欧州段階に移行しており、様式1200が当該出願の欧州段階への移行に使用されている場合にも同じく適用される。

7.3 クレーム手数料の場合における納付目的の表示

7.3.1 欧州特許出願時に納付を要するクレーム手数料

規則45(1)

出願人が、費用が発生する全クレームについてクレーム手数料を納付する場合は、納付目的の特定には「クレーム手数料」と表示するのみで十分である。納付額が全クレーム手数料を賄うのに十分でない場合は、A-III, 9に基づく手続が適用される。

規則71(6)

7.3.2 欧州特許付与前に納付を要するクレーム手数料

規則71(3)に基づく通知によって、出願人は、欧州特許付与前にクレーム手数料の納付を求められることがある。出願人が適時にすべてのクレームについて手数料を納付しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる(規則71(7))。

8. 納付延期、法律扶助又は職権による救済の規定なし

欧州特許条約は、手数料の納付延期について規定しておらず(J 2/78理由書3参照)、法律扶助についても規定していない。困窮当事者は国内管轄当局に法律扶助を申請する可能性を有するが、その場合も納付期間は延長されない。国内での法律扶助を求める当事者は、適時に当該手数料を納付することができるよう、速やかに対応する手配をしなければならない。欧州特許庁は更に、如何なる法的根拠も存在していないので、職権によって納付期日が到来した手数料の免除又は返還を行うことができない(J 20/87参照)。

9. 手数料の減額

9.1 総論

欧州特許条約は、一定の場合に、出願手数料、審査手数料、異議申立手数料、審判請求手数料、限定又は取消手数料、及び再審申請手数料の減額を規定している。減額は、手数料率として手数料規則に定められている。

手数料が減額される場合は、手数料返還の場合と対照的に、全額でなく減じられた率の額を納付すればよい。手数料減額を実施するための条件は、納付期間の終了以前に充足しなければならない

9.2 言語規定に基づく減額

14条(2)

9.2.1 条件

欧州出願はいずれの言語によっても行うことができる。EPO公用語以外の言語によって出願された場合は、翻訳文を提出しなければならない。したがって、欧州出願を行うことができる言語は次の3のカテゴリーに分類される。

(i) EPO公用語

(ii) オランダ語、イタリア語、スペイン語等、締約国の公用語であるがEPO公用語でないもの(以下「承認された非EPO言語」)、及び

(iii) 中国語、日本語、ロシア語等、他のすべての言語

14条(4)

更に、出願人の居所又は主たる営業所が当該締約国の領域内にある場合、又は出願人が当該締約国の国民である場合は、欧州特許出願及び所定の期間内に提出しなければならない書類は、「承認された非EPO言語」によって提出することもできる。A-VII, 1.1 及び1.2参照。

規則6(3)

手数料規則14条

(1)

承認された非EPO言語を使用する場合は、一定の条件に従い手数料の減額(20%)が認められる。これは、すべての締約国の言語がEPO公用語という訳ではない事実に起因する、出願人の不利益を補うためである。手数料減額が許可される条件は、減額を請求する各手続手順によって異なる(G 6/91参照)。

EPO公用語への翻訳文が適時に、すなわち、最も早い場合では、承認された非EPO言語による、欧州特許出願又は提出期間が定められている書類の提出と同時に提出された場合に限り、減額が認められる(G 6/91参照)。

9.2.2 出願手数料の減額

G6/91によると、手数料の減額資格は、承認された非EPO言語によって当該行為の本質的要素が提出された場合のみ発生する。欧州出願を提出する場合、出願日の取得には、明細書は必要であるが(規則40(1)(c))、クレームは要求されない。J4/88によると、手数料の減額資格は、当該非EPO言語での提出が必要な箇所は当該明細書とクレームのみとされている(願書などは不要)。ただし、

出願日の取得にはクレームは要求されないため、現在、本質的要素は当該明細書となる。

したがって、欧州特許出願(少なくとも明細書)が、承認された非EPO言語(締約国の、EPO公用語でない公用語)で提出された場合、出願手数料が減額される。減額は、当該非EPO言語が公用語として使用されている締約国の居住者又は国民が出願した場合のみ適用される。たとえば、メキシコの国民又は居住者がスペイン語で欧州出願を行った場合であっても手数料減額は適用されず、日本語で出願した出願人も、国籍又は居所と無関係に減額が適用されない。

当該出願が、先の出願への言及によって提出され(A-II, 4.1.3.1参照)、言及された当該先の出願が承認された非EPO言語で提出されており、出願人が前述した居所及び／又は国籍の条件を充足していれば、当該出願人にも出願手数料の減額を受けることができる。減額の目的上、先の出願のクレームを出願時のクレームに差し換えるよう出願人が請求したか否かは問われない(前記参照)。

出願書類の頁枚数が35頁を超えた場合追加手数料を納付しなければならないが、こうした追加手数料は出願手数料に含まれるため、減額の対象となる。

分割出願の出願手数料についても、その親出願が欧州特許庁の欧州特許庁の公用語以外の承認言語で出願されており(A-IV, 1.3.3及びA-X, 9.2.1参照)かつ当該分割出願も先の出願と同じ公用語以外の承認言語で出願されている場合(規則36(2)及び規則6(3)参照)、減額の他の要件が充足されており(前述参照)、翻訳文が期間内に提出されている場合に限り、減額の対象となる(A-X, 9.2.1参照)。

9.2.3 審査手数料の減額

14条(4)
規則6(3)

審査請求が承認された非EPO言語によって行われ、更にEPO公用語による審査請求書の翻訳文が提出された場合は、出願人は、審査手数料の減額を受けることができる。願書様式(様式1001)は

EPO公用語による審査請求用に予め印刷された欄を備えており、承認された非EPO言語による審査請求を、審査請求のために設けられた該当欄に記入することができるので、承認された非EPO言語による審査請求を当該様式と同時に予め行うことによって減額を受けることもできる。これ以外の方法として、承認された非EPO言語による審査請求及びその請求の翻訳文を事後提出すること、すなわち、審査手数料の納付までに提出することによっても減額が認められるが、審査請求以後に翻訳文を提出することが条件となる(J 21/98及びG 6/91参照)。減額の利益を受ける目的であれば、承認された非EPO言語による審査手続のための追加書類を事後提出する必要はない。

前述した理由による審査手数料の減額と、欧州特許庁が国際予備審査報告を作成したことによる審査手数料の減額とが同時に発生する場合については、A-X, 9.3.2参照。

9.2.4 異議申立手数料の減額

14条(4)
規則6(3)

異議申立理由書を含む異議申立書が承認された非EPO言語によって提出され、EPO公用語による翻訳文が提出された場合は、異議申立手数料の減額を受けることができる(T 290/90参照)。異議申立手続中に限り、異議申立人が所定の期間内に提出しなければならない書類を承認された非EPO言語によって提出した場合は、この手数料の減額は受けられない。

9.2.5 審判請求手数料の減額

14条(4)
規則6(3)

審判請求書が承認された非EPO言語によって提出され、EPO公用語による翻訳文が提出された場合は、審判請求手数料の減額を受けることができる。減額の付与は、承認された非EPO言語による審判請求理由書が事後に提出されるか否かに依拠しない。

9.2.6 限定及び取消手数料の減額

14条(4)
規則6(3)

限定又は取消請求書が承認された非EPO言語によって提出され、EPO公用語による翻訳文が提出された場合は、限定又は取消手数料の減額を受けることができる。出願人は減額を受けるために、承認された非EPO言語によって、規則92(2)(a), (b), (c)及び(e)にいう要素を提供しなければならない。

14条(4)
規則6(3)

9.2.7 再審申請手数料の減額

再審申請書が承認された非EPO言語によって提出され、EPO公用語による翻訳文が提出された場合は、再審申請手数料の減額を受けることができる。出願人は減額を受けるために、承認された非EPO言語によって、規則107(2)にいう要素を提供しなければならない。

9.3 特別減額

153条(7)

9.3.1 補充的欧州調査についての調査手数料の減額

米国、日本、中国、オーストラリア、ロシア又は韓国の特許庁が国際予備審査機関であったPCT出願については、補充的欧州調査報告書についての調査手数料が減額される。この場合、調査手数料は、固定額が減額される(OJ EPO 2005, 548参照)。

オーストリア、フィンランド、スペイン、スウェーデンの各特許庁若しくは北欧特許庁が国際調査機関であったPCT出願(OJ EPO 2009, 587参照)又はこれらの庁の一が補充的国際調査報告を作成した場合(OJ EPO 2009, 595参照)についても、補充的欧州調査報告書についての調査手数料は固定額が減額される。

カナダ又はブラジルの特許庁が国際調査機関であったPCT国際出願については、補充的調査手数料の減額の対象とはならない(OJ EPO 2010, 133参照)。

9.3.2 EPOが国際予備審査報告書を作成した場合の審査手数料の減額

手数料規則14条(2)

欧州特許庁が国際出願に関して国際予備審査報告書を作成しており、欧州特許庁が指定官庁(選択官庁)となる場合は、審査手数料は50%減額される。

言語規定に基づく減額の条件(A-X, 9.2.3参照)も満たしていれば、審査手数料は、最初に50%減額され、次に更に20%減額されるので、合計で総額の60%の減額となる。

9.3.3 国際出願の国際調査及び国際予備審査についての手数料の減額

国際出願の国際調査手数料及び予備審査手数料は、欧州特許条約の締約国でない国の国民であって、その国に居所を有する自然人により出願されており、その国が、出願日又は請求日の時点で、世界銀行の分類により低所得国又は低中所得国に属する場合、75%減額される(OJ EPO 2008, 521参照)。

10. 手数料の返還

10.1 一般的注意事項

10.1.1 法的根拠を欠く手数料の納付

手数料納付が完全に有効であるためには、次の2の条件を充足しなければならない。

- (i) 納付が係属中の手続に関係していること、及び
- (ii) 納付日(A-X, 4参照)が納付期日以後であること(A-X, 5.1.1参照)

納付が係属中の欧州特許出願に関するものでない(たとえば、既に取り下げられたものとみなされた特許出願に関する)場合は、納付には法的根拠が存在せず、納付額の返還をしなければならない。

納付期日以前に納付されたが、その納付期日以前に法的根拠が消滅している(たとえば、特許出願が見なし取り下げとなった又は取り下げられた)場合は、納付額は返還される。これは、納付期日前に有効に納付された更新手数料にも適用される(規則51(1)第2文)。

10.1.2 有効でない手数料の納付

手数料が有効に納付されなかった場合は、その手数料を返還しなければならない。この例としては、手続続行に関する規定に示す、遅延納付された出願手数料、調査手数料、指定手数料又は審査手数料(第121条及び規則135)であって、規則135(1)及び手数料規則第2条(1)第12号によって要求される手続続行手数料を納付しなかった場合が挙げられる。納付期日以後に納付された手数料は、返

還について特別の理由がある場合に限り，返還される(A-X, 10.2 参照)。

10.1.3 些少額

手数料規則12条

納付総額が手数料より多い場合は，過納付分については，その額が些少であれば，関係当事者が明確に返還を請求しない限り返還されない。EUR10 までの額は些少額を構成する旨が決定されている(2007年7月12日付EPO長官決定第1条，OJ EPO2007特別版No.3，M.3参照)。

10.2 特別の返還

手数料規則9条

10.2.1 調査手数料の返還

2010年7月1日以後に行われた欧州調査又は補充欧州調査に関して，欧州調査又は補充的欧州調査のための調査手数料は，手数料規則第9条及び2010年3月24日付EPO長官決定，OJ EPO2010, 338で規定されていれば返還される。調査手数料が返還されるための判断基準についての詳細は，2009年1月9日付EPO長官通達(OJ EPO 2009, 99)に示されている。

規則64(2)

10.2.2 追加調査手数料の返還

出願人が，調査部からの通知に応じて追加調査手数料を納付したが，出願人の請求によって，審査部が追加調査手数料の課金に正当性がないと判断した場合は，その追加調査手数料は返還される。

10.2.3 国際調査手数料の返還

PCT規則16.2, 16.3
PCT規則41

国際調査手数料は，PCT規則16.2, PCT規則16.3及びPCT規則41, 並びにPCTに基づく欧州特許機構と世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局との間の協定附属書C(OJ EPO 2010, 304参照)の規定の対象となる場合，返還される。前述の協定附属書C第II部(3)の規定の改正により，2004年1月1日以後に提出された国際出願について納付された国際調査手数料に関しては，国際調査が2009年4月1日以前に完了した国際出願に関しては2007年7月14日付欧州特許庁長官通達，OJ EPO2007特別版No.3, N.3に規定された範囲で，国際調査が2009年4月1日以後2010年6月1日以前に完了した国際出願に関しては2008年12月22日付欧州特許庁長官決定OJ

EPO 2009, 114に規定された範囲で、国際調査報告書が2010年7月1日以後に作成された国際出願に関しては2010年3月24日付欧州特許庁長官決定OJ EPO 2010, 341で規定された範囲で、それぞれ返還が認められる。国際調査手数料の返還に関する判断基準については、2009年1月9日付EPO通達OJ EPO 2009, 99を参照。

10.2.4 審査手数料の返還

手数料規則11条

審査手数料は、手数料規則第11条に記載された事情であれば返還される(A-VI, 2.2第3段落, 及びA-VI, 2.5参照)。

10.2.5 国際予備審査手数料の返還

2004年1月1日以後に行われた国際出願について、欧州特許庁は、簡素化された国際予備審査手続を中止している(OJ EPO 2001, 539)。したがって、「詳細な」審査請求をする必要はなく、簡素化された手続についての手数料返還も適用されない。

10.2.6 規則37(2)による返還

規則37(2)

国内管轄当局に行われた欧州特許出願が第77条(3)によって取り下げられたものとみなされた場合は、すべての手数料、特に納付済みの出願手数料、調査手数料、指定手数料及びクレーム手数料は返還される。

10.2.7 付与及び公告のための手数料の返還

規則71a(6)

出願が拒絶された、欧州特許査定通知の送付前に取り下げられた、又はその段階で取り下げられたとみなされる場合、付与及び公告のための手数料は返還される。特許査定通知の送達日はE-I, 2の記載に従い決定される。この送達日は、この査定通知が欧州特許庁内の郵便物取扱部の所管となった日より後となることに注意が必要である(この場合査定G12/91は適用されない)。

たとえば、出願人が付与及び公告のための手数料は規則71(3)の規定の期間内に納付したが課せられたクレーム手数料は納付していない場合又は/及び出願人がクレームの翻訳文の提出を怠ったために規則71(7)に基づき当該出願が取り下げられたと見なされた場合などに手数料が返還される(C-V, 3)。

一旦納付されたクレーム手数料は返還されない(C-V, 4.2に記載の例外が対象)。

出願が拒絶された場合、審判請求することなくその申請期間が満了した後にのみ手数料が返還される(E-X, 6参照)。出願が取り下げられたとみなされる場合、手数料は、手続の続行の請求期間が満了した後であって出願人が手続の続行を請求しなければ返還される(E-VII, 2.1参照)。

10.3 返還の方法

返還を受ける者が欧州特許庁に預金口座を保有する場合、その口座に振り込む形で返還される。納付者が預金口座に何らかの返還を希望する場合は、願書に設けられた該当欄に口座番号を記入できる。振込以外では、手数料は小切手により返還される。

10.4 返還を受ける者

手数料は当事者に返還される。ただし、代理人に返還の受領を委任している場合、当該代理人に返還される。第三者が手数料を納付した場合、これがファイル閲覧手数料に関する場合を除き、当該第三者には返還されない。

納付した者に直接返還することに法的根拠があるか否かの確認は、当事者又はその代理人と当該納付した者との関係から発生した問題であり、欧州特許庁の義務ではない。従って、欧州特許庁が当該納付の目的を直ちに確認することができず、当該納付者が欧州特許庁からの要求に応答して指定期間内にその目的を通知しない場合に限り、手数料は納付した者に直接返還される。この場合、これに関連した手続が確認できないため、当該手数料は納付されなかったものとみなされる(手数料規則第6条(2)参照)。

10.5 返還に代わる転用

当事者の書面による請求によって、納付額は、返還に代わり他の目的に転用することができる。その場合は、転用指示の受領日をもって、新しい目的での納付日とみなされる

規則71A(5)

11. 規則71A(5)に基づく手数料の控除

出願人が規則71(3)に基づく呼出状の応答において付与及び公告のための手数料又はクレーム手数料を既に納付しており、さらにそのような呼出状が新たに発行された場合、納付した手数料は控除される。こうした控除が発生するのは次の場合である。

- (i) 出願人が、規則71(3)に基づく最初の通知に応答し補正又は訂正を請求した場合又は当該通知における審査部からの補正案の無効を請求する(C-V, 4.1参照)場合であって、当該出願人が自発的に付与及び公告のための手数料並びにクレーム手数料も(納付が請求されていないにもかかわらず(C-V, 4.2参照))納付しており、これに응答し当該審査部が規則71(3)に基づく後の通知を発行している場合(C-V, 4.6及び4.7.2参照)、又は
- (ii) 出願人が、規則71(3)に基づく最初の通知(課された付与及び公告のための手数料並びにクレーム手数料の納付が請求(C-V, 1.1参照)される通知)に응答し正文を承認した後審査が再開されたため(C-V, 6.1参照)、規則71(3)に基づく後の通知が発行された場合(C-V, 6.2参照)。

11.1 付与及び公告のための手数料の控除

規則71(3)に基づく最初の通知に응答して納付した付与及び公告のための手数料の総額は、規則71(3)に基づく2度目の通知に응答して納付した同様の手数料の総額から控除する。付与及び公告のための手数料について規則71(3)に基づく最初の通知の総額より2度目の通知の総額の方が高額な場合、差額は規則71(3)に基づく2度目の通知の返答期日までに納付しなければならない。

手数料規則2条(2),
7号

2009年4月1日以前に出願した欧州出願又は2009年4月1日以前に欧州段階に移行した国際出願について、付与及び公告のための手数料は、固定手数料及び35頁以上の頁枚数から成る出願書類の各頁毎の手数料に組み込まれる(C-V, 1.2及びA-III, 13.2参照)。規則71(3)に基づく最初の通知と2度目の通知とでは総額が異なる場合、不足額は規則71(3)に規定の期間内に納付しなければならない(手数料の値上がり又は頁枚数の増加に起因する不足額など)。手

数料の超過納付分は返還される(規則71(3)に基づく2度目の通知の対象となっている出願書類の頁枚数が規則71(3)に基づく最初の通知の対象となっている先の出願書類の頁枚数より少ない場合など)。

11.2 クレーム手数料の控除

規則71(3)に基づく最初の通知に応答して納付したクレーム手数料の総額は、規則71(3)に基づく2度目の通知に応答して納付したクレーム手数料の総額から控除される。この点については、規則45に基づく出願時又は規則162に基づく欧州段階への移行時に納付するクレーム手数料とは異なり、手数料の計算にはクレーム数を用いるのではなく、納付総額を用いることに注意することが重要である。

納付したクレーム手数料の総額が、規則71(3)に基づく最初の通知の総額よりも同規則に基づく2度目の通知に応答して納付した手数料の総額の方が(クレーム毎の手数料の値上がり若しくはクレーム総数の増加又はその両方などの理由で)高額である場合、その差額を規則71(3)に基づく2度目の通知に対する応答期日までに納付しなければならない。

規則71(3)に基づく2度目の通知に応答して納付するクレーム手数料の総額を計算するには、手数料の対象とならないクレームの総数(15クレーム)及び出願時又は規則162に基づく欧州段階への移行時に納付する手数料の対象となるクレームの総数が、規則71(3)に基づく最初及び2番目の通知の基礎となるクレームの総数から差し引かれる。これ以降は、規則71(3)に基づく最初の通知に応答して納付するクレーム手数料の総額は、規則71(3)に基づく2番目の通知に応答して納付したクレーム手数料の総額から控除される(つまり差し引かれる)。

A-X, 11の(ii)に記載の場合においてクレーム手数料の総額が(クレーム総数が減ったなどの理由で)減少した場合、納付済みのクレーム手数料は一切返還しない。A-X, 11の(i)に記載の場合については、こうした場合はクレーム手数料が納付された時点では義務ではないためクレーム手数料は返還される(C-V, 4.2も参照)。

11.3 付与及び公告のための手数料とクレーム手数料の別枠控除

クレーム手数料の控除は付与及び公告のための手数料の控除とは別枠で処理される。特に、A-X, 11の(ii)の場合においては、規則71(3)に基づく最初の通知に応答して納付したクレーム手数料の総額の方が規則71(3)に基づく2度目の通知で課された手数料の総額よりも高額である場合、超過額は返還されず(前述参照)、付与及び公告のための手数料の増額分からも控除されない。

11.4 手続の続行の手数料及び各手数料の控除

出願人が、規則71(3)に基づく最初の通知に関して手続の続行を請求した場合(E-VII, 2.1参照)、手続の続行の手数料は、規則71(3)に基づく2度目の通知で課された手数料の総額の増額分から控除されない。さらに、規則71(3)の最初の通知に関して納付した手続の続行の手数料も、規則71(3)の2度目の通知に関する、その後の手続の続行の請求に係る手数料から控除されない。

第XI章 ファイルの閲覧；ファイルに含まれた情報の通知；欧州特許

登録簿の閲覧；認証謄本の発行

1. 総論

128条

ファイルの閲覧及びファイル中の情報の公衆に対する通知のための規定がされている。これは欧州特許出願及び欧州特許のファイルに適用される。

規則144, 規則
145, 規則146
手数料規則3条
(1)

国際出願(PCT)については、E-VIII, 2.10参照。

ファイルの閲覧を管理する規定は第128条並びに規則144及び規則145に、情報の通知を管理する規定は規則146に含まれている。ファイルの閲覧及びファイルに含まれた情報の通知に関する手数料は、手数料規則第3条(1)に基づき長官が定め、欧州特許庁公報において定期的に公告されている。

2. ファイルの閲覧

規則145(1)
規則147(2)

2.1 閲覧範囲

欧州特許出願及び欧州特許のファイル閲覧は、その原本若しくはは写し、又はファイルがその他の媒体によって保存されていれば、その媒体に関して認められる。審査、異議申立及び審判手続を行うときに当事者について作成されるファイルのすべての部分が、閲覧のために公開される。ファイルには更に、該当する場合の規則63(1)又は規則62A(1)に基づく呼出状及び調査見解書も含まれる。

第三者による意見書(第115条)はファイルに組み込まれているため、第128条に従い公開され閲覧できる。第三者が、自己の意見書又はその一部を秘密のものとして扱うよう請求しても、当該請求は認められず、第三者にはその旨が通知される。

128条(4)

ファイルの次の部分は、閲覧の対象から除外される。

規則144(a)

(i) 審判部若しくは拡大審判部の構成員に対する除斥又は異論に

関する書類

- 規則144(b)* (ii) 査定若しくは意見書の作成に使用された査定案及びその他のすべての書類であって、当事者に通知されていないもの
- 規則144(c)* (iii) 規則20(1)に基づき発明者として名称が掲載される権利を放棄した場合の発明者の指定
- 規則144(d)* (iv) 閲覧をしても欧州特許出願又はそれに起因する特許について公衆に知らせる目的に資することがないであろうとの理由に基づき、欧州特許庁長官が閲覧の対象から除外するその他の書類。
- PCT 38条(1)* この書類には、ファイル閲覧に関する書類、並びに「PACE」プログラムに基づく早期調査及び早期審査請求(EPO様式1005又は別途書類によって提出された場合)も含まれる(2007年7月12日付欧州特許庁長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, J.3参照)。
- PCT規則94* (v) PCT規則94.2及びPCT規則94.3に従うことを条件として、欧州特許庁が国際予備審査機関となるEuro-PCT出願の国際予備審査のファイルであって、国際予備審査報告書が作成されていないもの(OJ EPO 2003, 382 ; E-VIII, 2.10も参照)。

閲覧の対象から除外されたファイルの一部は、当該ファイルの閲覧に供する部分とは別に保管される。

2.2 ファイルの閲覧手続

- 規則145(2)* 欧州特許庁長官は、管理手数料を納付する状況を含む、ファイル閲覧のためのすべての調整事項を決定する(2007年7月12日付EPO長官決定, OJ EPO2007特別版No.3, J.2参照)。

電子形式で利用可能なファイルは、欧州特許登録簿Register Plusオンラインサービス経由で、無料でオンライン閲覧することができる(前述したEPO長官決定参照)。

その他の形式でのファイル閲覧、たとえば、紙形式の写しの提供等は、請求によって可能である。この請求は、欧州特許庁の出願窓口の1に書面で請求しなければならないこと以外は、特別の様式が規定されていない。欧州特許庁は、インターネットのウェブサイト経由で様式を提供する。請求には、手数料納付についての情報も含むべきである。ファックス(A-VIII, 2.5参照)又はインター

ネットによって行われた請求は、確認なしで処理される。

規則145(2)

手数料が必要な場合は、請求が受領されたときが手数料の納付期日となる。納付の方法及び納付されたものとみなされる日は、手数料規則で扱われる(A-X参照)。有効に納付された管理手数料は返還されない。

2.3 ファイル閲覧の制限

128条(4)

規則146

規則145

規則144

欧州特許出願の公開後は、何人も、ファイルを閲覧し、それから情報を得ることができる。ファイルの閲覧及び情報の通知は、規則144に規定された制限に従うことを条件とする(A-XI, 2.1参照)。規則144に基づき「秘密」の印を付した一定の書類がファイル閲覧から除外されることが決定された場合は、その書類は送付元に返還される(T 516/89参照)。

2.4 請求の秘密性

欧州特許庁と閲覧又は情報を請求する者との間で行われた、ファイルの閲覧及び情報の通知に関する手続における連絡文は、公衆の閲覧に供さないファイルの一部に入れられる。欧州特許庁は、出願人に、ファイルの閲覧に関する手続についての情報を提供しない(ただし、A-XI, 2.5第3段落参照)。

2.5 出願公開前のファイル閲覧

128条(1)

欧州特許出願が公開されるまで、ファイルは出願人によってのみ又は出願人の同意がある場合にのみ閲覧することができる。出願人は、安全ファイル閲覧システムによって、自己の出願に関して公開の対象であるが未公開になっている部分を閲覧することができる(2011年12月13日付EPO 通達, OJ EPO 2012, 22参照)。第三者がファイル閲覧請求と同時に出願人の同意書を提出しなければ、請求人が出願人の同意書を提示するまで、欧州特許庁は、ファイル閲覧に供さない。

128条(2)

ただし、欧州特許出願の公開前、出願人がその出願に関する権利を自己に対して援用したことを証する者は何人も、当該出願のファイル閲覧することができる。締約国での最初の出願に関する権利を援用し、同時に後の欧州特許出願に言及している場合にも、

欧州特許出願に基づく権利を援用したものとみなされる(J 14/91 参照)。この証拠が閲覧請求と共に提出されない場合は、欧州特許庁は請求人に、指定期間内に当該証拠を提出するよう求める。適時に提出されなければ、請求を拒絶する。

第128条(2)に基づくファイルの閲覧の場合は、出願人は、当該請求を行う者の身元に関する通知を受ける資格を有する。第128条(2)に基づき第三者のためにファイルの閲覧を請求する職業代理人は、当該第三者の名称及び宛先を提示し、委任状を提出しなければならない。

第128条(2)に基づくファイルの閲覧請求は、出願人が聴聞を受ける前に許可決定されない。出願人が反対し、欧州特許庁が指定した期間内に第128条(2)に定められた要件が充足されていないことを証する事由が提出された場合は、決定が行われる。この決定に対しては審判を請求することができる。

128条(3)

欧州分割出願の公開前には、第128条(1)及び(2)で規定する場合のみ、この分割出願のファイルを閲覧することができる。これは親出願が既に公開されている場合も適用される。ただし、欧州分割出願又は第61条(1)(b)に基づき行われた新たな欧州特許出願が公開された場合は、先の出願が公開される前に、関係する出願人の同意を得ることなく、当該先の出願のファイルを閲覧することができる。

128条(5)

2.6 出願公開前の書誌事項の公開

欧州特許庁は、これまで、欧州特許出願の公開前に書誌データを公開するための第128条(5)に基づく権限を行使していない。

3. ファイルからの情報の通知

規則146

第128条(1)から(4)まで及び規則144に定めた制限に従い、欧州特許庁は、請求があれば、欧州特許出願又は欧州特許のファイルに関する情報を通知することができる。この通知は、管理手数料の納付を条件とすることができる。

ただし、欧州特許庁は、提供する情報の量を考慮して適切とみな

される場合は、ファイル自体を閲覧する選択権の行使を要求することができる。欧州特許庁と情報請求者との間で交わされた情報の通知に関する手続の通信書類は、ファイルの一部に含まれるが、公衆が閲覧することはできない。欧州特許庁は、情報の通知に関する手続について、出願人に如何なる情報も提供しない。

127条
規則143

4. 欧州特許登録簿の閲覧

手続状況及び特許権の法的地位を確認する目的で、規則143に定めた詳細を記載した欧州特許登録簿の閲覧が可能である。欧州特許登録簿への記入は、異議申立期間の終了又は異議申立手続の終了時まで行われる。

該当する場合は、取消若しくは限定手続(第105b条(2))及び／又は再審申請(第112a条)における決定の日付及び趣旨も含まれる(規則143(1)(x)及び規則143(1)(y))。発明者の指定に関する訂正はいつでも行うことができる。インターネット経由でのオンライン欧州特許登録簿(<https://register.epo.org>)には無料でアクセスすることができる。オンライン登録簿には、欧州特許登録簿に記入されたデータに加えて、欧州特許公報で公開されていない出願及び手続データも含まれている。登録データは、ミュンヘン、ヘーグ、ベルリン又はウィーン所在の欧州特許庁情報局から電話で取得することもできる。

5. 認証謄本

欧州特許庁は、請求によって、欧州特許出願及び欧州特許のファイルから、欧州特許出願、欧州特許明細書又はその他の書類の認証謄本を交付する。ただし、ファイル閲覧の条件(第128条(1)から(4)まで)が充足され、更に必要であれば、管理手数料が納付されることを条件とする。

認証謄本作成の費用は、請求人に課金される。

認証謄本交付の請求時に、費用の決済を申請人の預金口座から行うべき旨が表示されていれば、請求書の金額がその預金口座に課金される。

規則54

6. 欧州特許庁が発行する優先権書類

優先権書類(すなわち、欧州出願の認証謄本及び出願日を記載した証明書)は、(原)出願人又は権原承継人のみに交付される。EPO公用語(第14条(2))以外の言語によって行われた出願の場合は、優先権書類は、原出願に関するものであり、EPO公用語の一による翻訳文に関するものではない。

欧州特許庁長官は、優先権書類の様式及び管理手数料を納付する状況を含む、必要な調整事項すべてを決定する。